

川越町地域防災計画

令和4年3月改訂

□第1編 風水害等対策編

- ・第1部 総則
- ・第2部 災害予防・減災対策
- ・第3部 台風接近時等の減災対策
- ・第4部 発災後の応急対策
- ・第5部 被災者支援・復旧対策
- ・第6部 事故等による災害対策

川越町防災会議

目 次

第1編 風水害等対策編.....	1
第1部 総則.....	1
第1章 計画の目的・方針.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の位置づけ及び構成.....	1
第2章 計画関係者の責務等.....	3
第1節 町・県・防災関係機関・町民等の実施責任及び役割.....	3
第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	5
第3章 川越町の特質及び風水害等の状況.....	15
第1節 川越町の特質.....	15
第2部 災害予防・減災対策.....	16
第1章 自助・共助を育む対策の推進.....	16
第1節 町民や地域の防災対策の促進（予防1）.....	16
第2節 防災人材の育成・活用（予防2）.....	19
第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化（予防3）.....	21
第4節 ボランティア活動の促進（予防4）.....	23
第5節 企業・事業所の防災対策の促進（予防5）.....	26
第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6）.....	29
第2章 安全な避難空間の確保.....	32
第1節 避難対策等の推進（予防7）.....	32
第2節 要配慮者利用施設における避難確保対策の推進（予防8）.....	39
第3章 風水害等に強いまちづくりの推進.....	42
第1節 水害予防対策の推進（予防9）.....	42
第2節 宅地等災害防止対策の推進（予防10）.....	44
第3節 農地の防災対策の推進（予防11）.....	45
第4章 緊急輸送の確保.....	46
第1節 輸送体制の整備（予防12）.....	46
第5章 防災体制の整備・強化.....	48
第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防13）.....	48
第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14）.....	51
第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防15）.....	54
第4節 応援・受援体制の整備（予防16）.....	56
第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進（予防17）.....	58
第6節 防災訓練の実施（予防18）.....	63
第7節 災害廃棄物処理体制の整備（予防19）.....	65
第6章 特定自然災害への備え.....	66

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策（予防 20）	66
第3部 台風接近時等の減災対策	69
第1章 タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策	69
第1節 防災・減災対策へのタイムラインの導入について	69
第2章 災害対策本部機能の確保	70
第1節 準備・警戒体制の確保（接近 1）	70
第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（接近 2）	78
第3章 避難誘導体制の確保	87
第1節 避難所の確保及び早期避難の促進（接近 3）	87
第2節 避難行動要支援者の保護（接近 4）	89
第3節 学校・幼稚園・保育所における児童生徒等の安全確保（接近 5）	90
第4章 災害未然防止活動	91
第1節 水防活動体制の確保（接近 6）	91
第2節 町民・企業等による安全確保（接近 7）	92
第4部 発災後の応急対策	94
第1章 災害対策本部活動の実施	94
第1節 災害対策活動の実施体制の確保（発災 1）	94
第2節 通信機能の確保（発災 2）	95
第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等（発災 3）	101
第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災 4）	105
第5節 応援・支援体制の整備（発災 5）	109
第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策	111
第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災 6）	111
第2節 水防活動（発災 7）	117
第3節 公共施設被災時の復旧・保全（発災 8）	128
第4節 ライフライン施設被災時の応急対策（発災 9）	130
第5節 県防災ヘリコプターの活用（発災 10）	135
第3章 救助・救急及び医療・救護活動	136
第1節 救助・救急活動（発災 11）	136
第2節 医療・救護活動（発災 12）	138
第4章 緊急避難対策	140
第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保（発災 13）	140
第2節 避難行動要支援者対策（発災 14）	147
第3節 学校・幼稚園・保育所における児童生徒等の避難対策（発災 15）	149
第5章 特定自然災害対策	151
第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策（発災 16）	151
第5部 被災者支援・復旧対策	153
第1章 災害対策本部活動体制の確保	153
第1節 国への災害対策要員の派遣要請等（復旧 1）	153
第2節 災害救助法の適用（復旧 2）	154
第2章 避難者支援等の活動	162

第1節 緊急輸送手段の確保（復旧3）	162
第2節 救援物資等の供給（復旧4）	163
第3節 給水活動（復旧5）	167
第4節 ボランティア活動の支援（復旧6）	169
第5節 防疫・保健衛生活動（復旧7）	171
第6節 災害警備活動（復旧8）	173
第7節 遺体の取り扱い（復旧9）	174
第3章 社会基盤施設等の復旧・保全	176
第1節 農作物等の被害軽減対策（復旧10）	176
第2節 流木等漂着物対策（復旧11）	177
第4章 復旧に向けた対策	178
第1節 廃棄物対策活動（復旧12）	178
第2節 住宅の保全・確保（復旧13）	180
第3節 文教等対策（復旧14）	182
第4節 災害義援金等の受け入れ・配分（復旧15）	184
第5章 復旧にかかる支援措置	185
第1節 災害復旧事業にかかる財政支援（復旧16）	185
第2節 被災者の生活再建に向けた支援（復旧17）	187
第3節 復興体制の構築と復興方針の策定（復旧18）	194
第6部 事故等による災害対策	195
第1章 重大事故等対策	195
第1節 危険物施設等の事故対策（事故1）	195
第2節 航空機・列車事故等突発的災害への対策（事故2）	200
第3節 流出油事故等への対策（事故3）	201
第2章 火災対策	207
第1節 大規模火災の対策（事故4）	207

第1編 風水害等対策編

第1部 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

第1項 計画の目的

本計画は、町の地域に係る、風水害等への災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進するための計画であり、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ及び構成

第1項 計画の位置づけ

本計画は、基本法第42条の規定に基づき、川越町防災会議が作成する「川越町地域防災計画」の「風水害等対策編」であり、基本法第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、地すべりその他の異常な自然現象と、大規模な火事、もしくは爆発、放射性物質の大量の放出、その他の大規模な事故を対象とした対策を記載している。

本計画は町、防災関係機関、町民、企業等の実施責任を明確にするとともに、防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、各機関ごとに具体的な活動計画等を定める。

第2項 計画の構成

第1部 総 則	○ 計画の目的や方針、町、県、防災関係機関、町民等の防災上の責務や役割、町の特質や既往の風水害等の状況等について記述している。
第2部 災害予防・減災対策	○ 発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平常時において風水害等に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について記述している。
第3部 台風接近時等の減災対策	○ 台風等発生から発災までの事前の減災対策について記述している。また、防災・減災対策へのタイムラインの導入の必要性と導入方針について記述している。
第4部 発災後の応急対策	○ 町災対本部の部隊活動を中心に、町民・防災機関等が災害発生直後に取り組むべき、対策について記述している。
第5部 被災者支援・復旧対策	○ 町災対本部の部隊活動を中心に、気象事象が収まった後の被災者支援や被災後の復旧に関する対策について記述している。

第6部 事故等による災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 重大事故や大規模火災などの事故等対策について記述している。
-------------------	---

第3項 計画の修正

本計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正するものとする。

各防災関係機関は、関係のある事項について修正する場合は、毎年、計画修正案を防災会議に提出する。

第4項 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 県災対本部 …… 三重県災害対策本部をいう。
- 2 地方部 …… 三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 3 町災対本部 …… 川越町災害対策本部をいう。
- 4 防災関係機関 …… 県、市町、国（指定地方行政機関、自衛隊等）、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 5 災対本部 …… 各機関が設置する災害対策本部をいう。
- 6 基本法 …… 災害対策基本法をいう。
- 7 救助法 …… 災害救助法をいう。
- 8 要配慮者 …… 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等で、災害対策上特別な支援や配慮が必要な者をいう。
- 9 避難行動要支援者 …… 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 10 復興法 …… 大規模災害からの復興に関する法律をいう。
- 11 その他の用語については、基本法の例による。

第2章 計画関係者の責務等

第1節 町・県・防災関係機関・町民等の実施責任及び役割

第1項 町・県・防災関係機関の実施責任及び役割

1 町

- ① 町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、県防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- ② 町は、町民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 県

- ① 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。
- ② 県は、災害の規模が大きく、町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、指定地方公共機関をはじめとする防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- ③ 県は、町及び防災関係機関が実施する防災対策を支援するとともに、総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

- ① 指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- ② 指定地方行政機関は、町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- ① 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進する。
- ② 指定公共機関及び指定地方公共機関は、町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ① 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から風水害等予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施する。
- ② 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2項 町民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

1 町民

- ① 町民は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取り組みを実践し、家庭等における防災・減災対策を講じるよう努める。
- ② 町民は、地域において、自主防災組織、災害ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、地域の安全は皆で守る共助の取り組みに努める。

2 自主防災組織

- ① 自主防災組織は、地域住民、事業者及び災害ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- ② 自主防災組織は、地域において町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

- ① 事業者は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- ② 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 町の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
川越町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町防災会議及び町災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の町民に対する広報 (10) 町民に対する避難情報の発令 (11) 被災者の救助に関する措置 (12) ボランティアの受け入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災町営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時の交通及び輸送の確保 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 町内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
四日市市消防本部 四日市市北消防署 朝日川越分署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災の予防・警戒・鎮圧 (2) 災害の防除及び被害の軽減 (3) 救助・救急活動 (4) 災害情報の収集・連絡等

第2項 県の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
三重県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練

機関名	内 容
三重県	<ul style="list-style-type: none"> (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報 (9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受け入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15) 災害時の交通及び輸送の確保 (16) 自衛隊の災害派遣要請 (17) 災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
四日市北警察署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警備体制 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 拾得物等の取り扱い (8) 二次災害の防止 (9) 危険箇所等における避難誘導等の措置 (10) 社会秩序の維持 (11) 被災者等への情報伝達活動 (12) 相談活動 (13) ボランティア活動の支援

第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

機関名	内 容
東海財務局 津財務事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸し付け等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整

機関名	内 容
東海財務局 津財務事務所	(5) 金融上の諸措置
東海農政局 三重県拠点	(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸し付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置 (11) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備 (12) 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援
中部運輸局 三重陸運支局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達斡旋、特定航路への就航勧奨 (3) 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導 (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保 (5) 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者もしくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導 (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 (10) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援

機関名	内 容
第四管区海上保安本部四日市海上保安部	(1) 情報の収集及び伝達 (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助 (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報 (4) 船舶交通の障害の除去 (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止 (6) 法令の海上における励行
津地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象、地動及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて町民に周知できるよう努める。 (3) 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援協力を行う。 (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 (5) 町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導 (5) 非常通信協議会の運営 (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の町への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
三重労働局 四日市労働基準監督署	(1) 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施 (2) 事業場における労働災害発生状況の把握 (3) 労働災害と認められる労働者に対する迅速・適正な保険給付等の実施
中部地方整備局 三重河川国道事務所 四日市港湾事務所	1. 災害予防 (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 (4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施 (5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画及び事業実施 (6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保

機関名	内 容
中部地方整備局 三重河川国道事務所 四日市港湾事務所	<p>(8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有</p> <p>2. 初動対応</p> <p>(1) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）の派遣及び被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施</p> <p>3. 応急・復旧</p> <p>(1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力</p> <p>(3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施</p> <p>(4) 道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</p> <p>(5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</p> <p>(6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>(7) 航路啓開に関する計画に基づく、流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p> <p>(8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</p> <p>(9) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(10) 情報の収集及び連絡</p> <p>(11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>(12) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施</p> <p>(13) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動</p>
国土地理院 中部地方測量部	<p>(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施</p> <p>(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施</p> <p>(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施</p> <p>(4) 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施</p>

2 自衛隊

機関名	内 容
陸上自衛隊第33普通科連隊	<p>(1) 要請に基づく災害派遣</p> <p>(2) 関係機関との防災訓練に協力参加</p>

3 指定公共機関

機関名	内 容
西日本電信電話株式会社三重支店	<p>災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行</p> <p>(1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置</p> <p>(3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置</p>
株式会社NTTドコモ東海支社三重支店	<p>(1) 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行</p> <p>(2) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置</p> <p>(3) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置</p> <p>(4) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置</p>
KDDI株式会社中部総支社	<p>(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定</p> <p>(3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置</p>
ソフトバンク株式会社	<p>(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定</p> <p>(3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置</p>
日本銀行名古屋支店	<p>災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節</p> <p>(2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運用に係る措置 イ 資金の貸付け</p> <p>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>(5) 各種措置に関する広報</p> <p>(6) 海外中央銀行等との連絡調整</p>
日本赤十字社三重県支部	<p>(1) 災害時における医療、助産及びその他の救助</p> <p>(2) 救援物資の配分</p> <p>(3) 災害時の血液製剤の供給</p>

機関名	内 容
日本赤十字社 三重県支部	(4) 義援金の受け付け及び配分 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 津放送局	(1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。 (3) 町民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (4) 町民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
中日本高速道路株式会社	(1) 伊勢湾岸自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
東海旅客鉄道 株式会社	(1) 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、迂回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等 (2) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盜難等各種犯罪の防止
日本貨物鉄道株式会社	(1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配 (2) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送 (3) 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免 (4) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査 (5) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理 (6) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理 (7) 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理 (8) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理
中部電力パワーグリッド株式会社三重支社／株式会社 J E R A 西日本支社	(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
東邦ガス株式会社	(1) ガス施設の災害予防措置及び防災応急対策に係る措置の実施 (2) 発災後に備えた要員及び資機材の確保
日本郵便株式会社	(1) 災害時における郵便業務の確保 ① 郵便物の送達の確保

機関名	内 容
日本郵便株式会社	<p>② 郵便局の窓口業務の維持</p> <p>(2) 郵便業務に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策</p> <p>① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。</p> <p>② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。</p> <p>④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。</p>

4 指定地方公共機関

機関名	内 容
公益社団法人三重県医師会	<p>(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整</p> <p>(2) 医療及び助産等救護活動</p>
三重テレビ放送株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重エフエム放送株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重交通株式会社	<p>(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分</p> <p>(2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送</p> <p>(3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送</p>
一般社団法人三重県トラック協会	(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ、物流専門家派遣等の要請に対する即応体制の整備並びに配車
近畿日本鉄道株式会社	<p>(1) 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送</p> <p>(2) 線路、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理</p>
一般社団法人三重県LPGガス協会	<p>(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施</p> <p>(2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給</p>
公益社団法人三重県歯科医師会	<p>(1) 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整</p> <p>(2) 歯科保健医療及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施</p>
株式会社ケーブルコモンネット三重	災害発生に際して、県内CATV事業会社8社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。

機関名	内 容
株式会社ケーブルコモンネット三重	(1) 電気通信設備。放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基づく、要員、資材、輸送方法等の確保並びに早急な災害復旧措置を行う。 (2) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行う。 (3) 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。 (4) 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。
一般社団法人三重県建設業協会	(1) 応急仮設住宅の建設への協力 (2) 災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急に道路を警戒する工事への協力

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
川越町社会福祉協議会	(1) ボランティア活動体制の整備 (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営 (3) 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資 (4) 避難行動要支援者への支援等
中部ケーブルネットワーク株式会社北勢支局	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
産業経済団体（農業協同組合、朝明商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要資機材及び融資斡旋に対する協力
建設業関係団体	(1) 災害時における応急対策及び復旧対策についての協力
文化、厚生、社会団体（日本赤十字団、女性会、青年団等）	(1) 被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力
危険物施設等の管理者	(1) 町等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施
ガス事業者（東邦ガス株式会社、一般社団法人三重県LPGガス協会を除く。）	(1) 東邦ガス株式会社及び一般社団法人三重県LPGガス協会に準ずる。
公益社団法人四日市医師会	(1) 災害医療救護計画の策定 (2) 医療救護班の派遣
一般社団法人四日市歯科医師会	(1) 災害医療救護マニュアルの策定 (2) 歯科医療救護班の派遣
一般社団法人	(1) 災害医療救護マニュアルの策定

機関名	内 容
四日市薬剤師会	(2) 薬剤師の派遣

6 自主防災組織

機関名	内 容
自主防災組織	(1) 地域における災害予防。 (2) 避難時における地域活動。 (3) 災害時における地域の初期防災活動

第3章 川越町の特質及び風水害等の状況

第1節 川越町の特質

第1項 自然的条件

1 位置及び面積

本町は、三重県北部に位置し東西約4.2km、南北3.9kmで面積8.72km²とコンパクトなまちで、北は員弁川（町屋川）を境に桑名市に隣接、南は商工業都市四日市市に、西は朝日町に接し、東は伊勢湾に臨んでいる。町の中心より、名古屋市まで30km、四日市市中心部までは8kmの距離である。

本町の地勢としては、鈴鹿山脈を源とする朝明・員弁両河川の流出土砂により形成された起伏のない沖積層地帯で、標高約0m～5mの平坦地である。

2 気候

本町がある伊勢湾平野北部は県内でも温暖で、恵まれた気候である。ただ、冬期は県内でも寒く、多度山脈から吹きおろす北、又は北西の季節風が冷たい風をもたらすため、時々雪しぐれに見舞われる。一方、夏期は海岸地方のため日中は南東より海風が吹き、気温や湿度が上昇し、むし暑い日が多い。

第2項 社会的条件

1 人口

本町では、平成2年には人口が1万人を下回っていたが、平成7年には人口が1万人を超え、それ以降も順調に人口が増え続け、令和2年には15,123人に達した。

人口が増え続けているなか、高齢人口も増加傾向にあり、令和2年ではその人数は2,855人で人口の18.9%を占めている。県全体の平均と比較すると低くなっているが、高齢化の増加傾向は今後も続くことが予想される。

人口の推移

(国勢調査 各年10月1日現在)

年	人口総数 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯当たり 人数(人) ※一般世帯	高齢人口 (65歳以上) (人)	高齢化率 (%)
平成2年	9,988	2,969	3.36	1,232	12.3
平成7年	10,863	3,638	2.99	1,546	14.2
平成12年	11,782	4,131	2.83	1,834	15.6
平成17年	13,048	4,822	2.69	2,169	16.6
平成22年	14,003	5,601	2.48	2,487	17.8
平成27年	14,752	6,023	2.44	2,735	18.5
令和2年	15,123	6,602	2.29	2,855	18.9

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 町民や地域の防災対策の促進（予防1）

【主担当課】 安全環境課

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・自宅や学校、勤務先等の周辺が風水害等の災害発生時にどのような被害を受ける危険性があるのかについての認識、万一の際の避難場所や家族間の連絡方法の確認など、町民が災害等からわが身を守るための備えが十分でない。

【本計画がめざす状態】

- ・ほとんどの町民が、想定される被害の様相や避難場所、家族間の連絡方法等を把握しており、また、自宅の防災対策、地域における避難計画づくりや避難訓練の実施など、自助の備えと防災対策に取り組んでいる。



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
町	自治会等地域コミュニティ	(1) 風水害等対策に関する普及・啓発事業の実施
	町民	(1) 風水害等対策に関する普及・啓発事業の実施
	職員	(1) 防災教育の実施

【共助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
自主防災組織	地域住民	(1) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
防災活動に取り組むNPO等	町民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
町民を顧客として事業を開拓している防災関係機関	町民	(1) 事業活動を通した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
町民	(1) 家族防災会議の開催 (2) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進 (3) “災害から命を守るために”の防災対策の推進

第3項 対策

■町が実施する対策

1 自治会等地域コミュニティを対象とした対策

(1) 風水害等対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取り組みを促進するため、町の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

- ① 地域独自の防災訓練実施等への支援
- ② 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援
- ③ 地域の実情に応じた各避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援

2 町民を対象とした対策

(1) 風水害等対策に関する普及・啓発事業の実施

町民の自助の取り組みや共助への参画を促進するため、町の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

- ① 町民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや風水害等発生時の行動マニュアルの配布
- ② 町の災害特性に応じた防災訓練の実施
- ③ 防災講演会(研修会)等の実施
- ④ 町広報等による定期的な啓発による危機意識の醸成
- ⑤ 高齢者等避難、避難指示等の周知
- ⑥ 洪水避難に関するハザードマップの配布
- ⑦ 町の災害特性に応じた避難訓練の実施
- ⑧ 水害保険・共済への加入促進など、発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策に関する知識等の普及・啓発
- ⑨ みえ防災・減災センターと町との連携による、洪水避難等にかかる地区防災計画の作成支援

3 職員を対象とした対策

(1) 防災教育の実施

職員は、災害対策に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、防災教育の徹底を図る。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時のマニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

町や県が実施する町民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、避難所ごとの避難所運営マニュアル等の作成、避難所運営訓練等、地域独自の防災訓練への積極的な協力に努める。

2 防災活動に取り組むNPO等の対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

町民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、町民に対して必要な協力を呼びかけ、平常時から町民の防災意識向上を図り、地域コミュニケーションを踏まえた地区内の防災活動を推進するよう努める。

(2) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

自組織の活動の中で、町や県が実施する町民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力に努める。

■町民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策

1 事業活動を通した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、町民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に町民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

2 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、町や県が実施する町民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

■町民が実施する対策

1 家族防災会議の開催

家族で風水害等の発生に備え、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担や取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るためにの自助・共助の備えを確認するよう努める。

併せて、各家庭において、食料、飲料水、簡易トイレの備蓄や、非常持ち出し品等(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備に努める。

また、就学児童・生徒を持つ家庭においては、家族防災会議における「防災ノート」の活用に努める。

2 “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

被災した場合にあっても、一刻も早く復旧・復興に取り組み、生活再建につなげができるよう、自然災害による損害を補償する保険に加入するなどの対策を講じるよう努める。

3 “災害から命を守るため”の防災対策の推進

自宅や学校、職場等をはじめ、日常的な行動範囲が洪水浸水想定区域に属する場合は、各々の場所の災害を勘案した避難計画を策定し、避難場所、避難所に確実に避難するための備えに努める。

また、近隣に自力避難が困難な避難行動要支援者がいる場合は、地域の避難計画等に基づき、避難行動要支援者への避難支援に努める。

第2節 防災人材の育成・活用（予防2）

【主担当課】 安全環境課、福祉課

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域における女性や若者の防災人材及び災害ボランティアの人数や割合が少ない。	<p>【本計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none">・女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進み、防災活動を牽引している。
---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
町	町民	<ul style="list-style-type: none">(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用(2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用
	自主防災組織	<ul style="list-style-type: none">(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	防災活動に取り組むN P O等	<ul style="list-style-type: none">(1) N P O等が行う人材育成への支援(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
自主防災組織	自主防災組織構成員	<ul style="list-style-type: none">(1) 構成員に対する教育・啓発
災害ボランティア関係団体等	組織の構成員やボランティア等	<ul style="list-style-type: none">(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成(2) 構成員に対する教育・啓発

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
町民	<ul style="list-style-type: none">(1) 町・県の防災人材育成事業への参画

第3項 対策

■町が実施する対策

1 町民を対象とした対策

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施する研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダー等と連携して、みえ防災・減災センターにおいて育成されるみえ防災コーディネーターや「みえ防災人材バンク」の枠組みにより育成した防災人材の活用を図る。

(2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては、女性への配慮が不可欠なことから、専門性のある職業に従事している女性を対象とした県等が実施する防災講座の受講を促進するとともに、自主防災組織等についても女性を対象とした防災講座を開催するなど、女性の視点で主体的に行動できる

人材の育成を図る。

また、育成した人材の継続的なフォローアップを行うとともに、若い世代の防災人材の育成に取り組む。

2 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

3 防災活動に取り組むNPO等を対象とした対策

(1) NPO等が行う人材育成への支援

NPO等が実施する災害ボランティアの活用を担う人材の育成事業を支援する。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

多様な防災人材の交流と連携を促進し、互いの役割や活動内容を学び合うことで、各々の活動の質を高めるとともに、災害時の協力関係を構築する。

■自主防災組織や災害ボランティア関係団体等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 構成員に対する教育・啓発

町や県が実施する人材育成事業等を活用するなどして、組織の構成員の教育や啓発に努める。

2 災害ボランティア関係団体等の対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

- ① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施
- ② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

(2) 構成員に対する教育・啓発

県の人材育成事業等を活用するなどして、組織の構成員の教育や啓発に努める。

■町民が実施する対策

1 町・県の防災人材育成事業への参画

町民は県等が実施する防災人材育成事業等に積極的に参画し、地域の防災活動等への協力に努める。

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化（予防3）

【主担当課】 安全環境課

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】	【本計画がめざす状態】
<ul style="list-style-type: none">・自主防災組織や消防団の活動状況にはばらつきがある。また、自主防災組織や消防団に対し、避難行動要支援者対策や避難対策などの課題について十分な情報共有がなされていない。	<ul style="list-style-type: none">・自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化してネットワーク化が進み、自主防災組織や消防団の活動が活発になっていく。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町	自主防災組織	<ul style="list-style-type: none">(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進(2) 自主防災組織の活動促進
	消防団	<ul style="list-style-type: none">(1) 消防団への加入促進(2) 消防団活動の充実強化
	町民	<ul style="list-style-type: none">(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
自主防災組織	他地域の自主防災組織等の防災関係団体	<ul style="list-style-type: none">(1) 自主防災活動の活性化
消防団	他地域の消防団等の防災関係団体	<ul style="list-style-type: none">(1) 消防団活動の活性化

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
町民	<ul style="list-style-type: none">(1) 自主防災組織や消防団の活動への参画

第3項 対策

■町が実施する対策

1 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

- ① 訓練等の自主防災活動に対する支援
- ② 自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画を定めた防災計画の作成指導
- ③ 自主防災組織リーダー等の人材育成
- ④ 組織への女性や若者の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化、地域の消防団との連携による組織の活性化推進

⑤ 必要に応じ、地域住民、事業所、施設管理者等が連携した共同の自主防災組織の創設

(2) 自主防災組織の活動促進

自主防災組織の活動が活発に継続して行われるよう支援を行う。

また、地域の消防団や他地域の自主防災組織等との連携強化を図るための人材の育成を図る。

2 消防団を対象とした対策

地域に密着した消防団が、災害時に地域で即時に対応するその中核的な役割を果たすことを踏まえ、次のとおり消防団の強化に努める。

(1) 消防団への加入促進

防災訓練等における消防団との連携、各種イベントでの消防団の活動内容の紹介など消防団に対する町民の理解を深める。

(2) 消防団活動の充実強化

① 消防団員の活動の実態に応じた適切な報酬・出動手当を確保するなど消防団員の待遇改善に努める。

② 消防団の装備について、「消防団の装備の基準」に基づき装備の充実に努める。

3 町民を対象とした対策

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

■自主防災組織や消防団が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを実施するとともに、地域の消防団等との連携を強化する等あるいは、必要な資機材等を整備するなどにより、自主防災組織活動の活性化を図る。

また、地域の消防団等との連携を強化する体制の整備に努めるとともに、自主防災組織交流会への参加、防災活動事例集の配布等により、優良事例の共有など自主防災組織活動の活性化に努める。

2 消防団の対策

(1) 消防団活動の活性化

地域住民の消防団への参加・協力を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを実施するとともに、消防への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

また、消防団の研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図る。

■町民が実施する対策

1 自主防災組織や消防団の活動への参画

町民は、地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

第4節 ボランティア活動の促進（予防4）

【主担当課】 福祉課、安全環境課

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災活動に取り組むN P O ・ボランティア等と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、町内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない。 	 <p>【本計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災活動に取り組むN P O ・ボランティア等と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。
--	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
町	災害ボランティア担当機関	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受け入れ等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等
	N P O ・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むN P O ・ボランティア等への活動支援
	町民・企業等	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進

【共助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
町社会福祉協議会		(1) 災害ボランティアセンターの活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受け入れにかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等
災害ボランティア関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成
	災害ボランティア担当機関	(1) 災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築
企業	従業員等	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
町民	(1) 災害ボランティア等への参画

第3項 対策

■町が実施する対策

1 災害ボランティア担当機関を対象とした対策

(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

町社会福祉協議会が担う災害ボランティアセンターの体制整備を促進するため、町社会福祉協議会と連携してマニュアル等を作成し、ボランティアの受け入れ体制や発災時に担う役割の整備を図る。

(2) ボランティアの受け入れ等にかかる協力関係・連携体制の構築

社会福祉協議会主体のもと、町域を超えたボランティアの受け入れや活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

(3) 災害ボランティア人材の育成等

町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

2 NPO・ボランティア等を対象とした対策

(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

町社会福祉協議会と協働し、災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等に努め、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

3 町民・企業を対象とした対策

(1) 災害ボランティア等への参画促進

町社会福祉協議会その他関係団体等と連携し、災害ボランティア活動の広報・啓発等により、町民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

■町社会福祉協議会が実施する対策

1 災害ボランティアセンターの活動環境や活動条件の整備

災害ボランティアセンターの設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受け入れ体制や発災時に担う役割の整備を図る。

2 ボランティアの受け入れにかかる協力関係・連携体制の構築

町域を超えたボランティアの受け入れや活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

3 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

■災害ボランティア関係団体等が実施する対策

1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施

② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

2 災害ボランティア担当機関を対象とした対策

(1) 災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築

災害ボランティアセンター等を運営するにあたっての技術的支援等を行うとともに、ボランティア受け入れにあたってセンター間の総合的な連携体制の構築を図る。

■企業や町民が実施する対策

1 企業の対策

(1) 災害ボランティア等への参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

2 町民の対策

(1) 災害ボランティア等への参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進（予防5）

【主担当課】 産業建設課、安全環境課

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <p>・企業・事業所の事業継続計画（B C P）の作成が進んでいない。また、地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。</p>	<p>【本計画がめざす状態】</p> <p>・企業・事業所の事業継続計画（B C P）の策定及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。</p>
---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
町	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画（B C P）の作成促進 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 自衛防災組織の活動支援
	自主防災組織、自治会等	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進
ライフライン事業者	企業・事業所	(1) 災害発生時のライフライン復旧対策の促進

【共助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
商工会	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画（B C P）の作成促進 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進
企業・事業所	町（自主防災組織、自治会等）・関係企業・事務所	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (2) 町内企業の防災力強化のためのネットワーク構築
自主防災組織、自治会等	企業・事業所	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

【自助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
企業・事業所	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画（B C P）の作成 (2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (3) 自主防災組織の充実強化
	従業員等	(1) 防災教育・防災訓練の実施

第3項 対策

■町が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための体制整備などに努める。

(3) 自衛防災組織の活動支援

企業・事業所の自衛防災組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

2 自主防災組織、自治会等を対象とした対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

■ライフライン事業者が実施する対策

1 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

災害時において発生する電気・ガス・水道・鉄道等地域住民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン企業等関係機関・関係自治体により構成される「三重県ライフライン企業等連絡会議」において、構成員間の情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討する。

■商工会が実施する対策

1 防災計画や事業継続計画(BCP)の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、町と連携して各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検の支援に努める。

2 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るため、災害時に町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための体制整備などに努める。

■企業・事業所が実施する対策

1 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

- ① 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。
- ② 業種や事業規模に応じ、災害時に町や各種団体と協働で災害対応を行うための避難所運営や救援物資の調達等に関する協定を締結するなど地域の防災対策に貢献するよう努める。

2 町内企業の防災力強化のためのネットワーク構築

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力をを行い、防災力診断や事業継続計画（B C P）作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。

3 防災計画や事業継続計画（B C P）の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、東日本大震災等大規模災害の教訓などを踏まえた防災計画や事業継続計画（B C P）の作成・点検に努める。

特に洪水や高潮等の危険性の高い臨海部に立地する事業者については、避難対策を含めた事業継続計画（B C P）の作成・点検に努める。

4 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の暴風対策や浸水対策等の安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

5 自衛消防組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実強化に努める。

6 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・防災知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

- ① 自然災害から、従業員とその家族等を守るために防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。
- ② 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

■自主防災組織、自治会等が実施する対策

1 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6）

【主担当課】 学校教育課、子ども家庭課

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】	【本計画がめざす状態】
<p>・学校やその周辺並びに通学路等における警報発表前の対応や非常時の避難対策等の取り組みや、児童生徒等への防災教育、家庭や地域との連携が十分とはいえない状況にある。</p> <p>また、幼稚園や保育所（園）における防災対策についても、同様の状況にある。</p>	<p>・全ての学校や園などにおいて、警報発表前の対応や非常時の避難対策等がなされ、児童生徒等や教職員の安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童生徒並びに家庭や地域への防災啓発が図られている。</p>

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
町	小中学校	(1) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (2) 学校施設の安全点検 (3) 児童生徒等の安全確保
	児童生徒等	(1) 防災教育の推進
	教職員	(1) 学校防災人材の育成と活用
	児童生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(地域住民)	(1) 地域と学校が連携した防災対策の推進
	幼稚園	(1) 幼稚園の防災対策の推進
	保育所(園)、児童館	(1) 保育所(園)、児童館の防災対策の推進
県	県立高等学校	(1) 校内の防災体制の整備等

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
保護者・児童生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い

第3項 対策

■町(小中学校等)が実施する対策

1 小中学校の防災対策の推進

(1) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。

また、伊勢湾台風や紀伊半島大水害等の教訓を踏まえ、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

(2) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を行い、必要な補修を行う。

(3) 児童生徒等の安全確保

登下校時等の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

また、学校が洪水浸水想定区域内にあるため、洪水警報発表時等の避難計画を整備し、避難訓練の徹底を図る。

(4) 児童生徒等への防災教育の推進

防災ノート等を活用した防災教育を継続して行う。

(5) 教職員の学校防災人材の育成と活用

学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

また、全ての基本研修で防災研修を実施する。

(6) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

(7) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校と地域が担う役割分担などを整理・確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に話し合いを行うなどして、事前に点検しておく。

2 幼稚園の防災対策の推進

学校に準じた防災対策を講じるとともに、幼児等に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

3 保育所(園)、児童館の防災対策の推進

保育所(園)、児童館については、学校に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進するとともに、民間事業者に対する指導を図る。

■県(県立高等学校)が実施する対策

1 校内の防災体制の整備等

「町が実施する対策」に準じるとともに、地域と合同の防災訓練を実施し、災害時に学校と地域が担う役割分担などを整理・確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に話し合いを行っておく。

■保護者・児童生徒等が実施する対策

1 家庭における防災についての話し合い

学校等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進（予防7）

【主担当課】 安全環境課、福祉課、健康推進課、生涯学習課、学校教育課

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・避難場所等の整備や町民一人ひとりの避難経路、場所等の検討が十分ではない。また、避難行動要支援者のための避難対策、避難行動要支援者や女性に配慮した避難所の運営体制や福祉避難所の指定等を進めている。

【本計画がめざす状態】

- ・避難場所等の整備が進み、町民一人ひとりが個別の避難計画を策定している。また、地域の避難対策や避難所運営における弱者対策が図られるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定が進むなど、避難行動要支援者の避難対策に最大限配慮した地域づくりが進んでいる。



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
町	地域住民等	(1) 指定緊急避難場所の指定と町民等への周知 (2) 指定避難所の指定と町民等への周知 (3) 避難情報発令基準の策定等 (4) 避難誘導対策 (5) 避難所運営対策 (6) 避難行動要支援者対策 (7) 福祉避難所 (8) 帰宅困難者等対策 (9) ペット対策 (10) 避難所外避難者対策 (11) 感染症対策

【共助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
自主防災組織等 地域	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
要配慮者利用施設	入所者等要配慮者	(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進
不特定多数の者 が利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
町民	(1) 地域の避難対策への協力 (2) ペットの同行避難対策

第3項 対策

■町が実施する対策

1 地域住民等を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所の指定と町民等への周知

町は、切迫した災害から町民等が緊急的に避難する場所のうち、内閣府令で定める基準に適合するものを、災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ指定し、必要な資機材等の備蓄を図り、地域・町民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性を洪水浸水想定区域図等で確認するほか、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議する。

(2) 指定避難所の指定と町民等への周知

町は、被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保されるなど、内閣府令で定める基準に適合するものを指定避難所としてあらかじめ指定し、地域・町民に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者の状況を十分踏まえるとともに、必要な資機材等の備蓄を図る。

また、指定避難所の指定にあたっては、その適切性を洪水浸水想定区域図等で確認する。

(3) 避難情報発令基準の策定等

避難情報を発令する場合の判断基準や具体的な考え方を定める。

また、避難情報の伝達について、防災行政無線（同報系）、個別受信機、緊急速報メール、広報車、ケーブルテレビ等により周知の手段や方法について、万全を図る。

(4) 避難誘導対策

町は、県の実施する避難誘導対策に沿った町の実情に応じた避難誘導対策を講じるよう努める。

また、避難情報に関する意思決定に対する県からの助言の実施など、国・県との連携・情報共有を図る体制をあらかじめ整備しておく。

(5) 避難所運営対策

町は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月内閣府）」を踏まえたものとなるよう努める。

なお、各指定避難所ごとに、関係者による避難所運営訓練の実施に努める。

《長期的な避難所の選定基準》

- ① 崩壊のおそれのない安全な建物であること。
- ② 水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること。
- ③ 出入口へのスロープ、男女別トイレ、多目的トイレ、更衣室、洗濯物干し場、授乳室の設置など女性や高齢者、障がい者等に配慮されていること。

《あらかじめ定めておくべき避難所の運営方法》

- ① 避難所の管理運営に関すること

- ア 避難所の管理者不在時の開設体制の整備
 - イ 施設管理者、町災対本部要員、自主防災組織等の協力による避難所運営委員会の体制整備
 - ウ 町災対本部との連絡体制の整備
 - エ 避難者の把握、情報の収集・伝達、各種相談業務等応急対策の体制整備
 - オ 避難行動要支援者、男女の違いなど多様なニーズに配慮した運営体制
- ② 避難住民への支援に関すること。
- ア 避難者への給水、給食の体制整備
 - イ 避難者への毛布、衣料、生活必需品等の支給の体制整備
 - ウ 負傷者に対する応急医療の体制整備
 - エ 避難所には、食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておく。
- また、資機材は、だれもが使用しやすいものを備蓄するよう努める。

《備蓄及び配備に準備する主なもの》

- | | |
|--------------------|----------------|
| (ア) 食料・飲料水 | (キ) 純水用機材 |
| (イ) 生活必需品 | (ク) 救護所及び医療資機材 |
| (ウ) 通信機材 | (ケ) 仮設トイレ |
| (エ) 放送設備 | (コ) 仮設テント |
| (オ) 照明設備 | (サ) 防疫用資機材 |
| (カ) 炊き出しに必要な機材及び燃料 | (シ) 工具類 |

③ 避難所の安全性の確保

避難所の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行う。

(6) 避難行動要支援者対策

町長は、基本法第49条の10第1項に基づき、町内に居住する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

また、避難行動要支援者が適切に避難支援等を受けられるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供するなどの活用を図るとともに、個別避難支援計画の作成に努める。

① 避難支援等関係者及び名簿の提供

町長は、基本法第49条の11第2項に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。ただし、法令に特別の定めがある場合、又は基本法第49条の11第3項に該当する場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。

なお、避難支援等関係者とは、次の機関及び個人とする。

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 民生委員
- エ 町社会福祉協議会
- オ 自主防災組織

カ その他の避難支援等の実施に携わる関係者及び団体で町長が特に必要と認めたもの

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活基盤が自宅にある者、かつ、災害時に避難行動を要する者のうち、次のいずれかの要件に該当する者とする。

ア 要介護認定3～5を受けている者

イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者であって、心臓・腎臓機能障害のみで該当する以外の者

ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者

エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する精神障害者

オ 年齢が75歳以上のひとり暮らし高齢者

カ 上記以外の者で町長及びこの計画に定める避難支援等関係者がともに支援が必要であると認める者

③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町においては、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握する町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。また、難病患者に係る情報等町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要と認められる場合は、基本法第49条の10第4項に基づき、知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報提供を求めることができる。ただし、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 上記に定めるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

（注）エの「住所」とは、各人の生活の本拠であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。

また、「居所」とは人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所を指す。

なお、町長は基本法第49条の10第3項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

④ 名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者の状況は、常に変化し得ることから、町は名簿が最新の状態になるよう避難行動要支援者の把握及び更新に努める。

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたとき、また、転居や入

院、社会福祉施設等への入所により避難行動要支援者名簿から削除されたときは、町と避難支援等関係者間で情報を共有し、避難支援体制の適正化を図る。

⑤ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び講じる措置

避難行動要支援者名簿は、平常時から避難支援等関係者に提供されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するが、避難行動要支援者の同意がない場合は、その限りではない。

避難行動要支援者から避難支援等関係者への名簿の提供について同意を得るために、町担当課が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など直接的に働きかける必要があり、その際には、避難支援等関係者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明し、避難行動要支援者の理解を得たうえで、同意を得ることとする。ただし、重度の認知症や障がい等により、個人情報の取り扱いに関して同意したことによって生じる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることで名簿情報を外部提供することができる。

町は、避難行動要支援者から同意を得て、避難支援等関係者に名簿情報を提供する際は、次の措置を講じる、又は避難支援等関係者に求めることで情報漏えいの防止を図らなければならない。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

ウ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

カ 上記以外に情報漏えいを防止するために必要な指導をする。

⑥ 避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難のための情報伝達については、避難行動要支援者に配慮した様々な手段を活用して行うこととするが、その情報を十分に活用できるよう平常時から避難行動要支援者には避難することについて理解を得るよう努める。

特に避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で、避難することについての理解を得ておき、災害時に避難行動要支援者名簿を活用して迅速に避難ができる体制を整備するとともに、避難支援等関係者の安全対策を図る。

⑦ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者については、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、町は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること。

また、地域においても避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合いを行い、避難支援のルールを決めるなど、地域住民全体で避難支援等関係者が安全に避難支援できるよう検討し、必ずしも災害時に避難支援等関係者の支援が受けられるものではないことについて、一人ひとりの避難行動要支援者の理解を得られるよう推進する。

(7) 福祉避難所

町は、高齢者や障がい者等避難後の生活が困難な避難者の避難所として福祉避難所の指定に努める。

福祉避難所の指定にあたっては、社会福祉施設を運営する社会福祉法人等との協定等の締結に努める。

(8) 帰宅困難者等対策

平常時から帰宅困難者対策として、飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供場所、一時休憩場所又は一時避難所として利用できるよう関係事業者等との連携を図る。

(9) ペット対策

町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受け入れ体制について検討する。

(10) 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

(11) 感染症対策

町は、感染症対策用備蓄品の備蓄を充実させるとともに、避難所開設時における感染防止策を講じるよう努めるものとし、感染症対策に配慮した運営を図る。

また、避難所における過密抑制のため、安全な場所にある親戚や知人・友人宅に避難してもらうよう周知する。

■自主防災組織や関係施設等が実施する対策

1 自主防災組織等地域の対策

(1) 地域の避難対策の推進

町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿の整備、地域や個人の避難計画等の策定、避難所運営マニュアル等の策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

2 要配慮者利用施設の対策

(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、町の福祉避難所の指定に協力する。

3 不特定多数の者が利用する施設の対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、町の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

■町民が実施する対策

1 避難指示発令時等における避難行動の検討

居住する地域に警戒レベルが付された高齢者等避難や避難指示、緊急安全確保が発令された場合や、浸水被害等が発生した場合に備え、あらかじめハザードマップや過去の災害の記録等

から地域で起こりうる災害の想定を確認しておき、自宅内の安全な場所に避難するか、安全な場所にある親戚や知人・友人宅、指定緊急避難場所等の避難場所に避難するかなど、万一の場合にとるべき避難行動の検討に努める。

また、自宅にとどまる場合には、想定される災害に応じ、自宅内の最も高い場所、安全な部屋等に避難（垂直避難）するなど、地域で起こりうる災害の想定を踏まえ、自宅が災害に巻き込まれた場合でも、身の安全を守る行動がとれるよう、万一の場合に備えた避難行動の検討に努めるとともに、水、食料、簡易トイレなど避難に必要な物品の備蓄に努める。

2 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、避難行動要支援者の支援対策など地域の避難対策に協力するよう努める。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難を想定して、平常時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水、餌、衛生用品等のペット用避難用具等の常備に努める。

第2節 要配慮者利用施設における避難確保対策の推進（予防8）

【主担当課】 福祉課、子ども家庭課、安全環境課

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none">要配慮者利用施設において、利用者のための避難対策が進んでいない。	<p>【本計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none">浸水想定区域内にある要配慮者利用施設において、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な措置が講じられている。
---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
町	要配慮者利用施設の所有者又は管理者	(1) 洪水ハザードマップの提供 (2) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等の促進

【共助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
要配慮者利用施設の所有者又は管理者	当該施設利用者	(1) 避難確保計画の作成 (2) 避難訓練の実施 (3) 自衛水防組織の設置 (4) 町への報告

【自助】

実施主体	対策（活動）項目	
自主防災組織等地域	要配慮者利用施設の利用者	(1) 施設の避難対策の推進
要配慮者利用施設	当該施設利用者	(1) 施設の避難対策の推進
町民	(1) 要配慮者利用施設の避難対策への協力	

第3項 対策

■町が実施する対策

1 洪水ハザードマップの提供

本町では、浸水想定区域の指定を踏まえ、避難場所等への円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、「早期の立ち退き避難が必要な区域」などを明示した洪水ハザードマップを作成し、印刷物の配布・町のホームページに掲載するなどにより情報提供する。

また、洪水ハザードマップを活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、発災時における町民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

2 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等の促進

(1) 要配慮者利用施設の指定

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設（資料編参照）を、水防法による要配慮者利用施設として指定する。

(2) 避難確保計画作成等の指導

要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等を確実に行うよう指導する。

また、各施設から提出された避難確保計画に対しては、確実なチェック及び指導監査時等の計画内容の定期的な再確認と施設への指導を行うとともに、計画に基づく訓練が実践されるよう、必要な支援・働きかけを行う。

(3) 指示及び公表

計画未作成の施設に対しては、施設の所有者又は管理者に対し作成に係る必要な指示を行うとともに、指示に従わなかった際には、その旨を公表できる制度を活用する。

(4) 当該要配慮者利用施設に係る措置

水防法に基づく指定施設については、当該施設への洪水予報等の伝達方法及び指定の必要性を定期的に確認するとともに、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に施設の指定の見直しを検討する。

また、要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保のため、洪水予報等の情報伝達訓練の実施に努める。

■要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する対策

1 避難確保計画の作成

国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために避難確保計画を作成する。

【避難確保計画を作成する際の記載例】

- ・計画の目的
- ・計画の適用範囲
- ・防災体制
- ・事前対策
- ・情報収集及び伝達
- ・避難の誘導、避難基準
- ・避難場所、避難経路、避難誘導方法、施設周辺や避難経路の点検
- ・避難の確保を図るための施設の整備
- ・洪水等に係る情報収集
- ・伝達及び避難誘導に使用する資器材等の状況
- ・防災教育及び訓練、実施
- ・自衛水防組織の業務（水防法に基づく避難確保計画のみ）

2 避難訓練の実施

国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練を実施する。

3 自衛水防組織の設置

水防法に基づく要配慮者利用施設においては、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のため、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

4 町への報告

水防法の規定により、要配慮者利用施設において作成した避難確保計画及び訓練の実施結果を町へ報告する。また、水防法の規定による自衛水防組織を設置した場合、構成員等を町へ報告する。

■自主防災組織等地域が実施する対策

1 要配慮者利用施設の利用者を対象とした対策

(1) 施設の避難対策の推進

町や要配慮者利用施設の管理者等が行う避難対策に協力し、施設利用者の避難確保計画に基づく避難訓練等の実施に協力する。

■要配慮者利用施設が実施する対策

1 要配慮者利用施設の利用者を対象とした対策

(1) 施設の避難対策の推進

施設の所在地や施設を利用する要配慮者の特性に応じた避難確保計画の策定や避難訓練の実施、関係施設との災害時の連携体制の確立などの施設の避難対策を進める。

■町民が実施する対策

1 要配慮者利用施設の避難対策への協力

要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく避難訓練等の実施、要配慮者の支援対策などの避難対策に協力するよう努める。

第3章 風水害等に強いまちづくりの推進

第1節 水害予防対策の推進（予防9）

【主担当課】 安全環境課、産業建設課、上下水道課

第1項 活動方針

- 河川の氾濫、洪水等を防止する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 河川施設の整備

本町には、県が管理する朝明川、員弁川の2級河川が流れている。

これらの河川は、集中的な大雨に対しては、河川が増水し、洪水等の危険性が危惧されており、朝明川河口部においては、順次堤防の嵩上げが行われ、河床に堆積する土砂の撤去も計画的に行われてきている。

今後も、町民の生命と財産を守るため、両河川については、河床掘削、雑木撤去及び高水護岸部分のコンクリート補強、堤防機能の強化を県に働きかけるとともに、町においても県と協議を行い、必要に応じて朝明川に堆積する土砂の撤去に取り組む。

2 海岸保全対策

本町は、県が管理する海岸保全施設を有しており、海岸堤防は伊勢湾台風で被害を受けた際の高潮対策事業として整備された。

一部の施設では、整備後50年程度経過し、堤防本体の地盤沈下も見られることから、高潮などから町民の生命と財産を守るために、県に対して海岸保全施設の嵩上げや補強改修を働きかけ、整備促進に努める。

3 施設の維持管理

町が管理する公共土木施設等の状況を的確に把握するとともに、施設の維持管理に努める。

4 避難判断情報の収集

国及び関係機関から、河川の水位情報・高潮情報等、町が避難情報の発令を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等を設置する。

5 避難判断基準の設定

国及び関係機関から提供を受けた河川の水位情報等に基づき、避難情報を発令するための基準を設定する。

6 水防体制の整備

三重県水防計画に基づき、必要な水防体制を確立する。

7 大雨・台風対策

近年局地的な集中豪雨や台風等大規模な災害が想定されるため、排水機場の整備・維持管理を適切に行い、安全性の確保に努める。

また、町管理の排水路等の管理・改修に努める。

第2節 宅地等災害防止対策の推進（予防10）

【主担当課】 産業建設課、安全環境課

第1項 活動方針

- 宅地災害を未然に防止するため安全かつ良好な宅地の確保に努めるとともに、大規模に被災した場合には、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として民間賃貸住宅の利用を検討し、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

2 被災宅地危険度判定体制

(1) 被災宅地危険度判定士の養成

降雨等による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るために、県と連携して被災宅地危険度判定士の養成に努める。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、行政庁間(国、県、町)で相互に緊密な連携を図り、体制整備に努める。

また、被災宅地危険度判定制度の町民への周知に努める。

第3節 農地の防災対策の推進（予防11）

【主担当課】 産業建設課

第1項 活動方針

- 災害時（病虫害を含む。）における農作物等への被害を減少する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 防災営農施策

(1) 防災営農技術の普及

県の防災営農技術に準じて、災害に対応した防災技術指針を関係農業団体等を通じて普及する。

(2) 病害虫防除

病害虫防除に備え、三重北農業協同組合と連携を図り、防除に必要な農薬の確保に努める。

(3) 農地保全

湛水被害を生じるおそれのある地域においては、排水施設の整備・改修を行い、農地の保全に努める。

2 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

北勢家畜保健衛生所と連絡を密にし、災害発生時に県が実施する家畜伝染病の調査や家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のための必要な措置（検査、注射、消毒等）に対して協力を行う。

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備（予防12）

【主担当課】 産業建設課、安全環境課

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・大規模災害時の陸上及び海上輸送にかかる現在の緊急輸送ネットワークについて、広域支援を想定した検証が十分でない。

【本計画がめざす状態】

- ・広域的な応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、陸上及び海上、航空輸送にかかる緊急輸送ネットワークの見直し及び整備が着実に進められている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
町		(1) 緊急輸送ネットワークの確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策 (4) 海上輸送対策
	運送事業者等	(1) 運送事業者等との連携体制の構築

第3項 対策

■町が実施する対策

1 町における対策

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。

緊急輸送道路一覧

	区分	路線名	区間
第1次緊急輸送道路	高速道路	伊勢湾岸自動車道	木曽岬町－四日市市
	国道	国道1号	桑名市－亀山市
		国道1号（北勢B.P.）	川越町南福崎－四日市市大矢知町
		国道23号	木曽岬町－伊勢市
第3次緊急輸送道路	県道	桑名四日市線	川越町当新田－川越町亀崎新田

※県緊急輸送道路ネットワークより

(2) 陸上輸送対策

① 緊急輸送道路機能の確保

町は、国、県、建設企業と連携した迅速な道路啓開の体制整備を推進する。

また、発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

② 輸送機能の確保

ア 緊急通行車両等（緊急交通車両又は規制除外車両をいう。以下同じ。）の事前届出

発災時に緊急通行車両としての指定が見込まれる車両について、「緊急通行車両等事前届出制度」に基づく手続きを促進する。

イ 輸送車両の燃料供給等

災害時に緊急通行車両への優先的な燃料供給等を行うための環境整備に努める。

(3) 航空輸送対策

① 飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等への周知を図る。

(4) 海上輸送対策

① 復旧体制の確保

町は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等支援体制の整備を図る。

2 運送事業者等を対象とした対策

(1) 運送事業者等との連携体制の構築

あらかじめ（一社）三重県トラック協会をはじめとする運送事業者等との緊急輸送にかかる連携体制の確立に努める。

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防13）

【主担当課】 安全環境課、消防機関

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・風水害等の規模や発生の時間帯によっては、必要な数の職員が確保できずに町災対本部の立ち上げが遅れる可能性がある。また、大規模災害発生時の公的施設等の使用目的が定められておらず、発災時及び発災後の混乱が予測される。

【本計画がめざす状態】

- ・どの時間帯にどのような風水害等が発生しても、必要な職員を早期に確保して町災対本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制が整備されている。また、発災時の公的施設等の使途が明確に定められており、各課、町が的確に災害対応にあたることができる体制が整っている。



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
町		<ul style="list-style-type: none">(1) 町災対本部機能等の整備・充実(2) 職員参集体制の整備・充実(3) 職員への防災教育の実施(4) 職員の防災対策の推進(5) 業務継続体制の確保対策
	消防団	<ul style="list-style-type: none">(1) 消防力の強化(2) 救助・救急機能の強化

第3項 対策

■町が実施する対策

<町災対本部を対象とした対策>

1 町災対本部機能等の整備・充実

(1) 災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に町災対本部を設置できるよう、その機能の充実や、連絡体制の確保などの整備に努める。

(2) 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、町災対本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要量の備蓄に努める。

2 職員参集体制の整備・充実

(1) 職員参集体制の整備

災害発生時の迅速な初動体制を確保するため、災害対策要員への非常参集システムにより、迅速な職員参集体制を確保する。

(2) 各種警報発表時等の初動対策要員参集体制の整備

勤務時間外に災害が発生し、各種警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する。

(3) 第2指令機能整備にかかる検討

洪水での浸水により庁舎の災害対策機能の喪失の可能性があるため、災害対策機能を代替できる施設等の候補リストを作成し指定及び整備を検討する。

3 職員への防災教育の実施

職員は、災害対策に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、防災教育の徹底を図るものとし、その内容には次の事項を含むこととする。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時のマニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

- ① 気象情報に関する知識
- ② 風水害等に関する知識
- ③ 災害勧告等の内容について十分理解し、風水害等発生時に適切な防災行動がとれる知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 職員が各家庭において実施すべき防災対策
- ⑦ 図上訓練等を通じた各所属ごとに作成した災害時事務マニュアルの内容検証

4 職員の防災対策の推進

職員は、「第2部 第1章 第1節 町民や地域の防災対策の促進」において町民に求める自助の取り組みを率先して実行するものとし、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに町の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

5 業務継続体制の確保対策

災害発生時に、災害対応業務のみならず、優先度の高い通常業務についても業務継続体制の確保を図るため、「町業務継続計画」に従い、災害時であっても業務の継続が必要な非常時優先業務や、それに必要な人員、機材や業務システム及びそれが使用できない場合の代替手段等の周知徹底を図る。

また、組織や業務の改正等を適切に反映するために計画を定期的に見直すとともに、計画に基づく訓練や検証等を実施し、必要に応じて内容の改善を図るなど、実効性のある業務継続体制の確保に努める。

<消防機関を対象とした対策>

1 消防力の強化

風水害等による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1) 消防団員の充実・資質向上等

消防団員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、育成教育、装備の充実に努める。

(2) 消防用施設等の整備の推進等

消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、風水害等防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備や消防水利の確保を推進する。

2 救助・救急機能の強化

災害時の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14）

【主担当課】 企画情報課、安全環境課

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】	【本計画がめざす状態】
<p>・発災直後（特に夜間等）の町の災害対策機能が十分に整備できていない段階において、必要な情報を収集、伝達するための体制整備が十分でない。</p>	<p>・どの時間帯に災害が発生しても、町災対本部等が必要な情報収集と伝達ができる体制が、町、防災関係機関において整っている。</p>

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
町		(1) 災害情報収集・伝達体制の整備 (2) 情報伝達手段の整備
	通信事業者	(1) 通信設備の優先利用の手続き
通信事業者、ケーブルテレビ事業者		(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備

第3項 対策

■町が実施する対策

1 町（災対本部）を対象とした対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

① 風水害等全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と町民等への伝達体制の整備を図る。特に要配慮者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

また、町内4箇所に設置した防災カメラの他、ドローン等多様な媒体を使って、映像による情報の収集体制の整備を図る。

(2) 情報伝達手段の整備

① 防災行政無線（同報系）、個別受信機の設置促進等

町の防災行政無線個別受信機の設置を進めるとともに、有線通信や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

なお、町防災行政無線（同報系）の更新、維持管理にあたっては、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った更新等適切な管理に努める。

② 多様な情報伝達手段の検討

全国瞬時警報システム（J－ALER T）や町ホームページ、携帯電話各社が提供している緊急速報メールにより、災害情報を発信するとともに、町内に整備されたケーブルテレビ網を使った情報の伝達手段について検討する。

③ 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について県と連携し検討する。

2 防災関係機関(通信事業者)を対象とした対策

(1) 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（基本法第79条）について西日本電信電話(株)三重支店とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

■その他の防災関係機関が実施する対策（通信事業者、ケーブルテレビ事業者）

<通信事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の防災対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について検討する。

2 災害対策体制の整備

(1) 災対本部等の設置

災対本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定める。

<ケーブルテレビ事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 放送施設の防災対策

災害時においても放送機能を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な放送機能の復旧を図るため、放送用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災対本部等の設置

災対本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

ケーブルテレビ事業者は、放送の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、ケーブルテレビ事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定める。

第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防15）

【主担当課】 健康推進課、診療所

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域において災害時の医療・救護をコーディネートする機能が十分でない。	<p>【本計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域において、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。
--	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
町	災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医療・救護機能の確保
	町民(患者)	(1) 災害時医療・救護体制等の周知

【共助】

実施主体	対策（活動）項目
災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療・救護機能の確保

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
町民(患者)	(1) 災害時の医療に関する事前対策

第3項 対策

■町民が実施する対策

1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策

(1) 医療・救護体制の整備

① 救護所設置候補地の事前指定

救護所の設置場所については、川越診療所以外にも空地等を考慮し、あらかじめ候補地を選定しておく。

また、民間医療機関の活用についても検討する。

② 自主救護体制の確立

救護所の設置、医療救護班の編成・派遣について（公社）四日市医師会等と協議して計画を定める。

軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護に関する計画も定める。

なお、四日市地域救急医療対策協議会会議に参加し、情報共有に努める。

③ 救急搬送体制

災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

④ 医薬品等の確保体制

救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認しておく。

⑤ 災害医療コーディネーターの活用

災害時における適切な医療提供体制の確保に向け、県が整備する医療コーディネート機能（災害医療コーディネーター）の活用を検討する。

(2) 医療・救護機能の確保

川越診療所の保有する設備等については、災害時でも利用可能となるよう設備の整備に努める。

また、あらかじめ他の医療施設の利用について（公社）四日市医師会等と十分協議しておくほか、医療機関の医師等についても、医療救護班の編成など災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組む。

2 町民を対象とした対策

(1) 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所などについて、訓練などを通じてあらかじめ町民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう啓発に努める。

■災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

1 医療・救護体制の整備

町の「医療・救護体制の整備」に沿った対策を講じる。

災害時に医療・救護を担う機関は、災害時に備えて防災マニュアルを作成する。

2 医薬品等の確保・供給体制の整備

県の「医薬品等の確保・供給体制の整備」に沿った対策を講じるが、必要な医療資材や水の備蓄、災害時の調達方法の事前調整を図る。

3 医療・救護機能の確保

町の「医療・救護機能の確保」に沿った対策を講じる。

また、災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておく。

■町民が実施する対策

1 災害時の医療に関する事前対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患等を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等を持ち出せるよう事前準備に努める。

第4節 応援・受援体制の整備（予防16）

【主担当課】 総務課、安全環境課

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none">・県外及び県内の遠隔地方公共団体等からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受け入れ体制の整備が十分でない。また、町内での応援体制についても十分な調整がなされていない。	<p>【本計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none">・発災直後からの応援の受け入れができる体制が整っている。また、町内での災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制が整っている。
---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
町		<ul style="list-style-type: none">(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築(3) 防災関係機関の受援体制の整備(4) 応援協定団体の受援体制の整備
	防災関係機関	<ul style="list-style-type: none">(1) 防災関係機関との連携体制の構築

第3項 対策

■町が実施する対策

1 町災対本部を対象とした対策

(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な町災害時受援計画等に従い、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力に努める。

なお、町外における災害に対する応援についても同様とする。

(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結に努め、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え、遠方の市町村との締結を検討する。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備

町災害時受援計画に従い、町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保に努める。

さらに、連携強化を図るため防災訓練の実施に努める。

2 防災関係機関を対象とした対策

(1) 防災関係機関との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、海上保安庁、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊や海上保安庁、警察、消防機関等との連携を図る。

第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進（予防17）

【主担当課】 上下水道課、安全環境課

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・公共、民間のライフライン関係機関の総合的な防災対策をコーディネートする機能が不十分で、各々の機関の個別の防災対策活動に頼ったライフライン対策にとどまっている。

【本計画がめざす状態】

- ・ライフライン関係機関の有機的な連携体制が構築され、必要な情報共有や防災対策活動がなされて、総合的なライフライン対策に取り組んでいる。



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
町	施設利用者	(1) 上水道施設を対象とした対策 (2) 下水道施設を対象とした対策

【共助】

実施主体	対策（活動）項目
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備
LPGガス、都市ガス事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
通信事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備
鉄道事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
町民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第3項 対策

■町が実施する対策

1 上水道施設を対象とした対策

水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の各市町等との連絡、協調に努める。

(1) 施設の安全性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な安全設計及び安全施工を行う。

また、施設の維持管理に際しては、適切な保守点検による安全性の確保に努める。

(2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。

(3) 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、町の運搬給水への支援策として、給水車への応急給水設備を設置し、水道水を供給できる体制を確保することに努める。

「三重県水道災害広域応援協定」等に基づき、資機材等に関する情報共有を行う。

また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。

(4) 浸水対策の実施

県が作成する河川の浸水想定区域図や町が作成する洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

2 下水道施設を対象とした対策

災害時においても町民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講じる。

(1) 安全性の強化

下水道施設の施工に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な安全設計及び安全施工を行う。

また、施設の維持管理に際しては、適切な保守点検による安全性の確保に努める。

(2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう施設管理図書の整備、保管を図る。

(3) 応急復旧のための体制整備

下水道機能の維持及び早期復旧に向けた対応手順及び事前対策等を講じる。

また、県・市町間及び広域応援などの相互応援体制を整え、人員の配備及び必要な資機材等の情報共有を図るとともに、「災害時における復旧支援に関する協定」に基づき、支援協力が可能な会社、資機材等の情報共有を図る。

(4) 浸水対策の実施

洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

■ライフライン関係企業が実施する対策

<電気事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設の耐火対策

災害に強い電力供給体制を確保できるよう、施設・設備の防火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定める。

(4) 長期停電への対策

県と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、連携体制を協議しておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災対本部等の設置

災対本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、広域的かつ長期的な停電の発生も想定し、隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ措置方法を定める。

< L P ガス事業者の対策 >

1 設備面の災害予防

L P ガス充填所を管理する事業者は、充填所の災害対策を促進するとともに、自家発電設備を設置する等により、L P ガスの安定的な供給体制の構築に努める。

各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。

2 災害対策体制の整備

(一社)三重県LPGガス協会各地域LPGガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域LPGガス協議会内による緊急動員体制を整備する。

また、町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災時の広報体制の整備

ガス供給の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<都市ガス事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設の防災対策

災害時の被害軽減、安全性強化を図るため、施設・設備の防災対策を講じる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急なガス供給の復旧を図るため、施設・技術者等の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定める。

2 災害対策体制の整備

(1) 災対本部等の設置

災対本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

① 施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

② 町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災時の広報体制の整備

ガス供給の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<通信事業者の対策>

「第2部 第5章 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第3項 ■他の防災関係機関が実施する対策（通信事業者、ケーブルテレビ事業者）」に準ずる。

<鉄道事業者の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1) 施設の強化

風水害等に対する被害軽減や安全性を高めるため、施設の改修等を計画的に進める。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者等の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定める。

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ① 災害発生時の旅客の案内
- ② 避難誘導等混乱防止対策
- ③ 緊急時の通信確保・利用方法
- ④ 帰宅困難者対策等
- ⑤ 関係者の非常参集
- ⑥ 職場及び各家庭での風水害等対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災対本部等の設置

災対本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

- ① 気象情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。
- ② 町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

暴風雨時等の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその雨量等により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

災害発生時においての乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定める。

3 災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

■町民が実施する対策

1 ライフラインにかかる予防対策

町民は、風水害等によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努める。

第6節 防災訓練の実施（予防18）

【主担当課】 安全環境課

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・図上訓練では、新たな町災対本部体制における各課の任務の分担や防災関係機関との連携・機能が十分検証できていない。
- ・実動訓練では、発災後の様々な場面展開（発災後の被災者のニーズ変化など）を想定した訓練が実施できていない。

【本計画がめざす状態】

- ・図上訓練では、町災対本部の機能が十分に発揮され、災害対応力が段階的に高められていく訓練を実施している。
- ・実動訓練では、町民・地域等が主体となる自助・共助から防災関係機関が連携する公助までの一連の訓練を、発災直後から応急対策時期までの地域特性に応じた様々な場面を想定して実施している。



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
町	自主防災組織等	(1) 多様な防災訓練の実施 (2) 県の防災訓練への協力・参画 (1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

【共助】

実施主体	対策（活動）項目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施 (2) 地域等と連携した防災訓練の実施
自主防災組織等	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 町・県等の防災訓練への協力・参画

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
町民	(1) 地域等における防災訓練への参画

第3項 対策

■町が実施する対策

1 町における対策

(1) 多様な防災訓練の実施

町の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する。

訓練を実施するにあたっては、避難行動要支援者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

(2) 県の防災訓練への協力・参画

町は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

2 自主防災組織等を対象とした対策

(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

自主防災組織や企業等が実施する防災訓練を支援する。

また、訓練が地域の特性に基づくとともに、避難行動要支援者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるよう働きかける。

■企業・事業者等が実施する対策

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。

また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、町、県、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するように努める。

■自主防災組織等が実施する対策

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

自主防災組織等による地域の避難所運営訓練等の防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、消防団等関係機関と連携し、地域課題に沿った訓練や、障がい者、高齢者等の要配慮者も参加しやすい訓練になるように工夫する。

また、訓練への避難行動要支援者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2 町・県等の防災訓練への協力・参画

町や県等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

■町民が実施する対策

1 地域等における防災訓練への参画

町や地域の避難所運営訓練等の防災訓練への参画に努める。

特に避難行動要支援者を持つ家族等においては、積極的に訓練に参画するよう努める。

第7節 災害廃棄物処理体制の整備（予防19）

【主担当課】 安全環境課

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・現在の災害廃棄物処理計画等は、一般的な規模の災害の想定のもと、町民の健康、安全確保、衛生や環境面での安全・安心のために迅速・適正な処理を目的として策定されており、広域的な大規模災害を想定した計画としては不十分である。



【本計画がめざす状態】

- ・豪雨、竜巻、台風等の被害想定に基づき、町及び県で災害廃棄物処理計画等が策定され、広域的な大規模災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系が構築されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対策（活動）項目
町	(1) 町災害廃棄物処理計画の適切な運用、継続的な見直し (2) 広域的な協力体制の整備

第3項 対策

■町が実施する対策

1 町災害廃棄物処理計画の適切な運用、継続的な見直し

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、また、町地域防災計画と整合を図るため、「町災害廃棄物処理計画」を継続的に見直すとともに、適切に運用する。

なお、計画の運用、見直しにあたっては、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など災害廃棄物等の処理を円滑かつ迅速に実施するための具体的な体系を構築する。

また、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。

2 広域的な協力体制の整備

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、町は、広域的な協力体制の整備に努める。

(2) 応援体制の整備

町は、風水害等による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県市町村や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

町は、災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

第6章 特定自然災害への備え

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策（予防20）

【主担当課】 安全環境課、上下水道課、産業建設課

第1項 活動方針

- 災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の理解の向上を図る。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 気象情報の収集方法等

町は、国や県など防災関係機関が設置した観測施設（雨量計・水位計）からの気象情報の迅速な収集と、明確な情報の把握に努め、収集した気象情報を防災対策への活用を図るため、気象情報を的確に理解できる職員の育成にも努める。

また、災害に関する予報・警報等の伝達を徹底するため、県や防災関係機関との協力、連携により連絡体制を構築するとともに、防災カメラを活用して、情報収集体制の整備強化を図る。

2 局地的大雨対策

(1) 下水道及び道路の適切な維持管理

町管理下水道施設について、雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される浸水被害の軽減を図る。

町管理道路について、浸水時の転落防止のための側溝蓋設置、アンダーパス等浸水時危険箇所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。

(2) 情報の収集・伝達体制

気象庁が提供する防災情報等を活用し、情報収集に努める。

また、これらの情報は府内での共有を図るとともに町民への周知をはかる。なお町民への情報伝達は本項「■町民・事業者等が実施する対策 1 局地的大雨対策」による。

(3) 町民等の意識啓発

町民・事業者等が「<町民・事業者等が実施する対策> 1 局地的大雨対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、ホームページ等により町民等への啓発を行う。

(4) 洪水ハザードマップなどの活用

洪水ハザードマップやマイタイムラインなどを通じて、町民等への情報提供を行うとともに、洪水からの避難・誘導訓練等への活用を図る。

(5) 排水機場の整備

局地的な集中豪雨や台風時の人家や農地等への浸水被害を軽減し、安全の確保を図るため、湛水被害を防止する排水機場の維持管理を行う。

3 竜巻等突風対策

津地方気象台が県に通知する竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報を的確に受けることができるよう、体制を整備する。

4 雪害対策

(1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

- ① 津地方気象台が県に通知する大雪への注意に言及した防災気象情報を的確に受けることができるよう、体制を整備する。
- ② 高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じて、自主防災組織・消防団・近隣居住者等との連携協力による除雪支援体制の構築に努める。

(2) 道路除雪対策

大雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための融雪材等、除雪要員等の動員等についての体制整備を図る。

■他の防災関係機関等が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 施設の浸水対策の推進及び代替性の確保（ライフライン関連機関）

ライフライン関連施設について浸水対策を進めるとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

2 竜巻等突風対策

(1) 津地方気象台の体制整備及び事前対策

- ① 竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、竜巻等突風への注意に言及した雷注意報、竜巻注意情報等の防災気象情報の適時・的確な発表に努める。
- ② 竜巻等突風による強風害が発生し、調査の必要を認めた場合には、速やかに現地調査を行い、その結果の公表及び防災関係機関等への情報提供に努める。

3 雪害対策

(1) ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン事業者は、関連施設について、雪害に対する安全性の確保を図る。

■町民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難情報の発令等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、町民や事業者による自助の予防対策を講じる必要がある。

1 局地的大雨対策

(1) 局地的大雨に対する確認

所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺について、ハザードマップなどの情報も活用し、想定される災害を事前に確認するなどの対策を講じるとともに、発災の際に、避難所等に避難することが難しい場合を想定し、事前の対策について検討しておくよう努める。

(2) 局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得

町民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、局地的大雨への対処として有

効な「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「降水ナウキャスト」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

2 竜巻等突風対策

(1) 住居・施設等の予防対策

発災の際には、近隣の頑強な施設等に避難することが望ましいことから、事前の対策について検討しておくよう努める。

(2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の習得

町民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、竜巻等突風への対処として効な「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

3 雪害対策

(1) 車両の事前防護措置

積雪又は凍結している道路については、有効なすべり止めの措置を講じる。

第3部 台風接近時等の減災対策

第1章 タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策

第1節 防災・減災対策へのタイムラインの導入について

【主担当課】 安全環境課

第1項 活動方針

- 台風や前線を伴う大雨については、数日前から規模や進路等が予測可能な場合が多いことから、各関係機関がこの期間を有効に活用し事前準備を実施する。
- お互いに情報を共有することにより、災害時の迅速かつ効果的な災害対策活動に繋げる。

第2項 対策

■共通事項

タイムラインにおける町及び関係機関等の実施事項は、「第2部 災害予防・減災対策」に準じる。

■町が実施する対策

県が策定したタイムラインと整合を図るため、事前の防災・減災活動を整理・共有するためのタイムラインについて、隨時見直しを図る。

第2章 災害対策本部機能の確保

第1節 準備・警戒体制の確保（接近1）

【主担当課】 安全環境課

第1項 活動方針

- 職員は、配備体制に応じて、非常参集し、町災対本部の設置等必要な体制を整える。
- 町災対本部は災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 町災対本部長は、必要に応じ、関係機関に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 町の活動体制

町に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合は、町災対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに町民の協力を得て活動する。

また、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、町災対本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

(1) 町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。

- ① 配備基準（参集基準）
- ② 組織体制
- ③ 組織内の事務分掌等
- ④ 職員動員伝達系統

(2) 配備基準（参集基準）

被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、町は、次の基準による配備体制を整える。

体制(※1)	準備体制	警戒体制	非常体制
配備基準	<p>1 大雨、洪水、高潮注意報のいずれかが町に発表されたとき。</p> <p>2 その他異常な原因による災害等が発生したとき。</p>	<p>1 町に次の警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>(1) 暴風警報</p> <p>(2) 大雨警報</p> <p>(3) 洪水警報</p> <p>2 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が町に発表されたとき。</p> <p>3 その他異常な自然現象（地震を除く。）又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで町長が必要と認め</p>	<p>1 町に次の特別警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>(1) 大雨特別警報</p> <p>(2) 暴風特別警報</p> <p>(3) 高潮特別警報</p> <p>(4) 波浪特別警報</p> <p>2 高潮警報が町に発表されたとき。</p> <p>3 町内全域にわたって風水害等、その他異常な自然現象</p>

体制(※1)	準備体制	警戒体制	非常体制
配備基準		たとき。	(地震を除く。)もし くは人為的な原因 による災害が発生 又は予想されると きで、町長が必要と 認めたとき。
災対本部設置	一	町災対本部設置	
配備要員	川越町職員災害時等初動マニュアルの配備基準による。		
配備内容	必要に応じ、速 やかに警戒体制に 移行するための情 報連絡活動等を円 滑に行うことができる体制とする。	相当の被害が近く発生するお それがあり、又は発生した場合 で、所掌する応急対策を迅速・ 的確に行うことができる体制と する。	甚大な被害が発生 するおそれがあり、又 は発生した場合で、町 の総力をあげて応急 対策活動にあたるこ とができる体制とす る。

※1 災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整える。

(3) 町災対本部の設置

① 町災対本部の設置

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において町長が必要と認めるときは、町災対本部を設置し、災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは廃止する。

② 町災対本部の設置基準

- ア 町に高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報、暴風・大雨・洪水・高潮い
ずれかの警報又は大雨・暴風・高潮・波浪いずれかの特別警報が発表されたとき。
- イ 異常な自然現象又は人為的な原因による災害が発生するおそれ又は発生したとき。
- ウ その他町長が必要と認めたとき。

③ 町災対本部の廃止基準

- ア 町に発表されている暴風・大雨・洪水・高潮の警報、大雨・暴風・高潮・波浪の特別警報が解除されたとき。
- イ 町災対本部の業務が概ね完了したとき。
- ウ その他町長が適當と認めたとき。

④ 組織の概要

- ア 町災対本部に、本部長、副本部長、各組織の部長、班長及び班員を置く。
- イ 本部長は町長、副本部長は副町長、教育長を、それぞれもって充てる。
- ウ 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- エ 町災対本部の組織及び所掌事務は、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の

指示を受け、隨時各班の相互応援体制をとる。

⑤ 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長、各部長及び班長で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

イ 本部会議の開催

本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集する。

ウ 本部会議の協議事項

- 災害予防に関する事項
- 災害応急対策の実施の推進に関する事項
- その他本部長が必要と認める事項

⑥ 町災対本部長の職務代理者の決定

町長が不在、又は連絡不能の場合は、副本部長である副町長が本部長を代行する。

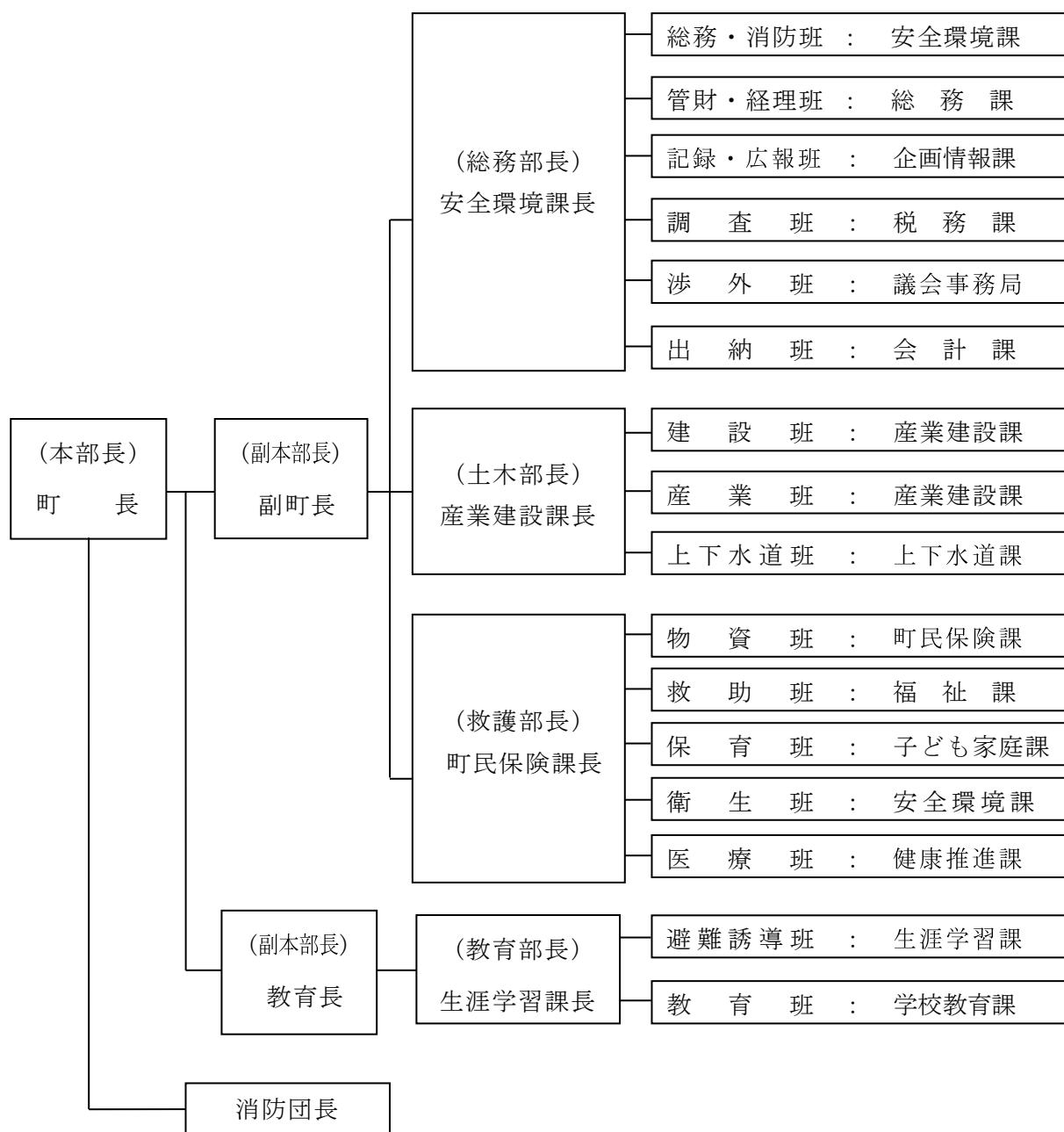
⑦ 町災対本部組織と所掌事務

町災対本部の組織及び所掌事務は、「川越町災害対策本部条例」並びに「川越町災害対策本部条例施行規則」で定めるところによる。

ア 町災対本部機構は、(ア)町災対本部組織図のとおり。

イ 町災対本部の所掌事務は、(イ)町災対本部所掌事務のとおり。

(ア) 町災対本部組織図



(イ) 町災対本部所掌事務

名 称	活動内容概要
各部共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の職員の動員、配備及び連絡調整に関すること。 ・部内の災害情報収集、調査、資料の作成及び本部への報告に関するこ ・他部の応援に関するこ
各課共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設等の被害状況調査の把握及び取りまとめに関するこ ・所管施設等の応急措置に関するこ ・関係機関との連絡調整に関するこ

名 称		活動内容概要
各課共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・町内災害情報の収集に関すること。
本部	<p>町災対本部 (構 成) 本 部 長：町 長 副本部長：副町長 同　　：教育長 各課（局）長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報による状況把握に関すること。 ・避難情報の発令及び解除の決定に関すること。 ・避難所の開設指示に関すること。 ・災害情報に基づいた各部応急対策活動の基本方針の決定に関すること。 ・職員の配備体制及び各部間の応援体制の指示に関すること。 ・災害拡大予防の方針の決定に関すること。 ・自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。 ・消防、行政機関等に対する応援要請に関すること。 ・防災関係民間団体に対する協力要請に関すること。 ・職員の健康管理及びローテーションの検討に関すること。 ・物資確保の要請に関すること。 ・生活復旧の方針の決定に関すること。 ・復興の方針の決定に関すること。 ・人的資源の確保に関すること。 ・その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・町災対本部の設置及び運営に関すること。 ・本部長からの命令及び伝達に関すること。 ・本部会議に関すること。 ・各部の総合把握、連絡調整、災害情報の分析及び報告に関するこ と。 ・気象情報の収集、伝達に関すること。 ・地震情報の伝達に関すること。 ・救出、消火活動の方針決定、消防団の活動指令に関するこ と。 ・避難情報の発令及び解除に関すること。 ・警察署、消防署、各機関との情報交換、連絡に関するこ と。 ・自主防災組織の活動事項の決定、依頼及び連絡調整に関するこ と。 ・自衛隊の災害派遣要請及び受け入れ準備に関するこ と。 ・県災対本部、他市町への広域応援要請依頼に関するこ と。 ・県への被害状況の報告に関するこ と。 ・救助法の適用申請に関するこ と。 ・防災行政無線等による各種災害広報に関するこ と。 ・防災行政無線（移動系）の通信統制に関するこ と。 ・参集職員の把握及び職員配備計画に関するこ と。 ・防潮扉の閉鎖に関するこ と。
		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の確保、配車に関するこ と。 ・庁舎の安全確認及び管理に関するこ と。 ・車両等の燃料確保に関するこ と。
		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の確保、配車に関するこ と。 ・庁舎の安全確認及び管理に関するこ と。 ・車両等の燃料確保に関するこ と。
		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の確保、配車に関するこ と。 ・庁舎の安全確認及び管理に関するこ と。 ・車両等の燃料確保に関するこ と。
		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の確保、配車に関するこ と。 ・庁舎の安全確認及び管理に関するこ と。 ・車両等の燃料確保に関するこ と。
		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の確保、配車に関するこ と。 ・庁舎の安全確認及び管理に関するこ と。 ・車両等の燃料確保に関するこ と。
		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の確保、配車に関するこ と。 ・庁舎の安全確認及び管理に関するこ と。 ・車両等の燃料確保に関するこ と。
		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の確保、配車に関するこ と。 ・庁舎の安全確認及び管理に関するこ と。 ・車両等の燃料確保に関するこ と。
		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の確保、配車に関するこ と。 ・庁舎の安全確認及び管理に関するこ と。 ・車両等の燃料確保に関するこ と。
総務部	安全環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の確保、配車に関するこ と。 ・庁舎の安全確認及び管理に関するこ と。 ・車両等の燃料確保に関するこ と。
		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の確保、配車に関するこ と。 ・庁舎の安全確認及び管理に関するこ と。 ・車両等の燃料確保に関するこ と。
		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の確保、配車に関するこ と。 ・庁舎の安全確認及び管理に関するこ と。 ・車両等の燃料確保に関するこ と。
総務課		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の確保、配車に関するこ と。 ・庁舎の安全確認及び管理に関するこ と。 ・車両等の燃料確保に関するこ と。
		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の確保、配車に関するこ と。 ・庁舎の安全確認及び管理に関するこ と。 ・車両等の燃料確保に関するこ と。
		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の確保、配車に関するこ と。 ・庁舎の安全確認及び管理に関するこ と。 ・車両等の燃料確保に関するこ と。

名 称		活動内容概要
総務部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等の食料調達に関すること。 ・電話回線の確保、復旧に関すること。 ・緊急文書の取り扱い、印刷等に関すること。 ・被災職員の把握に関すること。 ・職員の公務災害等の報告に関すること。 ・災害対策費等の緊急予算等に関すること。 ・災害関係予算及び経理に関すること。 ・他部の分担に属さないこと。
		<ul style="list-style-type: none"> ・町民への災害情報等の提供に関すること。 ・避難広報に関すること。 ・被災状況の写真撮影等記録に関すること。 ・情報システム、庁舎内ネットワーク等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・町民等からの通報、問い合わせ等への対応に関すること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の避難誘導等に関すること。 ・安否情報の収集、整理及び照会対応に関すること。 ・被災者の世帯構成等の把握に関すること。 ・人的被害、家屋被害の調査及び取りまとめに関すること。 ・罹災証明書の発行に関すること。 ・町民税、その他町税の減免に関すること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・議会関係の連絡調整に関すること。 ・報道関係者の対応に関すること。 ・视察、見舞等来庁者の接遇に関すること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策費等の緊急支払に関すること。 ・義援金及び見舞金の受付、保管、配分に関すること。 ・ライフライン関係機関からの被害情報の収集に関すること。
土木部	産業建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・アンダーパス及び漁港水門の閉鎖に関すること。 ・危険個所の警戒に関すること。 ・救出、救助に係る建設重機及び資料等の調達に関すること。 ・交通支障箇所の情報収集に関すること。 ・道路、橋梁等の交通規制等応急交通対策に関すること。 ・道路、橋梁、河川の障害物除去に関すること。 ・緊急輸送道路の確保に関すること。 ・応急仮設住宅用地の確保、調整及び建設に関すること。 ・農林水産業施設の被害調査に関すること。 ・農林水産業及び商工業の関係機関との連絡に関すること。 ・被災宅地危険度判定実施本部の設置及び実施支援に関すること。 ・被災宅地応急危険度判定に関すること。 ・建築物の危険箇所の点検及び安全措置に関すること。

名 称		活動内容概要
土木部	産業建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊建造物の解体撤去等に関すること。 ・農林水産業及び商工業の関係機関の復旧支援に関すること。
	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の被害調査に関すること。 ・飲料水の確保、給水に関すること。 ・避難所等への応急給水活動に関すること。 ・上下水道指定業者及び上下水道関係機関等への協力要請に関すること。 ・他団体等からの応援給水に関すること。 ・上下水道に係る町民への情報伝達に関すること。 ・仮設トイレの設置等に関すること。 ・排水活動に関すること。
救護部	町民保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・物資拠点の設置・運営に関すること。 ・被災者の救護及び必要物資の調達、配分及び運搬に関すること。 ・食料、生活関連物資の避難所等への配達に関すること。 ・防災備蓄倉庫の備蓄物資の配分に関すること。 ・食料供給計画に関すること。 ・行方不明者に関すること。 ・埋葬、火葬の手続きに関すること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の被害調査に関すること。 ・避難行動要支援者の安否確認等に関すること。 ・救助法の適用に関する事務に関すること。 ・義援金、見舞金等の募集及び配分に関すること。 ・日赤その他社会福祉団体への協力要請に関すること。 ・災害ボランティアに関すること。 ・生活相談の窓口に関すること。 ・被災者の生活再建支援に関すること。 ・社会福祉協議会と連携及び情報共有に関すること。
	安全環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設等の被害調査に関すること。 ・園児の安全の確保及び避難誘導に関すること。 ・災害による園児のメンタルケア等に関すること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の搬送、埋葬又は火葬に至るまでの業務に関すること。 ・災害廃棄物、ごみ等の収集、処理に関すること。 ・し尿の処理に関すること。 ・被災地の防疫等保健衛生に関する事項（媒介動物等対策）。
	健康推進課 診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の被害調査に関する事項。 ・所管施設の避難応急利用に関する事項。 ・応急医療の需要、医療施設の被害状況及び医療可能病院等の把握に関する事項。 ・医療救護班の要請及び医療救護所の設置、運営に関する事項。

名 称		活動内容概要
救護部	健康推進課 診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・医療情報提供に関すること。 ・保健所、医療機関等との連絡調整に関すること。 ・医療の実施に関すること。 ・医療薬品及び機材の確保に関すること。 ・被災地の防疫等保健衛生に関する事（感染予防）。 ・被災者の精神的支援等に関する事。
		<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設・教育文化施設・体育施設の被害調査に関する事。 ・所管施設の応急利用に関する事。 ・避難所の開設及び運営に関する事。 ・関係団体に対する協力依頼に関する事。 ・指定文化財の被害調査、保全に関する事。
		<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育施設の被害調査に関する事。 ・避難所（学校）の開設、受け入れに関する事。 ・教職員の動員に関する事。 ・応急教育及び被災児童生徒に対する教科書、学用品の給付に関する事。 ・児童生徒の安全の確保及び避難誘導に関する事。 ・災害による児童生徒のメンタルケア等に関する事。
		<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集に関する事。 ・災害対策本部及び消防機関等との連絡調整に関する事。 ・火災及び水防等の災害防御に関する事。 ・人命の救出及び救急協力に関する事。 ・避難指示発令時の町民の避難誘導に関する事。 ・遺体及び行方不明者の捜索に関する事。 ・災害時広報に関する事。
		<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安全確保及び避難誘導に関する事。 ・避難者の受け入れ、保護に関する事。 ・避難所の運営協力に関する事。 ・応急教育の実施に関する事。
		<ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全確保及び避難誘導に関する事。 ・避難所への応援に関する事。 ・応急教育の実施に関する事。
その他	幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全確保及び避難誘導に関する事。 ・避難所への応援に関する事。 ・応急保育の実施に関する事。
		<ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全確保及び避難誘導に関する事。 ・避難所への応援に関する事。 ・応急保育の実施に関する事。
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。

2 県緊急派遣チームとの連携

県災対本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（接近2）

【主担当課】 安全環境課、企画情報課

第1項 活動方針

- 被害を最小限度にとどめるため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報、注意報及び情報、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災気象通報等の情報を町民その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

第2項 対策

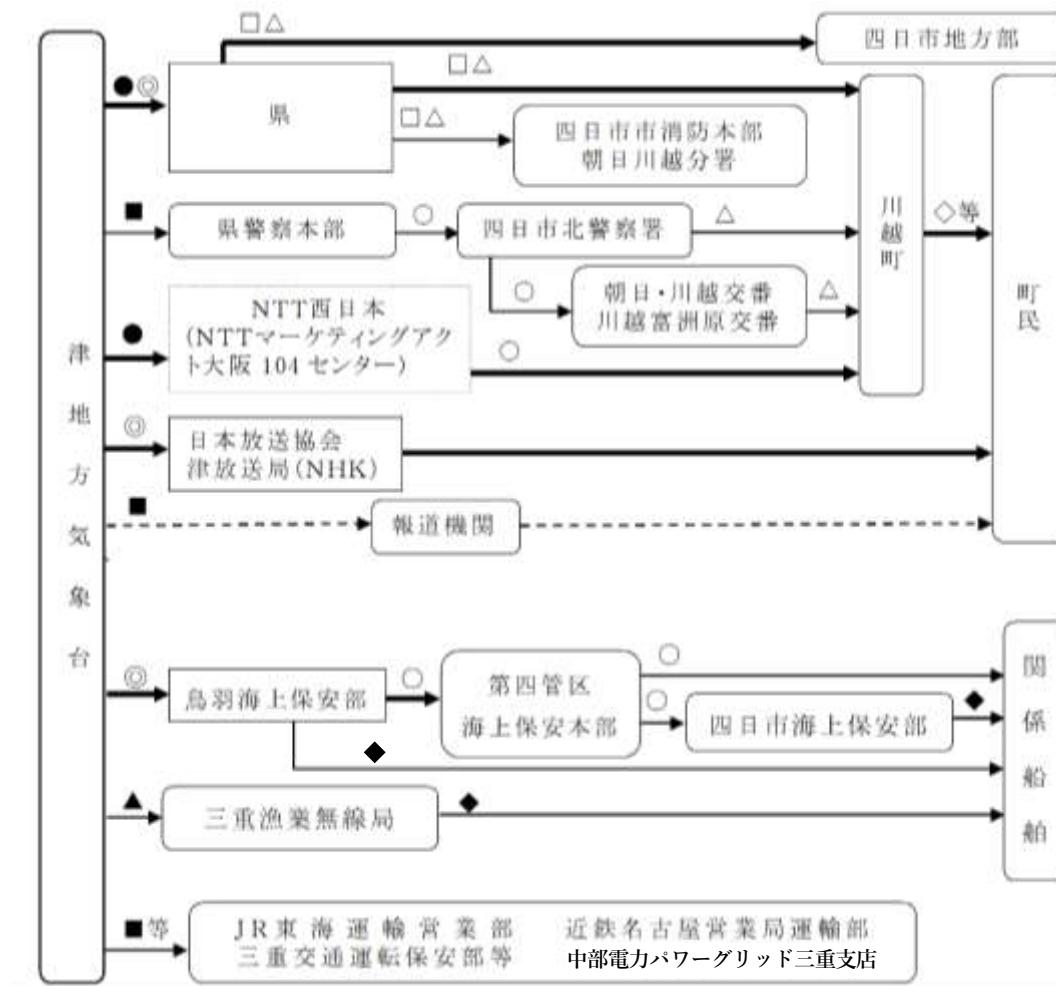
■町が実施する対策

1 気象予警報等の受理及び伝達

気象予警報に関する情報は、次により伝達する。

伝達にあたっては、「第2部 第5章 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保」による。

気象予警報伝達系統図



凡例

	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関	(◎)	防災情報提供システム（専用回線）
		(■)	防災情報提供システム（インターネット）

	気象業務法第 15 条等の法令による通知系統
	気象業務法第 13 条等の法令による通知系統
	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統

	気象庁専用回線 (ADESS 回線等)
	専用の電話・専用の電話 F A X
	一般の加入電話・加入電話 F A X
	県防災通信ネットワーク
	町防災行政無線
	無線通報等

2 水防活動に必要な予警報

津地方気象台が、気象、高潮及び洪水等について水防活動の利用に適合するために発表する。

3 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに、津地方気象台長がその状況を知事に通報する。

4 特別警報の周知

町は、気象等の特別警報について、気象台から発表又は県から通知を受けたときは、防災行政無線（同報系）、ホームページ、ケーブルテレビ等により町民や企業等へ周知する。

5 早期避難の決定

(1) 早期避難実施の判断

① 台風等情報の収集

町は、避難情報の発令に備えて、津地方気象台から発表される気象予報・警報等の情報を収集する。

② 早期の広域避難の判断

広範囲で浸水するなどし、町内では避難者を避難施設に受け入れきれないおそれがある場合は、早期の広域避難について、県と調整の上、実施の判断を行う。

(2) 早期避難の決定

① 避難困難地域等への早期避難の実施

判断基準に達してから避難を開始すると、夜間や浸水等により避難が困難になることが予想される地域や、要配慮者を対象として、早期避難を実施する。

6 被害情報等の収集と報告

(1) 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から町内の被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況、町民の避難状況の収集に努める。

(2) 被害情報等の報告

町内に災害が発生した場合は、県の防災情報システム等を通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

(3) 県緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等連携して活動を行う。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 気象注意報・警報・特別警報等の発表(津地方気象台)

気象等によって重大な災害の危険性が著しく高まっている場合最大限の警戒を呼び掛けるために特別警報を、気象等によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告するために警報を、また気象等によって災害の起こるおそれのある場合に、その旨を注意するために注意報を発表する。特別警報、警報及び注意報の種類とその概要は、別表1、2、3のとおりである。また、町における特別警報、警報及び注意報の発表基準は別表4のとおりである。

別表1 特別警報の種類と概要

種類	概要
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が付記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(注) 1 特別警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな特別警報が発表されたとき、これまでの特別警報は、自動的に解除又は更新され、新たな警報に切り替えられる。

別表2 警報の種類と概要

種類	概要
気象警報	暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	暴風雪警報は、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなること)等による重大な災害」のおそれについても

種類	概要
気象警報	暴風雪警報 警戒が呼びかけられる。 「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには、「大雪警報」が発表される。
	大雨警報 大雨警報は、大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が付記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	大雪警報 大雪警報は、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	洪水警報 洪水警報は、大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	高潮警報 高潮警報は、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
	波浪警報 波浪警報は、高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものである。

(注) 1 警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな警報が発表されたとき、これまでの警報は、自動的に解除又は更新され、新たな警報に切り替えられる。

別表3 注意報の種類と概要

種類	概要
気象注意報	強風注意報 強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	風雪注意報 風雪注意報は、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなること)等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには「大雪注意報」が発表される。
	大雨注意報 大雨注意報は、大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

種類	概要
気象注意報	大雪注意報は、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる災害として、交通機関の著しい障害等の災害があげられる。
	雷注意報は、落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもある。 急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報は、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表され。
	なだれ注意報は「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	着氷注意報は、著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報は、著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報は、融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報は、霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

種類	概要
気象注意報	洪水注意報は、大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	高潮注意報は、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	波浪注意報は、高い波により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものである。
	※地面現象注意報 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	※浸水注意報 浸水により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。

(注) 1 ※印の注意報は標題に示さないで、気象注意報に含めて行われる。

(注) 2 注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな注意報が発表されたとき、これまでの注意報は、自動的に解除又は更新され、新たな注意報に切り替えられる。

別表4 特別警報・警報・注意報の基準(令和3年6月8日現在)

発表官署／担当区域	津地方気象台／三重県
一次細分区域	北中部
市町をまとめた地域	北部
特別警報	大雨(浸水害) 50年に1回程度の頻度で発生すると推定される降水量及び土壤雨量指数の値が三重県程度の広がりで、次のいずれかを満たすと予測され、かつ、さらに雨が降り続くと予測される場合 ・48時間降水量及び土壤雨量指数において50年に一度の値以上（本町の場合48時間降水量：411mm、土壤雨量指数：262）となった5km格子が50格子以上出現 ・3時間降水量及び土壤雨量指数において50年に一度の値以上（本町の場合3時間降水量：182mm、土壤雨量指数：262）となった5km格子が10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となつた格子のみをカウント） 本町の48時間降水量、3時間降水量、土壤雨量指数が上記値となることのみで特別警報となるわけではない。
	暴風 暴風雪 「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合 ・台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報を特別警報として発表 ・温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪警報を、特別警報として発表
	高潮 波浪

特別警報	大雪	三重県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深（本町は「データ不足のため、50 年に一度の値が算出できない地点」として位置づけられている）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合
警報	暴風（平均風速）	陸上：20m/s 以上 海上：25m/s 以上
	暴風雪（平均風速）	陸上：20m/s 以上 雪を伴う 海上：25m/s 以上 雪を伴う
	大雨	表面雨量指数基準：26に到達することが予想される場合
	洪水	流域雨量指数基準：員弁川流域=42.8、朝明川流域=26.2 に到達することが予想される場合
	大雪	12時間降雪の深さ20cm以上
	高潮	潮位3.8m以上
	波浪	有義波高3.0m以上
注意報	強風（平均風速）	陸上：13m/s 以上 海上：15m/s 以上
	風雪（平均風速）	陸上：13m/s 以上 雪を伴う 海上：15m/s 以上 雪を伴う
	大雨	表面雨量指数基準：19に到達することが予想される場合 土壌雨量指数基準：118に到達することが予想される場合
	洪水	流域雨量指数基準：員弁川流域=34.2、朝明川流域=20.9 に到達することが予想される場合
	大雪	12時間降雪の深さ5cm以上
	高潮	潮位1.5m以上
	波浪	有義波高1.5m以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	最小湿度が30%以下で、実効湿度60%以下
	濃霧（視程）	100m以下（陸上） 500m以下（海上）
	霜	晩霜期に最低気温3℃以下
	低温	冬期：最低気温-5℃以下
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量120mm以上

- (1) 特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、発表する。また、警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。特別警報・警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (2) 暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の()内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報名の()内は基準を示す。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、「（浸水害）」は「大雨警報（浸水害）」、「（土砂災害）」は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方ごとの基準値については、別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (5) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (6) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程

度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(8) 特別警報の欄中、「5 km 格子」とは、日本全国を 5 km 四方に区切った領域のことを呼ぶ。

2 水防活動等に必要な予報及び警報等の発表

水防活動用予報及び警報

気象・高潮及び洪水について水防活動の利用に適合する注意報及び警報をいう。水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報・特別警報、水防活動用高潮注意報・警報は高潮注意報・警報・特別警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報、水防活動用津波注意報・警報は津波注意報・警報・特別警報（大津波警報）をもって代える。

3 気象情報の発表

台風その他について、その状況を具体的に説明するもので、注意報及び警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる気象の現況やこれらの推移について、防災活動に活用できるよう隨時発表する。

■町民が実施する自助・共助の対策

1 風水害等からの自衛措置

(1) 気象情報の収集及び避難の準備

町民は、町が発行する洪水ハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビやラジオ、インターネットや防災行政無線、メール配信サービス等を通じて、気象情報や町の発令する避難指示等避難判断情報の収集に注意を払う。

また、自宅等の立地条件から、避難所等への立ち退き避難が必要か又は自宅等の上層階など安全な部屋に移動（垂直避難）することで十分かどうかを判断し、町から避難指示等の避難判断情報が発令された場合に速やかに避難行動を起こすための準備を行う。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	○発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ○居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	○発表される状況：気象状況悪化 ○居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	○発令される状況：災害のおそれあり ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間要する在宅又は施設利用者の高齢者、障害のある人等及びその人の避難を支援する者

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ○発令される状況：災害のおそれ高い ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ○発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することができて危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

2 災害災害発生の危険の認知

町からの避難情報が発令されていない場合において、周辺の河川等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知した場合は、周辺の町民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努める。

3 被害情報等の提供

人的被害や人家等の建物被害を発見したものは、速やかに防災関係機関へ通報する。

また、道路等の公共施設における被害を発見した場合は、町や施設管理者への報告に努める。

第3章 避難誘導体制の確保

第1節 避難所の確保及び早期避難の促進（接近3）

【主担当課】 安全環境課、企画情報課

第1項 活動方針

- 町内で大規模な被害の発生が危惧される台風等の接近が予想される時には、早期・広域避難を実施する体制を確保する。呼びかけ、迅速かつ的確な避難誘導を実施する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 避難の実施

(1) 避難実施体制の確立

町は、災害発生の危険等が予測される場合、速やかに避難情報を発令できるよう、雨量や河川水位情報等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。

(2) 避難所の開設

高齢者等避難・避難指示を発令する必要が生じた場合は、あらかじめ指定されている避難所を速やかに開設する。

また、避難所を設置したときは、以下の事項について県防災情報システムによりただちに県に報告する。

- ① 避難の種類（自主避難、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）
- ② 避難所開設の日時及び避難場所
- ③ 箇所数及び避難人員

(3) 高齢者等避難・避難指示の発令

高齢者等避難・避難指示を発令する際には、次の項目から必要な情報を明示して、町民等に対し避難情報の周知を図る。

なお、高齢者等避難・避難指示を発令する際には、対象者がとるべき避難行動を理解できるよう、どのような災害が、どの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動（避難場所や緊急的な待避、屋内の安全な場所への避難等）をとるべきか等を具体的に伝えるよう、町は、あらかじめマニュアル等に災害種別に応じた伝達文を定めておく。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難場所
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項

(4) 避難の実施

町は、雨量や河川水位情報等を確認し、あらかじめ定める避難情報発令基準に達した場合は、災害発生の危険のある地域に対し、速やかに避難情報を発令する。

避難所への避難は避難者の自力避難を原則とするが、避難者が自力で避難できないなどの場合は町が手配した車両等を用いて避難を行う。

また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する気象予測等により

今後の大雨等が予測され、夜間避難など、避難指示の発令基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、早期の避難所開設や高齢者等避難の発令等を検討する。

■町民が実施する対策

1 避難情報発令時の行動

町民は、町が発令する避難情報の意味を理解し、また、洪水ハザードマップ等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の想定を把握し、どのような段階でどのような避難行動（公設避難場所や緊急的な待避、屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、避難情報が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとるよう努める。

第2節 避難行動要支援者の保護（接近4）

【主担当課】 福祉課、安全環境課

第1項 活動方針

- 要配慮者の避難状況を把握するとともに、避難が必要な要配慮者利用施設の利用者の他施設への受け入れ要請や、町外の福祉避難所等への受け入れ等の調整を図る。
- 地域と連携し、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援

高齢者等避難等を発令した場合、避難行動に支障をきたす要配慮者がいる場合は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 町民等への避難情報の広報（報道機関）

町からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

2 避難行動要支援者の避難受け入れ（社会福祉施設等）

受け入れの要請があった場合は、可能な範囲で受け入れに努める。

第3節 学校・幼稚園・保育所における児童生徒等の安全確保（接近5）

【主担当課】 学校教育課、子ども家庭課

第1項 活動方針

- 大雨・暴風等による風水害被害等の発生のおそれがある場合において、学校・園における児童生徒等の保護及び登下校や保護者への引き渡し等に際し、安全の確保を図る。
- 風雨等が強まる前の段階において、休校・休園を判断するなど、児童生徒等の事前の安全確保対策について検討する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 休校・休園措置の実施

(1) 休校・休園措置の判断

学校・幼稚園・保育所の長は、始業前に暴風警報等が発表されるおそれがあるなど、登校等に危険が予想される場合は、学校の防災計画に基づき速やかに休校・休園の措置を検討する。

また、始業後に暴風警報等が発表された場合、時間の経過とともに危険が増すことが予想される場合は、下校等の措置を講じる。

(2) 休校・休園措置の連絡

学校・保育所（園）の長は、休校・休園措置の実施を判断した場合、あらかじめ定められた方法により、保護者等に対し速やかかつ確実に措置の内容等を連絡する。

2 児童生徒等の安全確保

(1) 児童生徒等の下校・引き渡し

下校措置等を実施する際は、保護者等に直接引き渡すなど、児童生徒等の安全確保に十分配慮する。

また、児童生徒等を下校させる場合は、通学路等の安全を確認し、集団下校させるなどの安全確保対策を行う。

(2) 帰宅困難児童生徒等の保護

帰宅途中での浸水や保護者等の不在等により帰宅が困難な児童生徒等については、校内や避難所などの安全な場所において保護する。

第4章 災害未然防止活動

第1節 水防活動体制の確保（接近6）

【主担当課】 安全環境課

第1項 活動方針

- 気象・水象等に関する予報・警報等に基づき、速やかに水防活動を実施する体制を確立する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 水防活動の実施

(1) 巡視

水防管理者又は水防団長は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、区域内の河川・海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

水防管理者又は水防団長は、水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

第2節 町民・企業等による安全確保（接近7）

【主担当課】 安全環境課、企画情報課

第1項 活動方針

- 町民や企業が、自らの判断で風水害等からの安全確保対策を講じ、適切な避難行動をとることができるよう、ホームページやメール等により気象情報等の提供を行う。
- 台風情報や気象予警報情報と合わせて、気象情報や避難判断情報等の活用情報等を町民等に提供し、自らを守るための事前の防災行動の実施を促進する対策を検討する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 洪水ハザードマップ、避難所等の情報の提供

町民・企業等が、自らの防災行動や適切な避難行動等の判断材料としての活用を図るため、町ホームページや広報誌等により、町内の洪水時の浸水箇所等を示した洪水ハザードマップや、風水害等被害等が発生した場合に避難をするための避難所情報等を提供する。

2 避難情報の伝達・報告

町において、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令する場合は、防災行政無線、緊急速報メールや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて町民等への伝達を行う。

また、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令した場合は、県防災情報システムにより速やかに県災対本部へ報告を行う。

3 被害情報等の報告

町内で災害による被害等が生じた場合は、県防災情報システムにより速やかに県災対本部へ報告を行う。

また、町ホームページ等において、被害状況の公表に努める。

■企業・事業所が実施する対策

1 企業・事業所の安全確保対策

台風等の接近が予想される場合は、事業所内の施設や設置物等の固定状況など、危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植えや立て看板等の配置物の収納など、安全確保対策を講じる。

2 従業員の安全確保対策

台風や大雨の影響により、道路の冠水や公共交通機関の運行休止等で従業員の通勤困難、帰宅困難等が生じるおそれがある時は、業務を休止し従業員を自宅待機させる等の措置による安全確保対策を検討する。

また、帰宅困難となった従業員対策として、必要に応じ食料や毛布等の確保に努める。

■地域・町民が実施する対策

1 避難所運営への協力

町から要請があった場合は、自治会、自主防災組織等は、避難所運営マニュアル等に基づき速やかに避難所を開設するとともに、主体的に運営・管理を行う。

2 自宅の安全対策

台風等の接近が予想される場合は、自宅敷地内の施設や設置物等の固定状況など、危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植え等の配置物を収納するなど、安全確保対策を講じる。

3 適切な避難行動の実施

町民は、自宅や勤務場所、通学場所等で発生しうる洪水等の様相や、災害発生時の避難場所、気象台が発表する気象情報や予警報、町が発令する避難指示等の避難情報の意味をあらかじめ十分に理解しておく。

また、台風や大雨の影響が懸念される場合は、テレビやラジオ、町ホームページや「メール配信サービス」等で最新の気象情報等を把握し、町から避難情報が発令された場合は、自らの判断で速やかに適切な避難行動をとるよう努める。

4 危険な行動の自粛

台風に伴う自宅等の風雨対策については、なるべく早めに行うものとし、風雨が強まってからの作業は不慮の事故を招くため、これを自粛する。

また、特に農業従事者等においては、台風の影響が強まってから農地・農業用施設等を見回りに行き、水路等に転落して命を落とすような事故が多発していることから、台風が通過し安全な状況になるまでは見回りを控えるなど、危険な行動を自粛する。

第4部 発災後の応急対策

第1章 災害対策本部活動の実施

第1節 災害対策活動の実施体制の確保（発災1）

【主担当課】 安全環境課

第1項 活動方針

- 町災対本部は、災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 大規模災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全局的に災害対応を最優先して実施するために、町災対本部の配備体制を増強し、災害対策活動にあたる。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 災害対策要員の確保

(1) 職員の配備基準等

災害対策要員の動員は、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保 第2項 ■町が実施する対策 1 町の活動体制」により動員する。

(2) 職員の参集

- ① 町災対本部要員は、町職員災害時等初動マニュアルの配備基準により各自参集する。参集を促すために職員参集メール等を配信する。
- ② 夜間、休日等の勤務時間外において災害の発生を覚知したときの参集基準は、町職員災害時等初動マニュアルの配備基準による。

2 県内消防相互応援隊及び緊急消防援助隊の要請等

町は、消防活動に要する人員が不足する場合には、県及び近隣市町に応援を求める。

3 日本赤十字社奉仕団の要請

町災対本部において、日本赤十字社奉仕団の応援を求める場合は、県健康福祉部に応援を要請する。

第2節 通信機能の確保（発災2）

【主担当課】 安全環境課、企画情報課

第1項 活動方針

- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
- 水害等の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、町と県、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下、もしくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
- 大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信ルートを利用して通信する。このため、平常時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第2項 対策

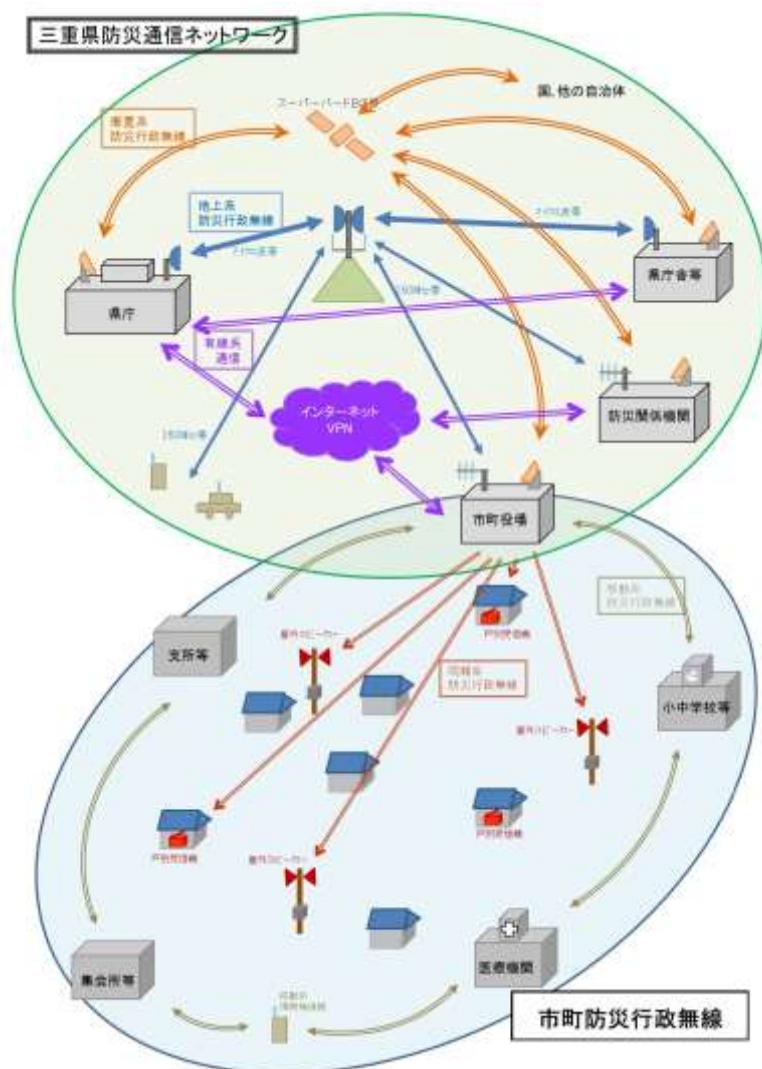
■計画関係者共通事項等

1 災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	概 要
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	<ul style="list-style-type: none">・一般的な通信手段で取り扱いが容易
県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	<ul style="list-style-type: none">・地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国と通信可能・地上系無線は雨雲等の影響を受けにくことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないと地震に相対的に強い・有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能
町防災行政無線	地上系無線	<ul style="list-style-type: none">・町から町民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と町と消防団・消防車（分団車両）間の無線網である移動系からなる。
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	<ul style="list-style-type: none">・衛星系無線設置市町が国や全国自治体と直接連絡可能
県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none">・県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ.jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される。・防災情報システムで集計した被害情報等を消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ.jp」ホームページにより県民に情報提供を行う。
MCA無線	地上系無線	<ul style="list-style-type: none">・町と小中学校など公共施設の間の無線網

通信手段	種類	概要
衛星携帯電話	衛星携帯電話	・通信インフラの整備されていない場所での通話が可能

<県内無線系統イメージ図>



■町が実施する対策

町防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、町と県、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

1 通信手段の確保

町は、災害対策活動に必要な固定・移動系通信網や県防災通信ネットワーク、防災情報システム、町防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、避難指示等の重要な情報を町民に伝

達するため、町は防災行政無線による情報の伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<固定通信事業者が実施する対策>

1 応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

① 交換所

洪水・高潮等に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

② トラフィック疎通状況、交換機等通信設備の監視強化

ア 対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。

イ 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

③ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと思定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

2 応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。

なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

(1) 緊急復旧（初動体制）

発災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

① 対策

- ・ 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- ・ テレビ・放送回線の救済
- ・ 指定避難所等への特設公衆電話設置

② 復旧方法

- ・ 移動無線機等の活用
- ・ 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- ・ 中継送路のマイクロ方式による救済
- ・ 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

① 対策

- ・ 重要加入者及び重要専用線の救済
- ・ 公衆電話の復旧

② 復旧方法

- ・ 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- ・ 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被災地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

<移動通信事業者が実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災対本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災対本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ① 設備の常時監視により被災状況の情報収集を行う。
- ② 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を行う。

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ① 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- ② 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ③ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- ④ 町民に対して協力を要請する事項
- ⑤ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要のある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

2 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備による復旧工事等により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関、放送事業者
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

<東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）が実施する対策>

1 非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びMCA無線）や移動電源車等の貸し出しを行う支援体制を構築しているため、町は必要に応じて要請を行う。

<その他の防災関係機関が実施する対策>

1 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には、本項「■計画関係者共通事項等 1 災害時に用いる通信手段の概要」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。

2 通信手段が確保できない場合の対応

(1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信ルートを利用して通信する。

(2) 防災相互通信用無線による通信

防災に關係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

(3) 町災対本部への連絡員派遣

町災対本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を町災対本部へ派遣するなど、連絡体制を確保するよう努める。

3 通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下、もしくは停止した場合には、必要な要因や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等（発災3）

【主担当課】 安全環境課

第1項 活動方針

- 町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合、県に対して迅速に派遣要請等を行う。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 県への自衛隊災害派遣要請

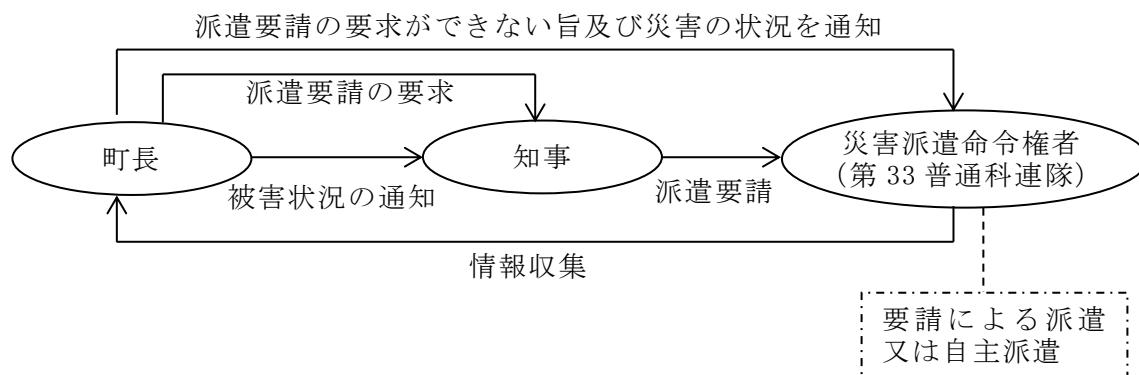
(1) 手続き

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、地域防災総合事務所長等を経由し、災害派遣要請書に次の事項を記載し、知事へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、町長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び町の地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

【要請書に記載する事項】

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由(特に災害区域の状況を明らかにすること。)
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 連絡場所及び連絡者
- ⑤ その他参考となる事項



《災害派遣要請の基準：3原則（公共性、緊急性、非代替性）》

- ① 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

(2) 派遣部隊の受け入れ体制の整備

町は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ① 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- ④ 町民の協力
- ⑤ 派遣部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び町が協議して負担区分を決める。

(4) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、撤収要請書により、知事へ撤収要請を行う。

2 県への海上保安庁の応急措置の実施要請

(1) 手続き

町長は、災害応急対策のため、海上保安庁の応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、地域防災総合事務所長等を経由し、応急措置実施要請書により、知事へ応急措置の実施要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、町長が知事に応急措置の実施要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。ただし、この場合、町長は、事後速やかにその旨を知事に連絡しなければならない。

《支援要請事項》

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他県が行う災害応急対策の支援

(2) 応急措置の実施部隊の受け入れ体制の整備

町は、海上保安庁からの応急措置の実施部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ① 応急措置の実施部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- ④ 町民の協力
- ⑤ 応急措置の実施部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

応急措置の実施部隊が活動に要した経費は、海上保安庁と県及び町が事前に協議して負担区分を決める。

(4) 応急措置の撤収要請

応急措置目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事その他関係機関の

長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ撤収要請書により、撤収の要請を行う。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

《自主派遣の判断基準》

- ① 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合
- ② 災害に際し、知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- ④ その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合

2 災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 8 災害派遣時に実施する救援活動）

- ① 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- ② 避難の援助（誘導、輸送）
- ③ 遭難者等の搜索救助
- ④ 水防活動
- ⑤ 消防活動
- ⑥ 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑨ 炊飯及び給水の支援
- ⑩ 救助物資の無償貸与又は譲与
- ⑪ 危険物の保安及び除去等

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長等に通知しなければならない。

- ① 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損

- ② 避難の措置・立入
- ③ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- ④ 他人の土地等の一時使用等
- ⑤ 現場の被災工作物等の除去等
- ⑥ 町民等を応急措置の業務に従事させること。

4 連絡員の派遣

災害時及び警戒宣言が発令された場合、町災対本部に連絡幹部を派遣、町災対本部との調整・連絡にあたらせる。

<海上保安庁の対策>

1 海難等の救助活動

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4）

【主担当課】 安全環境課、企画情報課、関係課

第1項 活動方針

- 町民に対し、速やかに正確な災害情報等を提供するための広報体制を整え、運用する。
- 災害関連情報の提供等にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、県と連携して町民や地域の協力を積極的に求める。
- 災害関連情報の提供や広報にあたっては、報道機関と緊密に連携する。

第2項 対策

■計画関係者共通事項等

1 気象予報・警報等の伝達系統

気象予報・警報等の情報は、「第3部 第2章 第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保」により伝達する。

■町が実施する対策

1 被害情報等の収集と報告

(1) 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から町内の被害状況等を把握する。特に避難行動要支援者の被災・避難状況の収集に努める。

また、庁舎及びその周辺に関する概略的被害情報、ライフライン被害の範囲等被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

① 収集する情報

収集する情報	
被 害 ・ 復 旧 の 状 況	①人的被害・家屋状況・火災状況
	②道路状況・交通状況
	・町道
	・県道
	・国道
	・高速道路
	・公共交通機関
	③堤防
	・河川堤防
	・海岸堤防
	④ライフライン状況
	・電気
	・水道
	・通信
	・下水道
	・上記以外

収集する情報	
被害・復旧の状況	⑤医療施設関係
	⑥文教施設関係
	⑦その他の公共施設
対策の実施状況	①町民避難の状況
	②救護物資の状況
	③避難所運営の状況
	④ボランティア受け入れ状況
	⑤治安状況

(2) 被害情報等の報告

町内に災害が発生した場合は、防災情報システム等を通じて県災対本部にその状況等を報告する。

県災対本部と連絡がとれない状況にあるときは、直接消防庁へ報告する。

【消防庁への連絡先】

- ① 平日 9:30～17:45（消防庁応急対策室）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-43414	TEL 7-048-500-9043414
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 7-048-500-9049033

- ② 夜間・休日（宿直室）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 7-048-500-9049102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 7-048-500-9049036

(3) 緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、連携して情報の収集、報告事務等に取り組む。

2 町民への広報・広聴

(1) 広報の内容

次に掲げる町民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなど、的確な情報の提供に努める。

【広報内容】

- ① 災害発生状況（被害状況）
- ② 気象状況
- ③ 町災対本部に関する情報
- ④ 救助・救出に関する情報
- ⑤ 避難に関する情報
- ⑥ 被災者の安否に関する情報
- ⑦ 二次災害危険性に関する情報
- ⑧ 主要道路状況
- ⑨ 公共交通機関の状況

- ⑩ ライフラインの状況
- ⑪ 医療機関及び救護所等の状況
- ⑫ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑬ 公共土木施設状況
- ⑭ 防疫・衛生に関する情報
- ⑮ 教育施設及び学生・児童・生徒に関する情報
- ⑯ ボランティア及び支援に関する情報
- ⑰ 住宅に関する情報
- ⑱ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む。）

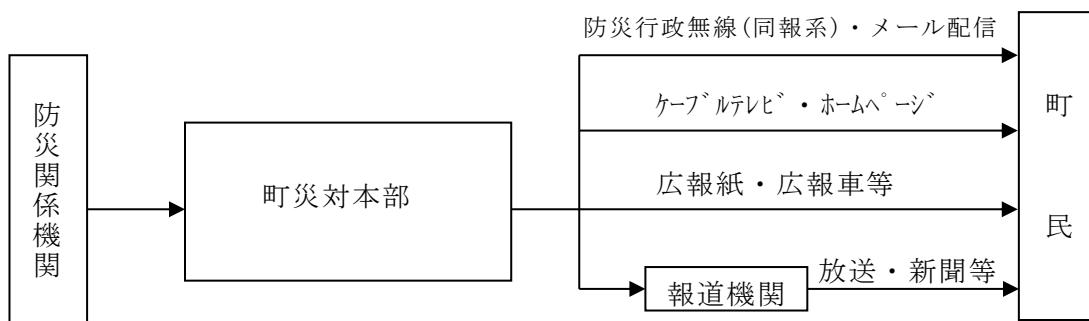
(2) 広報の方法

- ・ 報道機関（テレビ・ラジオ・通信社・新聞社）への情報提供
- ・ 防災行政無線（同報系）、個別受信機
- ・ ケーブルテレビ
- ・ ホームページ
- ・ 広報紙等の配布
- ・ 広報車の巡回
- ・ メール配信
- ・ その他

(3) 広報の伝達系統

広報の伝達系統は、下図のとおり。

町の防災行政無線（同報系）・広報紙・広報車等を使用した広報伝達系統図



上記の広報にあたっては、文字放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、避難情報に関しては、防災行政無線（同報系）や災害時情報共有システム（Lアラート）等を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。

町長が報道機関（ケーブルテレビを除く）による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

(4) 町民対応窓口の設置

町民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、町民対応窓口を設置する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

「第3部 第2章 第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 第2項 ■ その他の防災関係機関が実施する対策」に準ずる。

<移動通信事業者の実施する対策>

1 緊急速報メール（エリアメール）による情報の配信

各移動通信事業者は、二次災害等に関して、町が発信する避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メール（エリアメール）を配信し、情報の周知に努める。

■地域・町民が実施する共助・自助の対策

1 災害からの自衛措置

(1) 町民の協力による災害情報の伝達

洪水浸水想定区域図により浸水の可能性が認められる町民は、洪水が発生した場合、防災行政無線やテレビ、ラジオ等の放送、インターネット等により津波警報等の発令状況の確認に努め、危険を認知した場合、また、停電時等場合によっては危険を確認できない場合であっても、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら速やかに安全な場所に避難する。

なお、あらかじめ自らの居住地域の浸水想定状況等を把握しておき、できる限り高い避難場所へ避難することに努める。

(2) 避難行動要支援者への支援

洪水浸水想定区域図により浸水の可能性が認められる地域において、洪水警報等が発表された場合など可能な範囲で避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難の支援に努める。

2 災害に関する現場情報の報告

災害の発生を予見させるような異常情報を発見した者は、速やかに避難行動をとり身の安全を確保するとともに、町や消防等防災関係機関に通報するよう努める。

3 被害状況等の提供

災害による人的被害や火災等を発見した者は、速やかに消防署等防災関係機関に通報する。

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は警察署に通報するよう努める。

第5節 応援・受援体制の整備（発災5）

【主担当課】 総務課、安全環境課

第1項 活動方針

《応援体制》

- 町が締結している各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築し、積極的に被災地へ向けて展開する。

《受援体制》

- 町災害時受援計画に基づき、県に対する要請及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受け入れを迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。

第2項 対策

■町が実施する対策

《応援体制》

1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理

町は、三重県市町災害時応援協定並びに基本法第67条、第72条、第74条の2第2項及び総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

各市町間の個別の応援協定等上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

2 情報収集のための職員の派遣

災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援に必要な情報を県を通じて収集し、被災市町の応援ニーズの把握に努める。

3 応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）を確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

4 応援体制の構築

町は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、気象状況、危険箇所、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保する。

応援活動の実施にあたっては、町の応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

5 県外被災地への応援

県外における災害に対する応援（協定及び基本法第74条の2第4項）についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

《受援体制》

1 各協定等に基づく応援要請

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町災害時受援計画に基づき、基本法第67条及び第68条並びに総務省「応急対策職員派遣制度」及び各協定等により、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受け入れ

町災対本部に応援自治体等の応援要員の受け入れ窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況について的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ具体的な要請内容について検討を行う。

4 受け入れ体制の構築

町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引き継ぎを確実に行う。

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災6）

【主担当課】 産業建設課、警察、消防機関

第1項 活動方針

- 道路災害等による二次災害防止措置を適切に講じるとともに、防災活動拠点施設や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 道路被害情報の収集

(1) 道路情報等の収集

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

(2) 国や県、民間事業者等からの道路情報等の収集

町内の道路の被害状況の情報収集にあたっては、町管理道路の情報以外に、国や県が管理する道路情報、その他道路情報を提供している民間事業者からの情報収集など多様な手段を用いて情報収集を行う。

2 交通規制に関する措置

災害が発生した場合において、避難路の確保及び災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、通行の禁止及び制限を行う必要があると認めたときは、次により行う。

(1) 交通規制方針

交通の混乱を防止し、避難路及び緊急交通路を確保するため、次の方針により実施する。

- ① 避難路及び緊急交通路の迅速な確保
- ② 被災状況により、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限
- ③ 被災地域への一般車両の流入制限
- ④ 道路障害及び交通状況を把握して、通行の禁止、迂回路の指示等危険防止及び混雑緩和の措置

(2) 交通規制の実施要領

大規模災害等の発生に際しては、次の交通規制等を実施する。

① 道路交通法（以下「道交法」という。）に基づく四日市北警察署長等の交通規制

四日市北警察署長及び高速道路交通警察隊長は、道交法第5条第1項及び同法第114条の3に基づき、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路及び避難路について被災地や浸水区域への流入抑制を図る。

② 基本法に基づく交通規制

公安委員会は、緊急交通路を確保するため、基本法第76条第1項に基づき必要な交通規制を実施する。

四日市北警察署長及び高速道路交通警察隊長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限並びに迂回路における整理誘導を行う。

③ 道交法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、さらに、交通規制の必要があると認めるときは、上記の交通規制を解除し、改めて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止し、又は制限する。

④ その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋梁落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、警察本部においても、必要に応じて危険防止のための交通規制を実施する。

⑤ 交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課において町災対本部及び県災対本部と情報共有するとともに、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を提出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

(3) 路上放置車両等の移動等

基本法により交通規制を実施した通行禁止区域等において路上放置車両等が通行の障害となった場合は、次の規定に基づき移動等の措置をとって輸送機能等の確保を図る。

① 警察官の措置

基本法第76条の3第1項に基づき、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。

また、現場に管理者等がいないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。

② 消防吏員の措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、前記①で警察官のとった措置を行うことができる。

ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに四日市北警察署長に通知しなければならない。

③ 道路管理者の措置

基本法第76条の6に基づき、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、町は、区間を指定（県公安委員会に通知）して、車両その他の物件の占用者に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。

また、車両その他の物件の占用者が道路外へ移動する等の措置をとらない場合は、町は、その措置を行うことができる。ただし、その措置をとった場合は、四日市北警察署に情報の提供を行う。

(4) 事前届出制度

① 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両のうち必要な車両を事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受ける。

② 事前届出についての受け付けは、四日市北警察署で行う。

3 道路の応急復旧対策

(1) 緊急輸送道路の確保

被災者及び救助・救急要員等あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、次により必要な緊急輸送道路の確保を図る。

① 道路啓開の実施

緊急輸送道路等が障害物等により安全に通行できない場合は、障害物を撤去するために町内の土木業者や建設業協会等関係機関と協力し、優先的に道路啓開を実施する。

② 応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。

(緊急輸送道路の指定等については、「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」に記載)

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がない場合に限り、本項「■町が実施する対策 2 (3) 路上放置車両等の移動等」で、警察官のとることのできる措置を行うことができる。

ただし、自衛官のとった措置については、直ちに四日市北警察署長に通知しなければならない。

2 応急対策の実施

緊急輸送道路の確保に当たり、町、県、中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所の道路啓開又は応急復旧工事を行う。

<中部地方整備局の対策>

1 状況の把握

道路施設及び港湾施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡回を実施する。

また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。

被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努める。

2 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板、道路情報提供システム等により周知する。

3 応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、道路啓開等に関する計画に基づき道路啓開を実施し、緊急輸送道路を早期に確保する。

また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努める。

航路についても、必要に応じて航路啓開を実施し、早期の航路確保に努める。

4 排水作業の実施

洪水や高潮等によって冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため、排水作業を行う。

<県の対策>

1 状況の把握

道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、建設事務所においては、速やかに巡視を実施し、道路の傷害状況の情報を収集する。

2 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供する。

3 応急対策の実施

緊急輸送路が障害物等により安全に通行できない場合は、障害物を撤去するために建設協会等関係機関と協力し、優先的に道路啓開を実施する。

また、被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行う。

<中日本高速道路株式会社の対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災対本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災対本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被害情報の収集

管理区域にかかる高速道路の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等により施設の被害状況を把握する。

(3) 通行規制の実施

通行車両の安全確保又は緊急輸送機能の確保等のため、必要に応じ適切な通行規制を行う。

(4) 利用者等に対する広報

通行規制を実施した場合は、中日本高速道路(株)は情報板及びインターネット等により利用者等に対して広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

2 応急復旧対策の実施

被害箇所において速やかに通行可能となるよう復旧作業を実施する。

緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低1車線の確保を行う。

<海上保安庁の対策>

1 船舶交通の整理、指導

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

2 船舶交通の制限等

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

3 必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

4 水路の安全確保

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

5 航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

■地域・町民が実施する共助・自助の対策

<自動車運転者がとるべき行動>

1 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

① 速やかに車両を次の場所に移動させる。

- 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所
- 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

② 速やかな移動が困難なときは、車両ができるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両等の通行に支障とならない方法により駐車する。

③ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

【参考】

- ① 基本法施行令第 32 条に基づく緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- ② 基本法施行令第 32 条第 2 項に基づく緊急通行車両等の標章



第2節 水防活動（発災7）

【主担当課】 安全環境課、産業建設課、上下水道課

第1項 活動方針

- 洪水又は高潮による水災を警戒、防御及び被害を軽減する。
- 本節は、水防法第33条の規定に基づく町水防計画を兼ねる。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 水防組織

知事から指定水防管理団体に指定されている当町においては、的確なる事前措置及び応急対策を講じるようその規模地勢条件に応じ、県水防計画に準じて、災害に即応できる有効適切なる水防体制を確立する。

(1) 水防組織

- ① 水防機構本部は、町災対本部を準用する。
- ② 水防団の機構は、消防団と同一とする。

(2) 消防団

消防団は、水防管理者の指示により、河川、海岸等の洪水又は高潮の被害に対する警戒、防御その他の作業に当たる。なお、消防団の組織は、川越町消防団設置条例のとおり及び水防管轄は資料編のとおり。

2 水防活動

(1) 水防倉庫及び資機材の備蓄

水防倉庫及び資機材等の備蓄状況は、資料編のとおり。

(2) 水防活動の配備基準

① 水防組織配備基準

町の水防組織の配備基準は、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」のとおり。

② 消防団配備基準

種別	配備内容	配備基準
第一次 配備	消防団員は、緊急連絡がとれる体制とする。	1 大雨・洪水・高潮注意報が発表され、危険が予想されるとき。 2 豪雨や長雨等により、浸水のおそれがあり水防の必要が予想されるとき。
第二次 配備	消防団員は、自宅又は連絡のとれる場所で待機し、出動体制を確保する。 なお、水防等警戒が必要な場合は危険箇所を巡回し、水防の事態が生じた場合は、速やかに活動できる体制とする。	1 暴風、大雨、洪水、高潮警報等が発表されたとき。 2 河川が増水し、警戒又は水防作業の必要があるとき。 3 豪雨や長雨等により浸水の危険があるとき。 4 気象状況により高潮の危険が予知されるとき。
第三次 配備	消防団員全員をもって当たり、水防活動を行う体制とする	1 風水害等が発生し又は発生するおそれがあるとき。

種別	配備内容	配備基準
第三次 配備	る。	2 その他、必要により水防管理者が配備を指令したとき。

③ 消防団動員計画

消防団長は、本項「2 水防活動 ② 消防団配備基準」に基づき団員を招集する。

④ 情報伝達

「第3部 第2章 第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保」のとおり。

⑤ 重要水防区域

ア 県の管理区間

(ア) 重要水防箇所の評定基準

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
1 堤 防 高	① 溢水、氾濫、越波の実績があり、その対策が未施工の箇所	① 溢水、氾濫、越波の実績があり、その対策が暫定施工の箇所 ② 実績はないが、過去の出水又は高潮により溢水、氾濫、越波のおそれがあり、対策が未施工の箇所 ③ 河川改修計画による計画堤防高より低い箇所 ④ 災害復旧工事等により被災水位までの築堤となっており余裕高のない箇所	
2 堤 防 断 面	① 破堤、欠壊、半欠壊の実績があり、その対策が未施工の箇所	① 破堤、欠壊、半欠壊の実績があり、その対策が暫定施工の箇所 ② 実績はないが、過去の出水又は高潮により破堤、欠壊、半欠壊のおそれがあり、対策が未施工の箇所 ③ 堤防断面が標準断面より小さい箇所（堤防の法勾配が2割より急であったり天端幅が非常に小さい堤防）	
3 法 崩 れ ・ す べ り	① 法崩れ又はすべりの実績があり、その対策が未施工の箇所	① 法崩れ又はすべりの実績があり、その対策が暫定施工の箇所 ② 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法区売れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
4 漏 水	① 漏水の実績があり、その対策が未施工の箇所	① 漏水の実績があり、その対策が暫定施工の箇所 ② 漏水の実績はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
5 水 衝 ・ 洗 掘	① 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 ② 橋台取り付け部、他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部損壊しているが、その対策が未施工の箇所 ③ 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるがその対策が未施工の箇所	① 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
6 工 作 物	① 「河川管理施設等応急対策基準」に基づく改善措置が必要な床止め及び堰、水門及び樋門、橋梁その他工作物の設置場所 ② 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては、計画高潮位）等以下となる箇所 ③ 護岸、堤防及び堰堤本体等が弱体化し、亀裂等があり、その対策が未施工の箇所	① 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所 ② 護岸、堤防及び堰堤本体等が弱体化し、亀裂等の発生するおそれがありその対策が未施工の箇所	
7 工 事 施 工			① 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
8 新堤防 ・ 破堤跡 ・ 旧川跡			① 新堤防で築造後3年以内の箇所 ② 破堤跡又は旧川流の箇所
9 陸閘			① 陸閘が設置されている箇所

(イ) 重要水防区域等

本町における重要水防区域等は、県水防計画の重要水防区域等のとおり。

⑥ 橋門、防潮扉、排水機場等の措置

- ア 橋門、防潮扉、排水機場等の管理者又は操作責任者は、水防に関する予報、警報等が発表されたことを知ったときは、水位の変動を監視し、必要に応じて適切な操作を行う。
イ 管理者又は操作責任者は、操作等について支障のないように常に整備点検を行う。
ウ 橋門、防潮扉、排水機場等は、資料編のとおり。

⑦ 避難

「第4部 第4章 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保」のとおり。

⑧ 輸送

「第4部 第2章 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」のとおり。

⑨ 監視、警戒体制

ア 観測

(ア) 水位の観測及び通報

- a 水防管理者は、水防法第10条第1項の規定による洪水に関する予報の連絡を受けたときは、常に水防活動に対し的確な状況判断が下されるようする。
b 水防管理者は、水防警報が発表されたとき及び県から次の水位の連絡を受けたときは、各関係機関に対し通知する。
(a) 水防団待機水位（通報水位）
(b) 沔濫注意水位（警戒水位）
(c) 避難判断水位（特別警戒水位）
(d) 以後1時間ごとの水位
(e) 沔濫注意水位（警戒水位）を下ったとき
(f) 水防団待機水位（通報水位）を下ったとき

(イ) 水位の測定

河川水位については、状況により災害対策要員及び消防団員等を派遣し、状況を把握する。

(ウ) 潮位の通報

水防管理者は、川越町において高潮のおそれが予知されるときは、関係機関と連絡をとり、潮位に関する情報を収集し、常に水防活動上の確な情勢判断が下されるようとする。

イ 水位到達情報

水防法第13条に基づき、水位到達情報の通知を受けた場合は、情報をもとに状況を適切に判断し、必要に応じ「第4部 第4章 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保」により、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

(ア) 県が行う水位情報の通知及び周知

a 水位周知河川の指定区域

河川名	左右岸 の別	区 域	延長 (m)	建設事 務所名	担当水防管理団体	
					指定 有無	団体名
員弁川	右	いなべ市藤原町大字下野尻 から河口まで	27,000	四日市	有 無	桑名市 東員町

河川名	左右岸 の別	区 域	延長 (m)	建設事 務所名	担当水防管理団体	
					指定 有無	団体名
員弁川	右				無 有 有	いなべ市 川越町 朝日町
朝明川	左	四日市市西村町から河口まで	15,000	四日市	有	川越町 朝日町
	右	四日市市西村町から河口まで	15,000		有 有 有	四日市市

b 水位周知河川の対象とする水位観測所及び通知

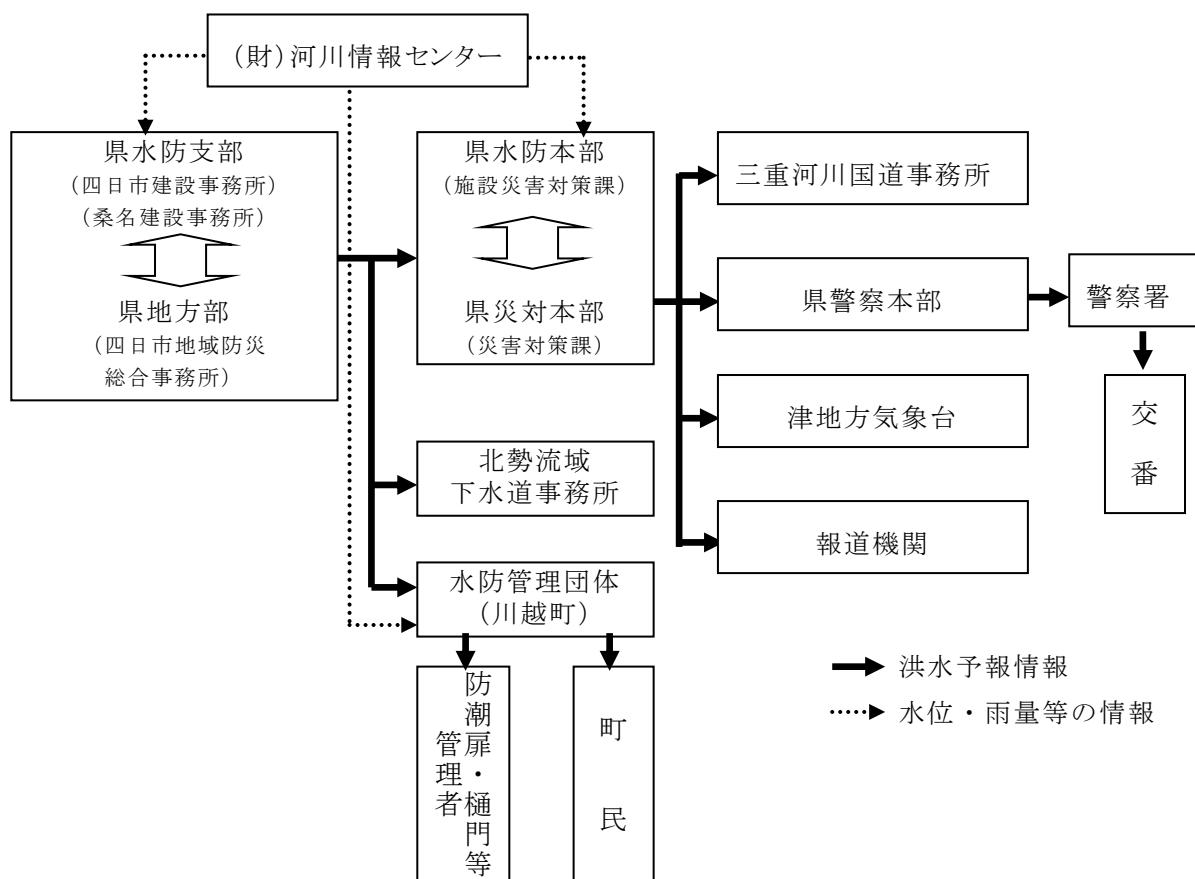
上段（ ）はT. P

河 川 名	水位 観測所	水防団 待機 (通報) 水位	氾濫注意 (警戒) 水位	避難判断 (特別 警戒) 水位	氾濫危険 (危険) 水位	発表 担当者	受報 担当者	摘要	連絡 方法
員 弁 川	星川	(13.430) 2.43	(13.700) 2.70	(13.700) 2.70	(14.970) 3.97	桑名建 設事務 所長	桑名市長 朝日町長 川越町長 東員町長	四日市 建設事 務所長 ～通知	加入 電話
	安永	(4.260) 4.26	(4.560) 4.56	(4.560) 4.56	(5.520) 5.52	桑名建 設事務 所長	桑名市長 朝日町長 川越町長	四日市 建設事 務所長 ～通知	加入 電話
朝 明 川	松寺	(7.060) 1.20	(7.560) 1.70	(7.930) 2.07	(8.490) 2.63	四日市 建設事 務所長	朝日町長 川越町長 四日市市 長		加入 電話
	南福崎	(3.050) 2.13	(3.430) 2.51	(3.430) 2.51	(3.930) 3.01	四日市 建設事 務所長	朝日町長 川越町長 四日市市 長		加入 電話

c 水位情報の発表

避難判断水位（特別警戒水位）情報は、県水防支部長がこれを発信するものとする。回避
難判断水位（特別警戒水位）情報の発信については、県水防計画の発表・報告と同様の手段
により関係者に通知し、特に付近町民に対する避難の目安となるよう周知に努めなければ
ならないものとする。

d 水位情報の通信連絡系統図



ウ 水防警報

水防法第16条の規定に基づき、水防警報の通知を受けた場合は、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」の体制により対応する。

(ア) 県が発表する水防警報

a 県が水防警報を発する河川及び区域

河川名	左右岸 の別	区 域	延長 (m)	建設事 務所名	担当水防管理団体	
					指定 有無	団体名
員弁川	右	いなべ市藤原町大字下野尻 から河口まで	27,000	四日市	有 無 無 有 有	桑名市 東員町 いなべ市 川越町 朝日町
朝明川	左	四日市市西村町から河口まで	15,000	四日市	有 有	川越町 朝日町
	右	四日市市西村町から河口まで	15,000		有	四日市市

⑩ 堤防の巡視及び警戒

ア 巡視

(ア)水防管理者(町長)は、水防法第9条の規定に基づき、隨時、区域内の河川堤防を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に報告し、必要な措置を求める。

(イ) 堤防の巡視については、次の事項について留意し、洪水に備える。

- a 樋門、防潮扉等の点検
- b 角落と資材の保管状況の確認
- c 堤防等の点検

イ 警戒

水防管理者は、大雨・洪水・高潮に関する予報及び警報等が発表された場合、又は必要と認められる場合は、重要水防区域等の監視及び警戒を厳重にし、現在工事中の箇所並びに既往の災害箇所、その他重要な箇所を重点的に警戒し、特に次の状態に注意し、異常を発見したときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に報告し、水防作業を行う。

(ア) 堤防の裏のりの漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ

(イ) 堤防の表のりで水当たりの強い場所の亀裂又は崖崩れ

(ウ) 堤防天端の亀裂又は沈下

(エ) 堤防溢水

(オ) 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の異常

(カ) 橋梁及びその他の構造物と堤防の取り付け部分の異常

⑪ 出動

ア 町災対本部員

町災対本部各部、各班は互いに協力して水防活動を行う。

イ 消防団員

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、上昇のおそれがあるときは、水防管理者の出動指令により、直ちに出動して、警戒又は水防活動を行う。

⑫ 安全配慮

水防活動従事者においては、ライフジャケットの着用や、通信機器の携行など、団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

⑬ 居住者等の水防活動

水防管理者又は消防機関の長は、水防法第24条の規定により、水防のためやむを得ないときは、区域内に居住する者等に協力を求め、水防活動に従事させる。

⑭ 水防工法

工法を選択するにあたっては、堤防の組成材、流速、法面、護岸等の状態及び原因等を勘案し、最も効果的かつ使用材料がその近くで得易い工法で施工する。

⑮ 水防資機材の調達

水防資機材は、関係地区内の水防倉庫から搬出し、不足を生じたときは町災対本部の指示により非被災地区的水防倉庫から調達する。さらに、不足する場合は、災害応援協定を活用するなどして、水防資機材を調達する。

⑯ 決壊等の通報並びに措置

ア 堤防、橋梁その他の施設が決壊、損壊したとき、又はそのおそれがあるときは、町災対本部員等現場にある者は電話その他適切な方法により水防管理者に報告するとともに、被害を最小限度にとどめるため、必要な措置を講じる。

イ 水防管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに区域住民、警察署長、河川管理者に通知する。

⑯ 避難のための立ち退き

「第4部 第4章 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保」のとおりとする。

⑰ 応援

ア 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体の行う水防のための活動として下記の協力をを行う。

【県】

(ア) 河川に関する情報の提供

(イ) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(ウ) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供

イ 警察官の応援要請

水防管理者は、水防法第22条の規定により、水防のため必要があると認められるときは、警察署長に対し警察官の出動を要請する。

ウ 隣接水防管理団体等の応援要請

水防管理者は、水防法第23条の規定に基づき、水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者又は市町長もしくは消防長に対して応援を要請する。

エ 自衛隊の応援要請

水防管理者は、大規模の応援が必要であると認める緊急事態が生じたときは、県災対本部長を通じて自衛隊の出動を要請する。

⑲ 水防解除

水防管理者は、次のいずれかの通報を受け、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、危険が去ったと認められるときは、県水防支部と協議のうえ、これを解除する。

また、消防団についても同様とする。

ア 県が発表する水防警報の解除

イ 気象台が発表（又は通報）する気象・洪水・高潮に関する特別警報・警報の解除

⑳ 水防報告

ア 水防管理者は、次の場合直ちにその概要を県水防支部に報告する。

(ア) 泛濫注意水位（警戒水位）に達し、又はそれ以外の場合で水防関係者が出動したとき。

(イ) 水防作業を開始したとき。

(ウ) 他の水防管理者に応援を要請したとき。

(エ) 堤防、水門等が決壊し、又はこれに準じた事態が発生したとき。

イ 水防管理者が水防解除を指令したときは、消防団長等及び警察署長に連絡し、町民に周知を図るとともに、県水防支部長に報告する。

ウ 水防顛末報告

水防管理者は、水防活動終結後、直ちに次の事項を取りまとめ、県水防支部長を経由して、知事に報告する。

(ア) 気象及び水防状況

(イ) 警戒出動及び解散命令時期

(ウ) 消防団員等の出動時刻及び人員

(エ) 堤防その他諸施設の異状の有無及びこれに対する処置とその効果

- (オ)水防作業の状況
- (カ)使用水防資機材の種類及び員数
- (キ)水防法第28条の規定に基づき公用負担を命じた資材等の種別、数量及び使用場所
- (ク)応援の状況
- (ケ)居住者の出動状況
- (コ)警察の応援状況
- (サ)現場指揮者の職、氏名
- (シ)立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- (ス)水防関係者の死傷の有無
- (セ)功労のあった者の職、氏名及びその功績の内容
- (ソ)今後の水防施策上、改善を要すると認められる事項及びその要旨
- (タ)所見
- (チ)その他必要と認められる事項

② 水防信号及び標識

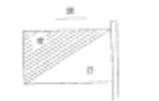
水防信号並びに標識規則（昭和24年三重県規則第76号）に基づき、次の水防信号及び標識を使用する。

ア 水防信号は、次の各号に掲げるものとする。

- (ア)第1信号は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
- (イ)第2信号は、消防団の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- (ウ)第3信号は、水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- (エ)第4信号は、必要と認める区域内の居住者等に対し、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。
- (オ)第5信号は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、増水のおそれがなくなったことを知らせるもの。

イ サイレン等による水防信号は、下表の方法に従い発する。

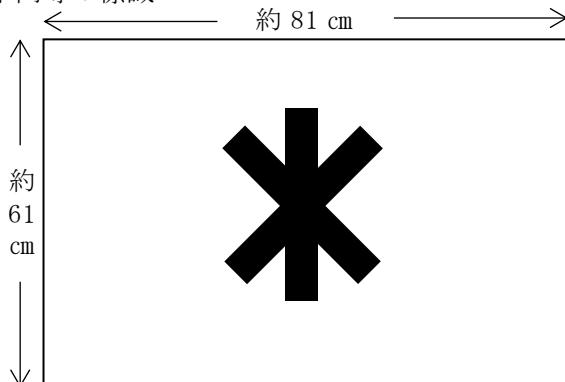
[水防信号の種類]

区分	種類	警鐘信号	サイレン信号	その他の信号
第1 信号	氾濫注意水位 (警戒水位) 信号	休 休 ● ● ● 止 止	約5秒 約5秒 約5秒 休止 休止 (約15秒) (約15秒)	掲示板 氾濫注意水位 (警戒水位) 発令中
第2 信号	出動信号	●—●—● ●—●—● ●—●—●	約5秒 約5秒 約5秒 休止 休止 (約6秒) (約6秒)	吹流し  (白地に青色) 旗  形状の大きさ は適宜

区分	種類	警鐘信号	サイレン信号	その他の信号
第3 信号	水防管理団体 の区域内の居 住者出動信号	●—●—●—● ●—●—●—● ●—●—●—●	約10秒 約10秒 約10秒 約10秒 休止 休止 休止 (約5秒) (約5秒) (約5秒)	
第4 信号	避難信号	乱 打	約1分 約1分 約1分 休止 休止 (約5秒) (約5秒)	
第5 信号	洪水警報 解除信号	● ●—● ● ●—● 1点と2点の斑点		

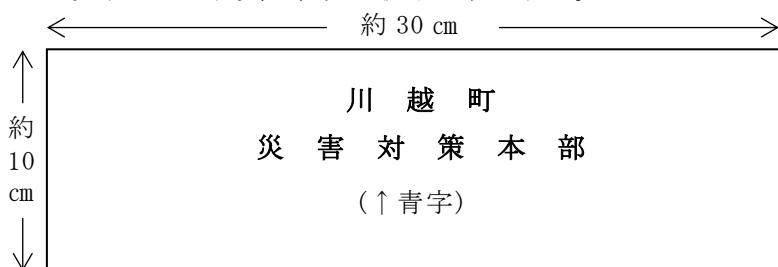
- (ア)信号は、適宜の時間継続する。
 (イ)必要に応じて、サイレン信号等により伝達する。
 (ウ)②ア(エ)による「第4信号」は、水防法第29条の規定に基づき発する。
 (エ)車両等に対する優先通行の標識は、次のとおり。

a 車両等の標識



b 職員の標識

現場に赴く職員は、次の腕章を着用する。



② 水防訓練

水防訓練は、水防法第3条の2に基づき、次の項目について消防機関、消防団等が毎年、各種水防工法等の訓練を実施する。

ア 実施要領

- 観測（水位、潮位）
- 通報（電話、伝達）
- 動員（消防団の動員、居住者の応援）

- 輸送（資材、人員）
 - 工法（各水防工法）
 - 水門等の操作法
 - 避難・立ち退き（危険区域居住者の避難）
 - 救援救護（町災対本部の活動準備体制）
- イ 実施の時期
指定水防管理団体の水防訓練は、毎年7月末日までに1回以上実施する。

3 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担する。ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求める水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求める水防管理団体と応援を求められた水防管理が協議して定める。

(2) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一次使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用もしくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 工作物その他の障害物の処分

(3) 公用負担権限委任証

公用負担を命じる権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、次の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合はこれを呈示しなければならない。

公用負担権限委任証

公用負担権限委任証

氏 名

上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限を委任したことを
証明する。

年 月 日

水防管理者

氏 名 印

第3節 公共施設被災時の復旧・保全（発災8）

【主担当課】 産業建設課

第1項 活動方針

- 町民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握するとともに、応急対策を実施することで、二次災害を防止する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動

(1) 町道路、橋梁

① 被害情報の収集

「第4部 第2章 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 町が実施する対策 1 道路被害情報の収集」に準じて、緊急輸送道路を最優先とし、さらに、町民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

② 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか、町内土木業者等との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

③ 通行障害発生時の応急対策

大雨等により道路冠水や法面崩落等の通行障害が生じた場合は、速やかに通行止め等による二次災害防止措置を講じる。

④ 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、「第4部 第2章 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」に基づき、緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急交通路の確保に引き続き、町民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮したうえで、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

⑤ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止めなどの応急的な安全確保対策を施したうえで、町ホームページ等を通じて危険箇所を町民等施設利用者に周知する。

(2) 漁港施設

① 被害情報の収集

高潮の発生が予想されることから、潮位情報等に十分留意し、施設の被害情報を確認する作業員等の安全確保を最優先することを前提としたうえで、可能な限り速やかな被害情報の収集を図る。

② 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか、町内土木業者等との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

③ 施設の復旧活動

漁港施設の復旧にあたっては、高潮からの作業員等の安全確保等に十分配慮したうえで、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

④ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施したうえで、町ホームページ等を通じて危険箇所を町民等施設利用者に周知する。

(3) 農業用施設

① 被害情報の収集

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<河川管理者、海岸管理者の実施する対策>

1 河川、海岸

(1) 被害情報の収集

「第4部 第2章 第2節 水防活動 第2項 ■町が実施する対策 2 (2) ⑨ 監視、警戒体制」に準じ、被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか、水防計画や建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

河川・海岸施設の復旧にあたっては、洪水・高潮等からの作業員等の安全確保等に十分配慮したうえで、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施したうえで、町ホームページ等を通じて危険箇所を町民等施設利用者に周知する。

第4節 ライフライン施設被災時の応急対策（発災9）

【主担当課】 上下水道課、会計課、安全環境課

第1項 活動方針

- 水道施設、下水道施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
- 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 対策

■町が実施する対策

<上水道（町管理）>

1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

(1) 被害状況の把握等

発災後、町水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

(2) 応急復旧用資機材の確保

管理する水道施設の被害情報等を踏まえ、応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

2 施設の応急対策活動

(1) 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

(2) 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、配水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

(3) 町民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災行政無線等を活用して広報を実施し、町民の不安解消に努める。

3 応援協定に基づく応急復旧活動

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、町は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者（四日市市）に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら被災市町水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

<下水道（町管理）>

1 被害情報の収集

発災後、町が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

2 施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、町は町民に対し、使用制限の措置を講じる。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、町民の不安解消に努める。

3 協定に基づく応急復旧活動

単独での復旧作業が困難な場合、町は、「災害時における復旧支援協力に関する協定」に基づき、公益社団法人日本下水道道路管理業協会に支援を要請する。

■その他防災関係機関が実施する対策

<電気事業者が実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災対本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災対本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2) 情報収集

災害発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネット等により地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

2 復旧方針

- ① 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。
- ② 発変電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。
- ③ 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

3 広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

< L P ガス販売事業者が実施する対策 >

1 緊急対策

- ① 協会員及び町災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。
- ② ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。
- ③ L P ガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏洩部分の修理を行う。
- ④ その他、L P ガス消費設備の安全総点検を行う。
- ⑤ 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

2 中期対策

- ① 危険箇所からの容器の引き上げ
- ② 緊急性の高い病院等へのL P ガスの供給
- ③ 避難所への生活の用に供するL P ガスの供給
- ④ 一般家庭へ安全総点検後、早期L P ガスの供給

<都市ガス事業者が実施する対策 >

1 災害対策活動の実施

(1) 災対本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災対本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 情報収集

災害発生時においては、ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等によりガス設備の被害情報を把握する。

(3) 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回点検を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

(4) ガス供給停止の判断

- ① 次にあげるような大きな災害が確認された地域では即時にガス供給を停止する。
 - ア 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の大変動により供給継続が困難な場合
- ② ガス工作物の被害が予想される地域では、直ちに次のような情報収集を開始し、経時に得られるそれらの被害状況等からガスの工作物の被害による重大な二次災害のおそれがあると判断される場合は、速やかにガス供給を停止する。

なお、二次災害のおそれの有無の判断は、可能な限り速やかに行う。

 - ア 道路及び建物の被害状況
 - イ 緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況
 - ウ ガス漏洩通報の受付状況

(5) 緊急連絡体制

災害発生の被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧にかかる情報連絡や救援要請を関係機関に行う。

(6) 利用者等に対する広報

都市ガス事業者は、災害によってガス供給に支障をきたした場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

2 復旧対策活動の実施

(1) 応急復旧対策

早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所に安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努める。

(2) 本復旧対策

都市ガスの安定した供給を図るため、できる限り早期に被災施設の本復旧工事を行う。

＜固定通信事業者が実施する対策＞

「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 第2項 ■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜固定通信事業者が実施する対策＞」に準ずる。

＜移動通信事業者が実施する対策＞

「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 第2項 ■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜移動通信事業者が実施する対策＞」に準ずる。

＜鉄道事業者が実施する対策＞

1 台風・大雨等時の運転基準及び運転規制区間

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1) 災対本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災対本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保
- ② 施設、旅客等の被害状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 旅客等に対する広報

災害時の旅客の不安を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- ① 災害の規模
- ② 被害の範囲
- ③ 被害の状況

④ 不通線区

⑤ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

① 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。

② 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講じる。

③ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、町、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

① 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

②迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

(6) 利用者に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通しなどについて、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

第5節 県防災ヘリコプターの活用（発災10）

【主担当課】 安全環境課

第1項 活動方針

- 大規模災害の発生後は、町内全体において甚大な被害が想定され、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じることから、県防災ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出救助活動、人員輸送活動、物資輸送活動等を行う。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 県防災ヘリコプターの応援要請

町は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、地方部を経由して県に対しへリコプターの応援要請を行う。

2 受け入れ体制の構築

町は、ヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。

3 ヘリポート場所

ヘリポートは次のとおり。

	所在地	名称	座標	電話番号	面積	土地表面	散水の必要性
1	川越町大字豊田一色69	川越北小学校グラウンド	N 35° 01' 24 E136° 40' 09	059-365-0327	70m×50m 3,500 m ²	砂質	有
2	川越町大字高松258	川越南小学校グラウンド	N 35° 01' 19 E136° 39' 56	059-365-2913	60m×80m 4,800 m ²	砂質	有
3	川越町大字亀崎新田77	川越町総合体育館グラウンド	N 35° 00' 37 E136° 41' 02	059-364-2000	120m×65m 7,800 m ²	砂質	有
4	川越町大字豊田2302-1	県立川越高校グラウンド	N 35° 01' 39 E136° 39' 57	059-364-5800	180m×140m 22,200 m ²	砂質	有

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節 救助・救急活動（発災11）

【主担当課】 安全環境課、消防機関

第1項 活動方針

- 自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 困難な状況下（気象条件、現場条件）での活動となるため、活動現場に応じた、適切な重機や資機材を調達する。（排水ポンプ車、照明車、ボートなど）

第2項 対策

■町が実施する対策

1 救助・救急活動の実施及び調整

(1) 救助・救急活動の実施

町は、消防機関及び消防団等の保有する全ての機能を発揮し、救助・救急活動を実施する。

町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他の市町へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

(2) 協定に基づく応援要請

① 町は、消防機関、消防団の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

② 町は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

(3) 救助・救急活動の調整

町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合で、県や他の市町へ応援要請を行ったときは、緊密な連携を図るとともに、町内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

2 活動拠点等の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

3 重機・資機材の調達等

必要に応じて、民間からの協力等により重機・資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

4 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

自衛隊は、県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

<海上保安庁の対策>

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

■ 地域・町民が実施する共助・自助の対策

1 初期救助活動

被災地の町民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

第2節 医療・救護活動（発災12）

【主担当課】 健康推進課、診療所、消防機関

第1項 活動方針

- 発災後は、救護所や災害拠点病院等をはじめとして人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の受け入れ状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

2 医療・救護活動

(1) 救護所の設置

町長は、被災状況に応じて、川越診療所に救護所を設置し、(公社)四日市医師会等へ医師や医療救護班の派遣を要請する。

町民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。

救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行う。

なお、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所に救護所を併設することもある。

(2) 医療救護班の編成

医療救護班の基本編成は、概ね次のとおり。

医 師… 1名

看護師又は保健師… 2名

事務職員等（連絡員）… 1名

ただし、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増やし、又は専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えることもある。

(3) 医療救護班の派遣による実施

町長は、町内において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、地方部長に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。

(4) 医療機関による実施

町長は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間に、町内の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

(5) 負傷者等の搬送

消防機関は、知事又は町長から要請のあったとき、もしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第4部 第2章 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」により応急的に措置する。

また、町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

3 医療施設の応急復旧

川越診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<日本赤十字社三重県支部の対策>

1 医療及び助産の実施方法

- ① 日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。
なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行う。
- ② 救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

<赤十字奉仕団の対策>

赤十字奉仕団は、日本赤十字社三重県支部の要請に応じて協力する。

■ 地域・町民が実施する共助・自助の対策

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する

第4章 緊急避難対策

第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保（発災13）

【主担当課】 安全環境課、企画情報課、生涯学習課、学校教育課、税務課

第1項 活動方針

- 町は、大雨・洪水警報等に基づく避難の指示等を発令する場合は、あらゆる手段を尽くして町民への広報に取り組む。
- 県内市町と連携・協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者をはじめとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各部が連携して町の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 避難情報の発令

(1) 避難の指示

- ① 洪水・浸水、高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、広域的に人命の危険が予測される場合、その他町民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示（避難指示）を行う。（基本法第60条第1項）
- ② 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保）を指示することができる。（基本法第60条第3項）
- ③ これらの場合、町長は、その旨を知事に報告する。（基本法第60条第4項）
- ④ 町長は必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への町民の立ち入りを制限する。
- ⑤ 避難指示又は緊急安全確保を発令する際には、対象者がとるべき避難行動を理解できるよう、どのような災害が、どの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべきか等を具体的に伝える必要があることから、町は、あらかじめ災害種別に応じた伝達文を定めておく。

(2) 避難指示又は緊急安全確保の発令にかかる町長不在時の対応

町長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示又は緊急安全確保の発令にかかる判断に遅れが生じることがないよう適切に対応する。

(3) 避難指示の内容

避難指示は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難場所
- ③ 避難理由

- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項等

(4) 緊急安全確保の内容

緊急安全確保は、次の項目を可能な範囲で明示して行うこととする。

- ① 災害発生日時
- ② 発生場所
- ③ 避難時の注意事項等

(5) 高齢者等避難の発令

一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を講じつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を必要に応じて発令し、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報を通知又は警告する。(基本法第 56 条)

2 避難情報の町民等への伝達

(1) 関係機関の連携体制の構築

避難情報を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、町民等への避難情報に基づく避難行動の徹底を図るための協力体制を速やかに構築する。

(2) 町民に対する周知

① 町民への伝達方法等

避難情報を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して次の手段
その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

なお、町社会福祉協議会等関係団体の協力を得て避難行動要支援者への周知に努める。

- ア 防災行政無線（同報系）、個別受信機
- イ 通信事業者の提供する緊急速報メールサービス
- ウ ホームページ
- エ ケーブルテレビ
- オ 広報車
- カ 県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター

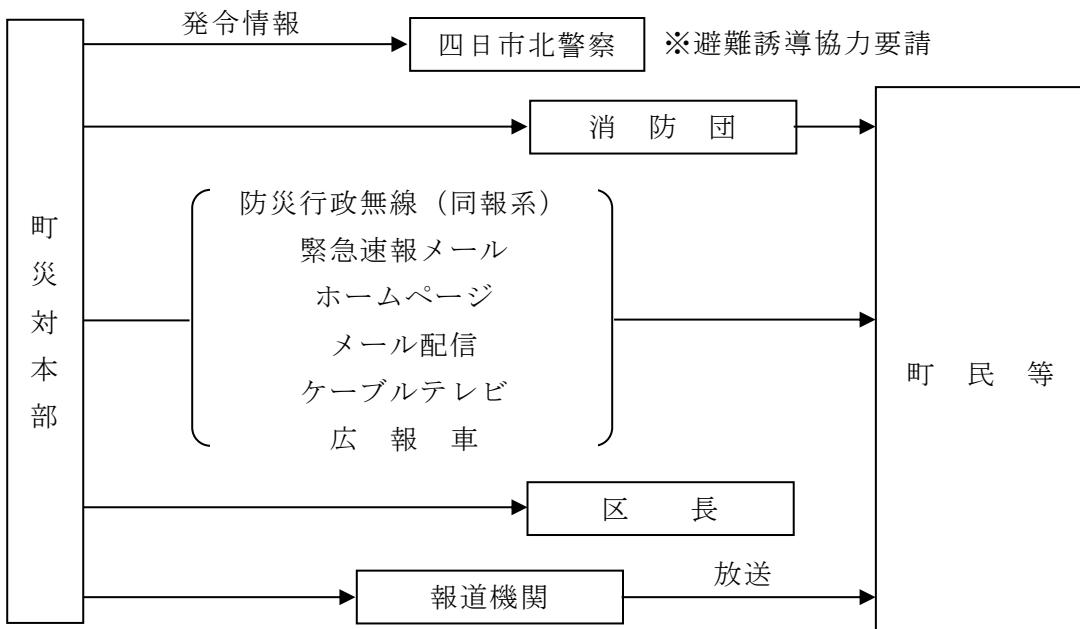
避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し県防災ヘリコプターの要請
をすることができる。

キ 報道機関による放送

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し放送関係機関への放送を要
請する。

ク 障がい者や外国人など、避難に際して特に配慮を要する要配慮者への避難情報の提供

避難情報の伝達系統



② 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号は、次による。

警鐘	乱打		
余いん防止付	1分	1分	1分
サイレン信号	5秒	5秒	5秒

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

(3) 避難情報の解除

町長は、避難指示又は緊急安全確保の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

3 避難所への避難誘導

(1) 避難の順序

避難の誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

なお、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿等を使用して行う。

(2) 移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は、車両、船舶等によって行う。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、町において措置できないときは、町は県災対本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、町は直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難時の携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑に避難がきれるよう指導する。

4 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

- ① あらかじめ指定されている避難所については、避難所運営マニュアル等に沿って避難所を開設する。

また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受け入れ状況に応じて、被災地内外を問わず、民間施設を避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

- ② 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に受け入れる者を誘導し、保護する。
- ③ 避難所の開設及び避難の促進に際して、降雨等による宅地地盤・擁壁等から生じる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災宅地危険度判定を実施する。

(2) 避難所に受け入れる対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けけるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滯などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に受け入れる。

(3) 避難所の設置報告及び受け入れ状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により県に報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
② 箇所数及び受け入れ人員
③ 開設期間の見込み

(4) 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、町及び各避難所の避難所運営マニュアル等に沿って行うが、町民の主体的な運営を可能とするための配慮及びボランティア団体等外部支援者の活用等にも配慮し、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

- ① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。

食料等の配布にあたっては、食物アレルギー等食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

- ② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保を努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

- ④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

- ⑤ 要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、

避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。

また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。

- ⑥ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- ⑦ 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- ⑧ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- ⑨ ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達、食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。
- ⑩ 感染症対策として必要に応じて、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等感染症感染拡大防止に配慮した避難所運営に努める。

(5) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

(6) 要配慮者への対応

町は、避難所で生活する要配慮者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

- ① 民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。
- ② 保健師、ホームヘルパー等による支援活動を行う。

(7) 長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整

避難者の長期滞在に備えるため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営の計画を検討・調整する。

(8) 隣接市町への避難受け入れ要請

災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、県を通じ、隣接市町に町民の受け入れを要請する。

(9) 再避難の実施

避難所が万一危険になった場合等における再避難についての対策を講じるため、避難所や避難経路の正確な情報把握に努め、機を失すことなく適切な措置を講じる。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 町長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁）

本項「■町が実施する対策 1 (1) 避難の指示」に掲げる避難指示を町長が行うことができないとき又は町長から要求があったときは、海上保安庁は、自ら避難を指示することができる。この場合、海上保安庁は、速やかにその旨を町長に報告する（基本法第 61 条）。

(2) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第 94 条）

2 避難情報の町民への広報（報道機関）

町長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民に避難情報に基づく避難行動を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

■ 地域・町民が実施する共助・自助の対策

1 適切な避難行動の判断

町から避難情報が発令された場合、もしくは居住等する地域に災害が発生するおそれが高い場合などには、洪水ハザードマップによる被害予測や過去の災害履歴等を踏まえ、最寄りの避難場所等に避難する、自宅の 2 階等安全な場所に退避するなど、各自の判断によって安全を確保するために適切な避難行動をとる。

2 町民の協力による避難行動の促進

洪水・浸水及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の町民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては、徒步で避難することを原則とする。ただし、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについて、地域の合意形成がなされている場合は、自家用車等で避難を行う。

3 避難行動要支援者の避難支援

洪水や高潮による浸水等の可能性が認められる地域において、高齢者等避難等が発令されたなどした場合、可能な範囲で避難行動要支援者の避難の支援に努める。

また、避難行動要支援者の個別の避難計画策定に努める。

4 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアル等に沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

5 要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になれるよう、その運営に協力する。

6 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

第2節 避難行動要支援者対策（発災14）

【主担当課】 福祉課、安全環境課、健康推進課

第1項 活動方針

- 地域住民等は、町が作成する避難行動要支援者名簿を活用するなどして、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。
- 町及び県は、要配慮者利用施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 要配慮者利用施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者利用施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

2 避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用して発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。

(2) 要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、生活環境の確保を図る。

3 避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアル等を活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

4 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

5 外国人支援

外国人雇用企業等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、国際交流関係団体、N P O等の協力を得て、多言語での情報提供、相談等の実施に努める。

■地域・町民が実施する共助・自助の対策

1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、町、防災関係機関、介護保険事業者事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用するなどして、地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、避難行動要支援者の避難行動を支援する。また、避難所運営マニュアル等に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 避難行動要支援者及び保護責任者の対策

町から高齢者等避難が発令された場合、避難行動要支援者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

第3節 学校・幼稚園・保育所における児童生徒等の避難対策（発災15）

【主担当課】 学校教育課、子ども家庭課

第1項 活動方針

- 風水害等発生時には、学校関係者、防災関係機関等が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 学校・幼稚園・保育所における児童生徒等の安全確保

小中学校・幼稚園・保育所の職員（教員を含む。以下同じ。）は、風水害等による校（園）舎の損壊や警報発表等により校（園）内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防機関等に通報する。

2 登下校時の児童生徒等の安全確保

小中学校・幼稚園・保育所の職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる風水害等が発生した場合、直ちに校（園）内の児童生徒等を掌握し、学校（園）からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所等へ誘導する。

小中学校・幼稚園・保育所の職員は、児童生徒等の安否の確認に努め、町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防機関等に通報する。

3 夜間・休日等における対応

小中学校・幼稚園・保育所の職員は、参考基準に従い登校（園）し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

風水害等により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在の確認に努め、町災対本部に対し安否情報を報告する。

4 学校・園の施設の被害状況の把握、情報提供

町災対本部は、小中学校の人的被害及び施設の被害状況を各学校から収集し、整理する。また、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

幼稚園及び保育園の被害状況についても各施設から収集し、整理するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

■県（県立高等学校）が実施する対策

県立高等学校は、町が実施する対策を講じるよう努める。

町は、県災対本部と連携し、県立高等学校の被害状況等を収集するとともに、必要な情報の伝達に努める。

■地域・町民が実施する対策

地域住民や自治会、自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

第5章 特定自然災害対策

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策（発災16）

【主担当課】 安全環境課、企画情報課、町民保険課、産業建設課

第1項 活動方針

- 津地方気象台や県が発表する情報を速やかに収集し、町民に対して、適切かつ速やかに情報提供する。
- 収集した情報を分析し、災害の可能性等に応じて、必要な防災対策を講じる。
- 町民や事業者等は、これら災害に遭遇した場合、速やかに自らの身を守るための対策を講じる。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 県や防災関係機関との情報共有

災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、避難情報の発令時期の検討や河川施設の操作等、必要な防災対策を講じる。

(2) 町民への注意喚起

局地的大雨による大雨特別警報等が発表された場合、迅速に町民等へ周知する。

2 竜巻等突風対策

(1) 避難所の開設及び運営

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に受け入れを行う。

(2) 道路の応急復旧

竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物は、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

3 雪害対策

(1) 町民への注意喚起

大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、町民へその情報を伝達し注意を促す。

(2) 道路除雪

「第2部 第6章 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策 第2項 ■町が実施する対策 4 (2) 道路除雪対策」に準ずる。

(3) 適切な道路管理と交通対策

道路管理者、県警察その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。

車両滞留が発生した場合には、基本法第76条の6の規定に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講じる。

(4) 防災関係機関との協力

迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保する。

第5部 被災者支援・復旧対策

第1章 災害対策本部活動体制の確保

第1節 国への災害対策要員の派遣要請等（復旧1）

【主担当課】 安全環境課、総務課

第1項 活動方針

- 災害応急対策を実施するに当たり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣の斡旋を求め、要員を確保する。
- 応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策を実施するに当たり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣の斡旋を求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、文書で行う。

(2) 国の職員の派遣斡旋の求め

指定地方行政機関の職員の派遣斡旋を知事に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

(3) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

(4) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。

2 従事命令等

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、町長は、当該期間において当該事務を行わなければならぬ。

なお、町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に県が行わなければならない。

第2節 災害救助法の適用(復旧2)

【主担当課】 福祉課、安全環境課

第1項 活動方針

- 救助法に基づく救助実施の必要性が生じた場合に、速やかに所定の手続きを行う。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 救助の実施

知事から委任を受けた救助を実施するとともに、その実施状況について知事へ報告する。

2 災害救助法の適用

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（以下本節において「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、本町における具体的適用基準は、概ね次のとおり。

(1) 適用の条件

- ① 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- ② 救助法による救助の要否は、町単位で判定すること。
- ③ 原則として同一の原因による災害であること。

(2) 適用基準

根拠法令	適用基準
施行令第1条第1項第1号	町の区域内において50世帯以上の住家が滅失したとき。
施行令第1条第1項第2号	県の区域内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内において25世帯以上の住家が滅失したとき。
施行令第1条第1項第3号	県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難と内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
施行令第1条第1項第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

(3) 被災世帯の算定基準

- ① 全壊（焼）、流失世帯は、1世帯とする。
- ② 半壊（焼）等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- ③ 床上浸水、土砂の堆積等で一時的居住困難世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

3 救助の種類と実施権限の委任

(1) 救助法による救助の種類

- ① 避難所の設置
- ② 応急仮設住宅の供与
- ③ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与

- ④ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑤ 医療及び助産
- ⑥ 被災者の救出
- ⑦ 被災住宅の応急修理
- ⑧ 生業に必要な資金の貸与
- ⑨ 学用品の供与
- ⑩ 埋葬
- ⑪ 死体の搜索及び処理
- ⑫ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

(2) 実施権限の委任

- ① 知事が災害発生の都度、町長に委任した救助については、町長が実施責任者となるものである。
- ② (1)の⑧にいう生業資金の貸し付けについては、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する条例」等による支給や貸し付けが実施されている。

4 経費の支弁及び国庫負担

救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- ① 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する
- ② 国庫負担：①の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される
- ③ 町 負担：救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は町が負担する

表 標準税収入見込額に占める災害救助費の割合

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

【参考】<市町別適用基準> 施行令第1条第1項による。

市町名	人口	世帯数	第1号	第2号
川越町	15,123	6,602	50	25

※人口、世帯数は令和2年国勢調査の基礎

※救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる

救助法による救助の程度と期間
「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表
令和3年度災害救助基準

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2 基本額 一戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年内
		○借上仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。	災害発生の日から速やかに	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与		2 基本額 地域の実情に応じた額	借上げ、提供	民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床下浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者。(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害の発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額。 2 現物給付に限ること。
	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯
	全壊	18,800	24,200	35,800
	半壊	31,200	40,400	56,200
	流出			6人以上 1人増すごとに加算
	半壊	6,100	8,300	12,400
	半焼 床上浸水	10,000	13,000	15,100 19,000 21,900 27,600
医療	医療の途を失った者。(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費。 2 助産婦による場合	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
助産	助産の途を失った者。(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者。)	は、慣行料金の100分の80以内の額。		
被災者の救助	1 現に生命もしくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上。
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者。 2 大規模な補修を行わなければ居住するが困難である程度に住家が半壊(焼)した者。	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヶ月以内	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費。 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から(教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給。	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上。 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 ○一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 ○検案 ・救護班以外は 慣行料金 以上	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班。 2 輸送費、人件費は、別途計上。 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者。	一世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第一項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第二項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のため

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
				に必要となる賃金ん職員等雇上費
実費弁償	救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者。	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超える6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超える1億円以下の部分の金額については100分の8 二 1億円を超える2億円	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用		以下の部分の金額については100分の7 亦 2億円を超える3億円以下の部分の金額については100分の6 へ 3億円を超える5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる

第2章 避難者支援等の活動

第1節 緊急輸送手段の確保（復旧3）

【主担当課】 安全環境課、総務課、町民保険課

第1項 活動方針

- 大規模災害が発生した場合、町内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 町が所有する車両の確保

町有集中管理車両及び各課が所有する車両により、輸送手段を確保する。

2 輸送ルートの情報収集・伝達

町は、交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。

また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

なお、広域かつ大規模な災害が発生し、物流システムが寸断された場合、避難者へ支援物資輸送が混乱するため、支援物資等輸送拠点を事前に決めておくなど、より円滑な避難所への支援物資供給を実現するための調査・検討を行う。

3 輸送手段の確保

(1) 輸送手段の応援要請

町は、緊急輸送が必要となった場合は、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

第2節 救援物資等の供給（復旧4）

【主担当課】 町民保険課、生涯学習課

第1項 活動方針

- 町民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需品等（以下「物資等」という。）の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
- 町は、物資等の供給又は緊急調達が困難な場合、県に物資等の提供又は調達を要請する。これに先立ち、町は備蓄物資が確保できない避難者に対し、町が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 避難所等における必要物資品目・量の把握

町は避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握するよう努める。

2 支援物資の受入

関係機関等から物資等の提供の申し入れがあった場合は、町災害時支援計画に従い、支援物資等を受け入れる。支援物資は、基本的には町物資拠点において受け入れる。また、大規模災害時における国からの支援物資等（プッシュ型支援）の受け入れについても同様に行うものとする。

なお、プッシュ型支援の物資等受入れ並びにプル型支援の要請及び受け入れは、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」により調達・輸送を行う。

3 食料の調達・供給活動

(1) 町物資拠点の開設・運営

町は救援物資の受け入れ、仕分け・搬出等の作業に必要となる物資拠点を、発災後直ちに被害状況を確認したうえで早期に開設し、救援物資の受け入れ体制を整える。

また、救援物資及び調達した物資等を効果的に配送するため、物資拠点において物資等の仕分け・一時保管等を行うとともに、協定締結団体等の協力を得ながら効果的な供給体制を構築することとする。

(2) 避難者に対する食料供給

在宅並びに避難所の避難者、車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない避難所外避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- 災害発生～12時間以内：町民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食

- 災害発生 12 時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- 災害発生 24 時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配達食
- 災害発生 72 時間後～：町民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）
- ※ 避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(3) 県等に対する食料調達要請

- ① 町において必要な食料の調達が困難な場合は、基本法第 86 条の 16 第 1 項の規定に基づき、県に対して調達を要請する。
- ② 米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請する。
- ③ 必要に応じて、応援協定等に基づき、他市町に対して広域応援を要請する。
- ④ 必要に応じて、食料の調達に関する協定等を締結している企業又は団体に食料の調達を要請する。

(4) 応急給食の実施

町が設置する物資拠点で食料を受け入れ、避難所等で被災者に対して応急給食を実施する。応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

(5) 要配慮者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。

4 生活必需品等の調達・供給活動

(1) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

時 期	品 目
災害発生～24 時間以内	医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ、（※必要に応じて）感染防止資機材（マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等）等
災害発生 24 時間後～	日用品雑貨（石鹼、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、L

時 期	品 目
災害発生 24 時間後～	P ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)、その他 (ビニールシート、ブルーシート等) など

(2) 県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請する。

(3) 生活必需品等の配分

町で設置する町物資拠点で生活必需品等を受け入れ、避難者に対して配分する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し配慮し、必要な生活必需品の確保に努める。

4 物資の受け入れ及び配分

(1) 救援物資の受け入れ及び配分

町で設置する物資拠点に物資を集積し、配分を行う。

また、アレルギー用の物資の受け入れ、配分については、適正な管理のもとを行う。

救援物資等の配分にあたっては、各配分段階において受払の記録及び受領書を備える。

(2) 物資受け入れ及び集積場所

物資の受け入れ及び集積場所は、原則、あいあいホールとし、規模に応じて各公共施設を活用する。

(3) 供給方法

町は、受け入れた救援物資等を適切に配分し、避難所等へ供給する。

5 協定に基づく応援市町による物資等の供給

被災市町又は県からの物資等の要請が入った場合、町は三重県市町災害時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。

なお物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送する。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<生活必需物資等の調達に関する協定等締結団体の対策>

次の事業者については、町との協定に基づき、生活必需物資等の供給を行う。

1 生活必需物資等の調達に関する協定締結団体

- ・ スーパーサンシ(株)
- ・ マックスバリュ中部(株)
- ・ (株)カインズ
- ・ N P O 法人コメリ災害対策センター
- ・ (一社) 日本非常食推進機構
- ・ F V ジャパン (株)
- ・ 生活協同組合コープみえ

<自衛隊の対策>

県からの要請に基づき、応急給食等を実施する。

<一般社団法人三重県 L P ガス協会の対策>

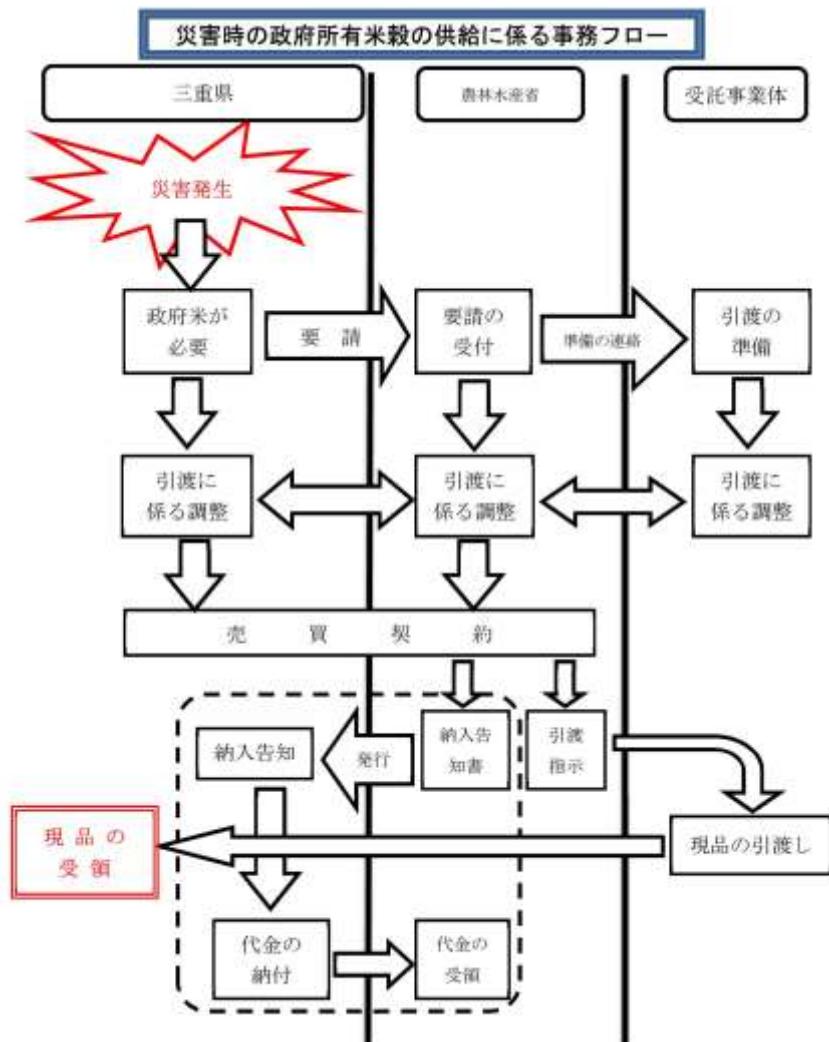
「災害時における L P ガスの供給に関する協定書」に基づき、県から L P ガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

■地域・町民が実施する共助・自助の対策

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる 3 日間又はそれ以上の間に必要な物資等は、町民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内の町民間で融通し合うよう努める。

■参考



*代金の納付期限は、30 日以内又は、3 ヶ月以内で政策統括官と知事が協議して決定

第3節 給水活動（復旧5）

【主担当課】 上下水道課

第1項 活動方針

- 応急給水活動の総合調整を行い、タンク車等による応急給水活動を実施する。
- 町の水道事業者、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、町民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 飲料水の確保

町民に対して1人当たり1日3リットルを目安に7日分以上の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水、ため池やプール等の水をろ過、滅菌して飲料水を確保する。

2 応急給水活動の調整

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

- ① ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。
- ② ブロック代表者は、ブロック内の市町の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- ③ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合は、ブロック内の市町に応援を要請する。
- ④ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに被災者支援部隊（水道応援班）に応援を要請する。
- ⑤ ブロック代表者は、被災者支援部隊（水道応援班）を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 他の都道府県等への応援要請

県内のみでは応援が不足する場合は、日本水道協会三重県支部長は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき他の都道府県等の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣する。

3 応急給水活動の実施

(1) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない町民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(2) 町民への広報

町民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用した広報を実施し、町民の不安解消に努める。

(3) 応急給水活動の応援要請

町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

応援を受ける場合は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受け入れ体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する。

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、災害派遣要請に基づき、町、県と連携して給水活動を実施する。

2 海上保安庁の対策

海上保安庁は、県災対本部の応援要請に基づき、巡視船等を使用して海上からの給水支援を実施する。

■ 地域・町民が実施する共助・自助の対策

1 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や地域住民が協力して行う。

2 飲料水、生活用水の確保

災害発生後7日分以上は自らの備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水等の確保に努める。

また、自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用する。

第4節 ボランティア活動の支援（復旧6）

【主担当課】 福祉課

第1項 活動方針

- みえ災害ボランティア支援センターと連携したボランティア支援活動を展開する。
- 災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに町内外からのボランティアの受け入れ体制を確立する。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。

第2項 対策

■共通事項等

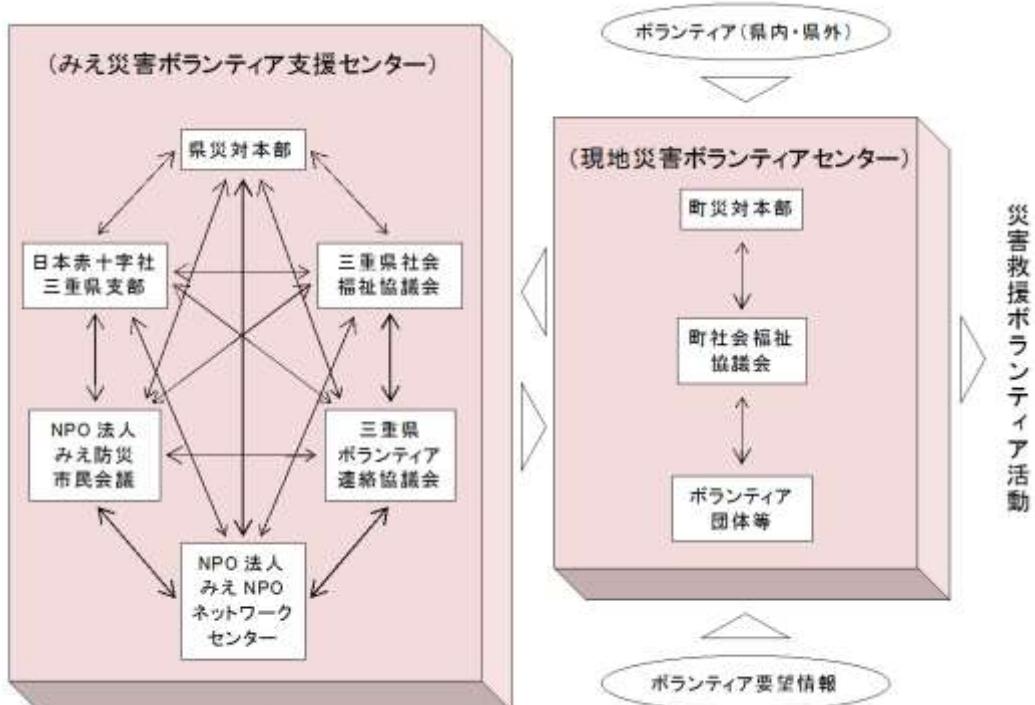
1 みえ災害ボランティア支援センター

町及び町社会福祉協議会は、大規模災害発生時に地域内外からボランティア（一般、専門職）を円滑に受け入れるために、県がみえ市民活動ボランティアセンターに設置する「みえ災害ボランティア支援センター」と連携する。

(1) 構成機関

県災対本部、県社会福祉協議会、日本赤十字社三重県支部、三重県ボランティア連絡協議会、NPO法人みえ防災市民会議及びNPO法人みえNPOネットワークセンター等で構成する。

「みえ災害ボランティア支援センター」の概念図



(2) 機能

災害救援ボランティア活動に関する地域の一元的な情報センターとして機能する。

また、市町単位の現地災害ボランティアセンターの設置状況に応じ、これらのセンターに対しての情報提供や、センター間の広域的なコーディネート、人員配置、対外的な広報活動等の後方支援活動を行う。

- ① ボランティア（一般、専門職）のコーディネート
- ② ボランティア（一般、専門職）の活動支援
- ③ 現地災害ボランティアセンターの後方支援
- ④ 関係機関との連携等
- ⑤ その他のボランティア活動に関する庶務

■町が実施する対策

1 現地災害ボランティアセンターの設置

町社会福祉協議会主体のもと、「現地災害ボランティアセンター」を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1) 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、現地災害ボランティアセンターによるボランティアニーズの把握、ボランティアの受け入れと活動先の調整を行うとともに、必要な支援を行う。

(2) 専門性を持つNPO・ボランティア団体、支援団体、企業等との連携

専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、町社会福祉協議会と連携し、情報提供など必要な支援を行う。

■町社会福祉協議会が実施する対策

1 ボランティアの受け入れ体制の整備及び支援

- ① 町社会福祉協議会に対策本部（現地災害ボランティアセンター含む。）を設置し、必要に応じて職員を町災対本部へ派遣する。
- ② 災害ボランティアセンターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

■地域・町民が実施する共助・自助の対策

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、現地災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2 現地災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、現地災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受け付け、活動先の案内などに協力する。

3 ボランティアの受け入れ支援

現地災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受け入れを行う。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第5節 防疫・保健衛生活動（復旧7）

【主担当課】 健康推進課、安全環境課

第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
- 食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 実施体制

(1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は町が行う。

(2) 防疫体制の確立

町は、保健所及び近隣市町と連絡を密にし、防疫組織の体制、器具、機材を整備する。

(3) 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

(4) 臨時予防接種の実施

県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

(5) 保健活動

① 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的に支援を行う。

要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

② 栄養・食生活支援

ア 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

(ア)要配慮者に対する栄養相談・指導を行う。

(イ)避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。

(ウ)避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。

イ 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

(6) ペット対策

町は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

■地域・町民が実施する共助・自助の対策

1 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けるよう心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

第6節 災害警備活動（復旧8）

【主担当課】 警察、安全環境課

第1項 活動方針

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める
- 町民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第2項 対策

■町が実施する対策

警察との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

■地域・町民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第7節 遺体の取り扱い（復旧9）

【主担当課】 警察、消防機関、安全環境課

第1項 活動方針

- 大規模災害が発生し、多数の死者、行方不明者が発生することが想定される場合には、これらの搜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を関係機関の協力を得て的確に実施する。
- 町は関係機関と連携し、遺体の搜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。]

第2項 対策

■町が実施する対策

1 遺体の搜索

(1) 実施者及び方法

町災対本部において警察、消防機関、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な機械器具等を借上げて実施する。

(2) 応援の要請

町災対本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあっては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接搜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ① 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- ② 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- ③ 応援を求めた人数又は舟艇器具等
- ④ その他必要な事項

2 検視場所・遺体安置所の開設

警察と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。（検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、警察と調整を図り、候補地を事前に検討しておく）。

3 遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、町災対本部は速やかに警察等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

(1) 実施者及び方法

町災対本部は、警察及び日本赤十字社三重県支部と連携・協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、町災対本部において実施できないときは、他の市町村の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、町災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請するとともに、協定締結団体等に対して応援要請する。

4 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、町災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、町災対本部において、直接火葬もしくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が、町災対本部でできないときは、本項「■町が実施する対策 1 (2) 応援の要請」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

(2) 遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、県に要請するほか、三重県市町災害時応援協定を活用し、葬祭業者に必要な協力を要請するとともに、協定締結団体等に対して協力要請する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県の要請に基づき、町、警察等救助機関と連携して遺体の捜索活動等を行う。

2 海上保安庁の対策

海上保安庁は、町、警察等救助機関と連携して遺体の捜索活動等を行う。

第3章 社会基盤施設等の復旧・保全

第1節 農作物等の被害軽減対策（復旧10）

【主担当課】 産業建設課

第1項 活動方針

- 風水害等による農業用施設、農産物、畜産に対する被害の軽減及び拡大を防止する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 農業用施設応急対策

農業用施設の被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに、事後の復旧が速やかに進行するよう努める。

2 農作物に対する応急措置

(1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に止めるため、四日市農林事務所及び農業協同組合等が協力して対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じ農業研究所等の指導及び援助を求める万全を期する。

(2) 病害虫の防除

- ① 被災地の植物防疫についての計画策定及び実施は、町長が行う。
- ② 病害虫防除所等、町及び農業協同組合は、連絡を密にして防除組織の強化を図る。
- ③ 防除の方法は、実施責任者の指示に基づき一斉に行うものとし、防除の基準は特別の指示のない限り三重県病害虫防除所の技術資料に基づくものとする。
- ④ 防除器具は、町において整備する。

また、農薬については、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬商業協同組合と常に連携を保ち、防除に必要な農薬の確保を行う。

■その他の防災機関が実施する対策

1 農作物に対する応急措置（農業協同組合）

本項「■町が実施する対策 2 農作物に対する応急措置」に準ずる。

第2節 流木等漂着物対策（復旧11）

【主担当課】 産業建設課、安全環境課、警察

第1項 活動方針

- 洪水又は高潮等により流出した木材による二次災害を防止する。
- 漂流物等を適切に処置する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 流木に対する措置

- ① 河川区域内及び海岸保全区域に漂流する流木については、河川管理者及び海岸管理者並びに町は、その所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、河川管理者、海岸管理者又は町並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。
- ② 浸水地域に漂流する流木については、警察及び町が①に準じた措置をとる。

2 河川管理者、海岸管理者との連絡体制

町は、国・県等の関係機関と流木等の状況及び処理について連絡・調整できる体制を整え、連絡方法は、防災行政無線及び電話とする。

3 漂流物等の処置

漂流物等の処置については、町と関係機関が協力し、保管引継のために必要な処置をとる。

第4章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動（復旧12）

【主担当課】 安全環境課、産業建設課

第1項 活動方針

- 大規模災害発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のごみ、し尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 障害物の除去

町が管理する道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

2 し尿処理

(1) 処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、町災害廃棄物処理計画により適正かつ迅速に処理を行う。特に貯蓄容量を超えることがないように配慮する（し尿の発生量は、1人1日当たり1.7リットルを目安とする。）。

また、人員、器材が不足する場合には、県が協定を締結した「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等の斡旋・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

3 生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、町災害廃棄物処理計画により適正かつ迅速に処理を行う。

また、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、町民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

処理機材、人員等については、可能な限り町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受け、処理機材、人員等において町での処理に支障が生じる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請するほか、「災害廃棄物の処理に関する基本協定」を活用し、廃棄物処理業者に必要な協力を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

4 災害廃棄物処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行い、町災害廃棄物処理計画により適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した場合は、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

町災害廃棄物処理計画に基づき処理を行う。環境汚染の未然防止及び町民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるとともに、人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

■地域・町民が実施する共助・自助の対策

1 し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、町の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

2 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、町の指示する分別方法や排出場所等に従うよう協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第2節 住宅の保全・確保（復旧13）

【主担当課】 産業建設課、福祉課

第1項 活動方針

- 県と密接に連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
- 民間賃貸住宅の活用など直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
- 住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
- 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもとあらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに、被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災対本部に報告する。

2 被災宅地危険度判定の実施

(1) 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。

併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも注意喚起する。

3 応急仮設住宅等の確保

(1) 応急仮設住宅(借上げ)の確保と斡旋

民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、被災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、斡旋する。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

町は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

町は、中期的な災害対応を見通すなかで、次の事項に留意してあらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

- ① 用地の選定にあたっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。
- ② 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。
- ③ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通しなどについても考慮する。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

またペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

第3節 文教等対策（復旧14）

【主担当課】 学校教育課、生涯学習課、子ども家庭課

第1項 活動方針

- 通常の教育が行えない場合の応急教育を実施する。
- 教育機能の早期回復をめざす。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 学校、幼稚園施設の被災建築物応急危険度判定を行う。
- ② 校舎、園舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ③ 校舎、園舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げなどにより、仮校舎、仮園舎を設置する。
- ④ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メールやホームページなどで実施時期等の周知を図る。
- ⑤ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会は県災対本部に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもと、学校間等での教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受け入れ配置等の調整を行う。

3 被災児童生徒等の保健管理

救急処置器材を各学校に整備する。

被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

4 学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、町立学校の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

5 学用品の調達及び確保

(1) 納入の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 納入の方法

学用品の納入は、町長(救助法が適用された場合は知事の委任による町長)が行う。

6 給食の措置

学校給食は、次のような事情を十分留意して、できる限り実施する。

① 学校給食施設・設備が被災した場合には、速やかに応急処置を行い、給食の継続に努める。

その際には、食中毒が発生しないよう、食品の管理など衛生面には十分に注意する。

② 災害救助のために学校給食施設を使用して炊き出しを実施する場合は、給食実施との調整を適切に行う。

7 県立高等学校への対応

県立高等学校は、町が実施する対策を講じるように努める。

町は、県災対本部と連携し、県立高等学校の被害状況等を収集するとともに、必要な情報伝達に努める。

8 町指定の文化財の保護

(1) 被害報告

町指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに教育委員会に報告する。

(2) 応急対応

町指定等文化財が被害を受けたときは、教育委員会は県の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

第4節 災害義援金等の受け入れ・配分（復旧15）

【主担当課】 福祉課、会計課

第1項 活動方針

- 災害義援金の募集、保管及び配分を円滑に行う。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 実施機関の設置

災害義援金の募集及び受け入れ・配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

県、市長会、町村会、県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、県社会福祉協議会、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

2 災害義援金等の募集

大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

なお、他の都道府県で大災害が発生した場合の募集については、当該都道府県の状況等を十分考慮して行う。

災害義援品については、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

3 災害義援金等の保管

災害義援金については、町災対本部（会計課）において一括してとりまとめて保管し、災害義援品については、各関係機関において保管する。

4 災害義援金等の配分

被災地の状況及び災害義援金の応募（入金）状況等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分する。

なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

■地域・町民が実施する共助・自助の対策

1 災害義援金への協力

地域・町民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

第5章 復旧にかかる支援措置

第1節 災害復旧事業にかかる財政支援（復旧16）

【主担当課】 産業建設課、上下水道課、学校教育課、福祉課、子ども家庭課、総務課

第1項 基本方針

- 被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合は、県と連携して早急に被害調査を実施し、速やかに政令指定を受けるための手続きを行う。
- 指定を受けた後は、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するための対策を講じる。

第2項 対策

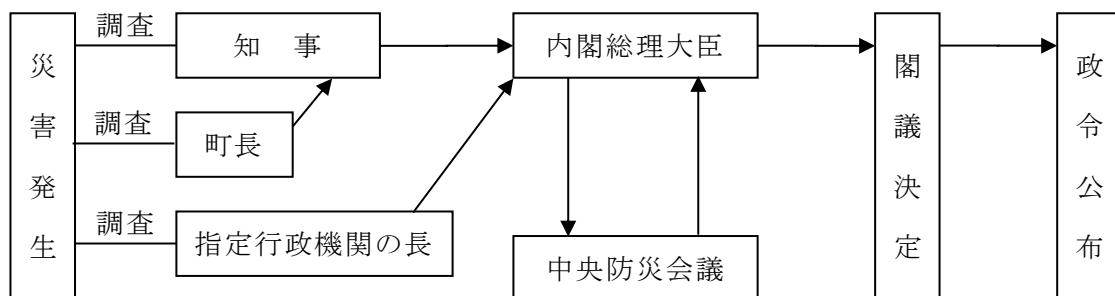
■町と県が連携して実施する対策

1 激甚災害の指定（各事業関係課）

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、町及び県は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(1) 激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続きについては、下図のとおり。



(2) 激甚災害に係る財政援助措置の主な対象事業

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公立学校施設災害復旧事業
 - ウ 公営住宅災害復旧事業
 - エ 児童福祉施設災害復旧事業
 - オ 老人福祉施設災害復旧事業
 - カ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - キ 堆積土砂排除事業

② 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

③ 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置

イ 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前的小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

④ その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

ウ 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付

エ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

オ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(3) 激甚災害に関する調査

① 県

ア 県は町の被害状況を検討する。激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部は必要な調査を行う。

イ 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

② 町

ア 町は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。

イ 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(4) 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係課が県と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

2 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

3 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援（復旧17）

【主担当課】 税務課、福祉課、産業建設課

第1項 基本方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 町は、県と連携し、被災者生活再建支援法の活用などあらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

第2項 対策

■町と県が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応

(1) 被災者台帳整備に向けた検討

町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料となる被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努める。また、災害対策分野での利用効果が見込まれている社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）についても被災者台帳の整備に併せてその利用を検討する。

(2) 家屋被害認定調査

町は、災害発生後、二次災害等のおそれがなくなり次第、速やかに家屋被害認定調査等を実施する。

また、家屋被害認定調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき行う。

町は、県と三重県土地家屋調査士会及び（公社）三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との「災害発生時における応援協力に関する協定」に基づく支援活動等を要請し、家屋被害認定調査にあたる。

(3) 罹災台帳の作成及び罹災証明書の発行

町は、家屋被害認定調査等の結果をもとに罹災台帳を作成し、申請のあった被災者に罹災証明書を発行する。

① 罹災台帳の作成

被害状況の調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明次第、速やかに罹災台帳を作成する。

② 罹災証明書の発行

救助法を適用する災害が発生した場合、町長は、罹災証明書を被災世帯全部に、支援システムなどを活用し、速やかに交付する。

罹災証明は、基本法第2条第1号に規定する災害による被害について、証明を行う。

なお、被災時の混乱等により、罹災証明書を交付できない場合は、仮罹災証明書を作成交付する措置をとり、後日速やかに本証書に切り替えを行う。

※ア 証明書の交付は、被災者にとっては応急救助のみならず、以後種々の問題につき必要になるものであるから、慎重を期すこと。

イ 発行に当たっては、罹災台帳と割印をするなど発行の事実を判然とさせ重複発行を避けるようにすること。

(家屋被害の例)

全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、流失、床上浸水、床下浸水 等

2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸し付け

① 災害援護資金

ア 実施主体：町

イ 対象災害：県内で救助法が適用された市町が 1 以上ある災害

ウ 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

エ 貸し付け限度額：350 万円

② 母子父子寡婦福祉資金

ア 実施主体：町

イ 受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20 才未満の者）を扶養している者及び配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。

ウ 貸し付け限度額：貸付資金の種類に応じて貸し付け

エ 貸付資金の種類（主要なものを抜粋）

（ア）事業開始資金

（イ）住宅資金

（ウ）生活資金

（エ）就職支度資金

（オ）修学資金

（カ）修業資金

（キ）医療介護資金

（ク）結婚資金

③ 生活福祉資金

ア 実施主体：県社会福祉協議会

イ 受給者：①の災害援護資金の貸し付け対象とならない者で、所得等貸しけ付要件を満たす者

ウ 貸し付け限度額：貸付資金の種類に応じて貸し付け

エ 貸付資金の種類

（ア）総合支援資金

・生活支援費 ・住宅入居費 ・一時生活再建費

（イ）福祉資金

・療養費 ・介護等費 ・福祉費 ・福祉費（住宅） ・福祉用具購入費 等

（ウ）教育支援資金

・教育支援費 ・就学支度費

(エ)不動産担保型生活資金

- ・不動産担保型生活資金

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

① 対象となる自然災害

異常な自然災害により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

ア 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害

ウ 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

エ 県内にア又はイの市町を含む場合にあって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害

カ 県内にアもしくはイの市町を含む場合、又はウに該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯）の区域にかかる自然災害

② 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。また、e 中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借（公営住宅以外）	—	25	25

《単数世帯の場合》

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
ず解体した世帯、長期避難世帯	賃借(公営住宅以外)	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借(公営住宅以外)	37.5	37.5	75
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借(公営住宅以外)	—	18.75	18.75

(3) 住宅自力再建支援、災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構との連携

① 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築も含め円滑に行う。

特に被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、町及び県においては復興期までの様々な行政需要の抑制にそれぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進を図っていくものとする。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平常時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

② 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対しては、町及び県は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

③ 住宅金融支援機構との連携

町及び県は、平常時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時においては家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(4) 租税の徴収猶予及び減免等

① 町税の減免等の措置

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、町の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 租税の徴収猶予及び減免等の対策（国税庁）

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

① 災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めることころに

による申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

② 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害等、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

(2) 県税の減免及び期限延長

① 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

② 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

2 金融対策（東海財務局津財務事務所、日本銀行名古屋支店）

(1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、次に掲げる措置を適切に講じることを要請する。

① 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸し出しの迅速化、貸し出し金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じる。

② 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、やむを得ない事情が認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸し出しに応じる等の適宜の措置を講じる。

③ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講じる。

④ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼

働くさせる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、次に掲げる措置を適切に講じることを要請する。

① 保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講じる。

② 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等の適宜の措置を講じる。

③ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、次に掲げる措置を適切に講じることを要請する。

① 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。

② 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。

③ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合、可能な限りの便宜措置を図る。

④ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知する。

⑤ その他、顧客への対応について十分配意する。

3 雇用対策（三重労働局）

(1) 被災者に対する職業斡旋等

① 通勤地域における適職求人の開拓

ア 職業転職者に対する常用雇用求人の開拓を実施する。

イ 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

② 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。

イ 避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

③ 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

<日本郵便株式会社が実施する対策>

1 郵便業務にかかる災害特別事務取り扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、救助法に基づき、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取り扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- ① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- ④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

<三重弁護士会が実施する対策>

1 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した県民及び県内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等をすることにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

第3節 復興体制の構築と復興方針の策定（復旧18）

第1項 活動方針

- 町は、特定大規模災害が発生した場合、被災者の生活再建を基本に、二度と同じ災害を繰り返さないよう安全性に配慮した復興の基本方針を町民の合意を得て速やかに策定し推進する体制を構築する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 復興体制の構築

(1) 町復興本部(仮称)等の設置

特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「町復興計画(仮称)」の策定をはじめとする、町の総合的な復興対策の中核となる「町復興本部(仮称)」を設置する。

町復興本部(仮称)は、町災対本部の組織を準用する。

2 復興計画等の事前検討

(1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置の適用を受けて計画的に進めるため、復興法に基づく「町復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等について、「三重県復興指針」を参考として、事前検討に努める。

(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。

(3) 復興に関する事前対策

町は、復興の円滑化のために、あらかじめ建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報や測量図面、情報図面等を電子データとしての整備や保存に努める。

また、災害復旧・復興の迅速化に役立つ地籍調査事業を推進する。

第6部 事故等による災害対策

第1章 重大事故等対策

第1節 危険物施設等の事故対策（事故1）

【主担当課】 消防機関、警察、安全環境課

第1項 活動方針

- 事故発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設、排水施設等の被害拡大を防止する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 危険物施設

(1) 危険物災害予防対策

① 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともにその都度災害予防上必要な指導を行う。

② 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運転者に対し移送及び運搬並びに取り扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ路上取締りを実施し運転者への直接指導を行う。

③ 保安教育の実施

消防機関は、管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(2) 災害発生防止の緊急措置

公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるとときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限を行う。（消防法第12条の3）

2 LPガス、都市ガス施設

町内全域は、LPガス及び都市ガス（以下「ガス」という。）により供給、消費されていることに鑑み、これによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、防災関係機関、LPガス販売事業者、都市ガス事業者及び取扱者（以下「ガス事業者等」という。）並びにガス消費者の保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期する。

(1) 保安、防災体制の確立

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びガス事業者等は、相互に連絡をとり、協力活動体制を協議し、地域ごとの保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と、町民の安全対策の推進を図る。

(2) 土木工事におけるガス埋設管の安全対策

道路管理者は、ガス管等の埋設されている道路について、道路法に基づく道路の占用許可を与える際には、当該申請者に対し、次の事項について、指示又は条件を付する。

- ① 地下埋設物の管理者と十分協議のうえ、工事施行箇所の地下埋設物の位置を確認できる図面を提出すること。
- ② 掘削の際は、工事による地盤沈下、崩壊予防及び地下埋設物を防護するための十分な対策を講じること。
- ③ 地下埋設物に影響のある掘削は人力により施工すること。
- ④ 工事着工の前日までに、消防機関及び地下埋設物の管理者に、工事予定期間を了知させるとともに、危険防止について協議し指導助言を受けること。
- ⑤ 工事箇所についての通行止め、迂回路、危険箇所等の標識を要所に設置すること。
- ⑥ 工事の施工を下請させる場合においては、元請者は、上記事項を十分周知徹底させること。

(3) ガス消費者に対する啓発

ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため、必要な啓発を行う。

3 高圧ガス施設・火薬類施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、町長は、次の措置をとる。

- ① 消防団への出動命令及び消防機関、警察、海上保安庁への出動要請
- ② 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去
- ③ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

(2) 災害応急対策

- ① 町民の安全の確保

消防機関は、災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所、火薬類製造施設等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の町民に事態を周知し、町民の安全を確保する。

- ② 火気等の制限

消防機関は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれがある区域での火気の取り扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、町民に周知徹底する。

- ③ 避難の指示及び場所

町長は、危険が生じるおそれがある区域内の町民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、町民の安全を確保する。

4 毒劇物施設

(1) 災害応急対策

県は、警察本部、町、消防機関へ毒物劇物保有状況等の情報提供を行う。

また、県及び警察本部は、町等関係機関と協調し、以下の措置を講じる。

- ① 町民に対する広報
- ② 汚染区域の拡大防止措置
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 被災者の救出救護及び避難誘導等の措置
- ⑤ 飲料水汚染の可能性がある場合の担当機関への連絡

5 放射性物質施設

(1) 災害応急対策

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講じる必要があることから、事故発生の通報を受けた保健所及び警察署は、相互に密接な連絡のもとに次の応急措置を実施する。

- ① 町民に対する広報
- ② 汚染区域の拡大防止措置
- ③ 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- ④ 避難指示
- ⑤ 被爆者の救出及び救護
- ⑥ 飲料水汚染の可能性がある場合の担当機関への連絡
- ⑦ 輸送中の事故にあっては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

6 ばい煙発生施設又は指定施設等

町は、災害が発生した場合には、関係職員を現地に派遣して、県と連携を図りながら、各種貯蔵施設、ばい煙発生施設又は指定施設等の被害の状況の把握や町民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講じる。

7 特定施設又は排水処理施設等

町は、災害が発生した場合には、関係職員を現地に派遣して、県と連携を図りながら、特定施設又は排水処理施設等の被害状況の把握や町民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講じる。

8 公害防止協定の締結

公害発生施設がある事業所との間に公害防止協定の締結に努める。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<関係事業者の実施する対策>

1 危険物施設

危険物保安監督者、危険物取扱者等は、県、町、消防機関の指導を受けて、危険物施設の実態に即して、応急対策を講じる。

- ① 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止
- ② 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- ③ 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- ④ 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動による従業員、周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

2 高圧ガス施設

災害発生及び拡大防止を図るため、事業者は次の措置をとる。

- ① 災害発生後、直ちに施設等の緊急点検を行い、漏えい等の異常の有無について確認を行う。
- ② 漏えい等の異常を発見したときは、二次災害防止のため、直ちに運転停止や応急修理等の措置を講じる。
- ③ 災害による二次災害の発生又は発生のおそれがある場合、事業者は中部近畿産業保安監督部、県、町、警察、消防及び必要に応じ海上保安庁に通報する。なお、高圧ガスの移動中における事故発生時には、迅速かつ適切な対応を図るために、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得る。
- ④ 事業者等は、施設等の応急措置を行うため、事故現場に急行する場合においては、関係者であることを識別できる服装等を着用する。

3 火薬類施設

危険時に際して、火薬類の所有者又は占有者は「火薬類取締法」に定める応急の措置を講じるとともに、警察、消防及び必要に応じ海上保安庁に届け出る。

4 毒劇物施設

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、保健所、警察又は消防機関に届け出る（毒物及び劇物取締法第16条の2）。

5 放射性物質施設（放射性物質の使用者、販売者等）

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の応急対策を実施する。

（1）事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報する。

- ① 保健所
- ② 警察
- ③ 消防機関
- ④ 町役場

（2）汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行う。

＜海上保安庁の実施する対策＞

1 海上の危険物対策

災害時における海上の保安を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、次の措置をとる。

- ① 危険物積載船舶（危険物を取り扱う海洋施設を含む）で災害が発生した場合の防除活動を行う。

- ② 危険物積載船舶について、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限もしくは禁止を行う。
- ③ 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止、取り止め等事故防止のために必要な指導を行う。

2 停泊船舶への情報伝達等

危険物等の漏えいにより、港湾内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合に、停泊船舶等に対し通報を行う。

第2節 航空機・列車事故等突発的災害への対策（事故2）

【主担当課】 消防機関、警察、安全環境課、健康推進課、診療所

第1項 活動方針

- 航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没、ガス爆発、道路災害、大量の油流出など、突発的な事故災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動に必要な対策について定める。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 活動体制

町は、これらの緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、町長が必要と認めた場合には町災対本部を設置して、適切な配備体制を整える。

なお、詳細については、町地域防災計画によるものとするが、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとる。

また、町災対本部を設置した場合には、県へ報告する。

2 応急対策活動

町は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。

また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施する。

なお、詳細については、町地域防災計画による。

- ① 被害情報の収集及び伝達
- ② 消防救急活動及び救助活動
- ③ 医療・救護活動
- ④ 被災者及び地域住民の避難対策活動
- ⑤ 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

第3節 流出油事故等への対策（事故3）

【主担当課】 消防機関、安全環境課

第1項 活動方針

- 県地先海域において、タンカー等船舶事故による大量の油流出や火災又は高潮等による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、又は陸上で流出油等が海域に及ぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護する。

第2項 対策

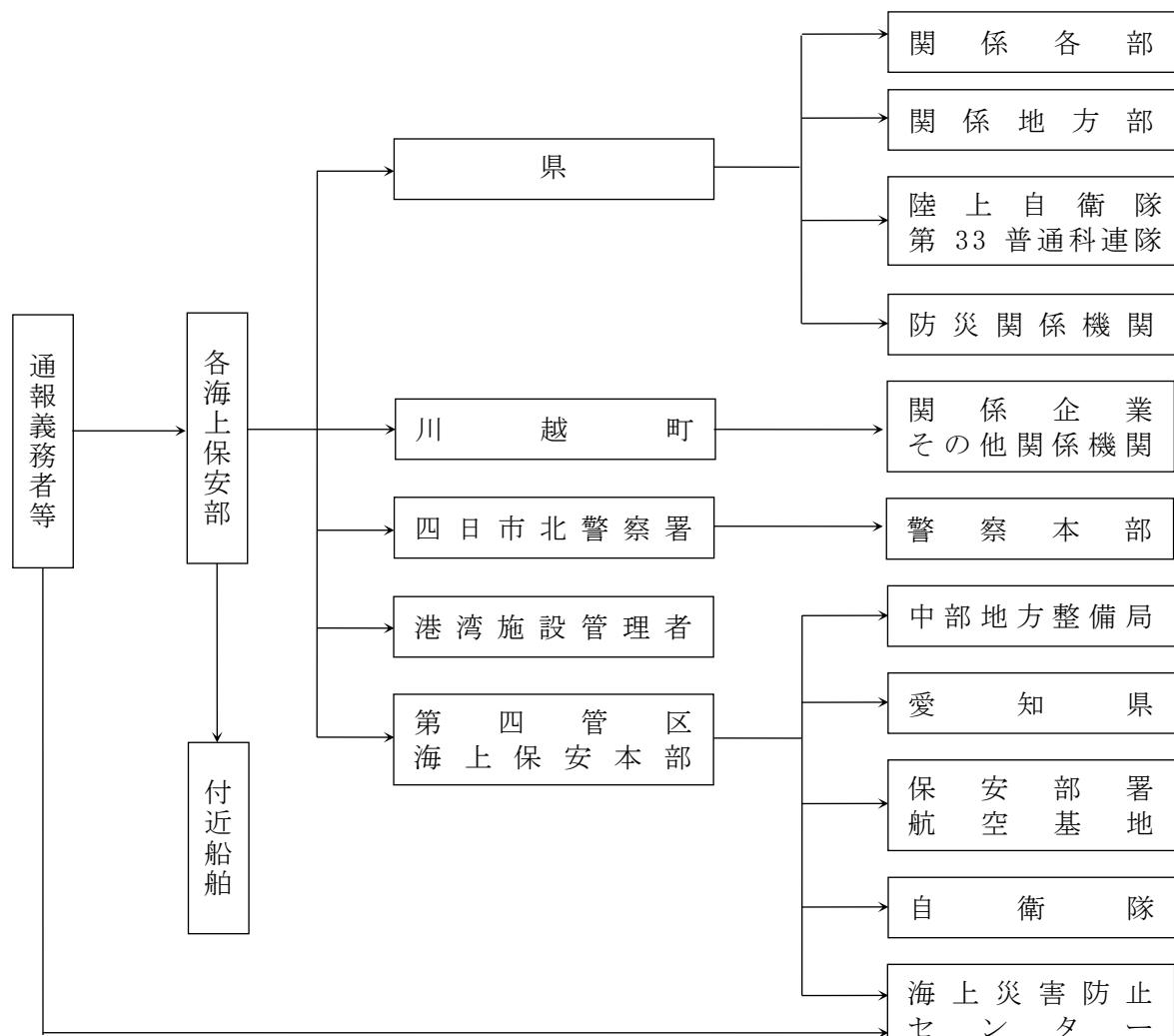
■計画関係者共通事項等

1 情報の伝達

(1) 関係機関への連絡

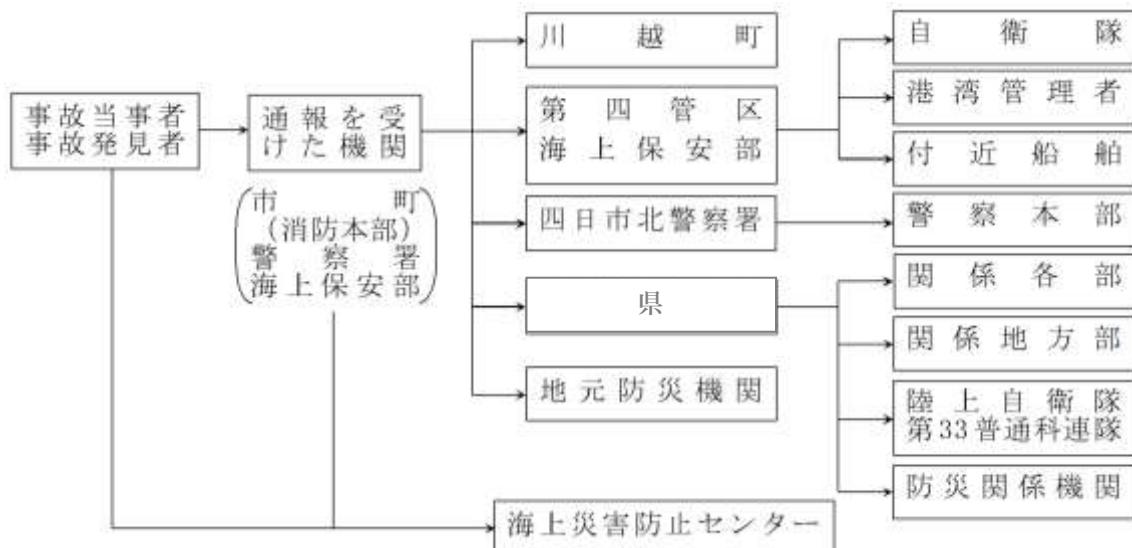
- ① 海上での災害

図 関係機関への連絡



※海上災害防止センターは、事故原因者から委託、又は海上保安庁からの指示があった場合に活動する。

② 陸上からの災害



(2) 一般への周知

① 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、概ね次の区分により一般船舶に対し周知に努める。

機 関 名	周 知 方 法	対象船舶
第四管区海上保安本部	無線通信・電話	付近船舶
関係海上保安部	"	"
放送局（NHK・民放）	ラジオ・テレビ放送	"
関係海上保安部	船舶拡声器による放送	港内船舶
関係警察署	"	"

② 沿岸住民への周知

防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るために、次の区分により周知に努める。

機 関 名	周 知 方 法	周 知 事 項
関係市町（消防機関）	広報車からの放送等	1 災害の状況
関係警察署	"	2 防災活動の状況
関係海上保安部	巡視船艇からの放送	3 火気使用制限、禁止及び交通規制、 禁止等の措置
放送局（NHK・民放）	テレビ・ラジオ放送	4 避泊準備等一般的注意事項
		5 その他必要事項

2 応急対策活動

防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により応急対策を実施する。

- ① 総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整並びに統制
- ② 災害情報の交換
- ③ 関係機関に対する協力要請

3 災害救助活動

防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施する。

(1) 流出油並びに火災対策

- ① オイルフェンス展張による拡散防止
- ② 油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理
- ③ 消火
- ④ 防災資材の輸送
- ⑤ 人命救助、救護
- ⑥ 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
- ⑦ 通信連絡

(2) 高潮対策

- ① 船舶並びに沿岸住民の避難
- ② 沿岸水防対策の実施
- ③ 気象情報の収集、連絡

4 流出油防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等が流出した場合(以下「流出油」という。)の応急対策について、次により実施する。

(1) 実施機関

流出油防除等の活動は、海上保安部、海上災害防止センター、港湾管理者、県及び町は、それぞれ必要に応じ、必要な協力をを行う。なお、必要に応じ「四日市港湾災害対策協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

また、県及び海上保安部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に関わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安部、県、町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ、設置する。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括される。

連絡調整本部の設置場所は、海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 防除活動の分担

① 海上における防除活動の分担

ア 発災船舶等は、海上保安庁への通報を行うとともに、流出油等の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を依頼する。

イ 海上保安庁は、流出油等の拡大防止措置を講じるとともに、船舶所有者等に防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行う。

なお、緊急に防除措置を講じる必要がある場合において、防除措置を講じるべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講じることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講じるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができる。また、必要に応じ、第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊に對して災害派遣要請を行う。

② 陸上における防除活動の分担

ア 消防機関は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を海上保安庁に連絡する。

イ 海上保安庁は、消防機関との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

(3) 発災事業所の措置

- ① 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
- ② 流出源の閉止及び拡大防止措置
- ③ 火気使用禁止措置
- ④ 事業所内での危険区域の設定
- ⑤ 町民に対する広報活動
- ⑥ 流出油等の回収措置
- ⑦ 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
- ⑧ その他の災害の規模に応じた措置

(4) 県の措置

- ① 災害情報の収集
- ② 沿岸に漂着した流出油等の除去・回収等活動の支援及び連絡調整
- ③ 沿岸市町、防災関係機関等への災害情報の収集伝達
- ④ 自衛隊、他府県等に対する応援要請
- ⑤ 関係機関が実施する応急対策への必要な協力
- ⑥ その他の災害の規模に応じた措置

(5) 警察の措置

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 危険区域内への立入禁止等
- ③ 被災者の救助
- ④ 避難の指示及び誘導
- ⑤ その他の災害の規模に応じた措置

(6) 町の措置

- ① 沿岸に漂着した流出油等の除去・回収等活動及び連絡調整
- ② 災害情報の収集及び伝達
- ③ 町民に対する広報
- ④ 避難指示及び誘導
- ⑤ 防災資機材の調達搬入
- ⑥ 他市町に対する応援要請
- ⑦ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
- ⑧ その他の災害の規模に応じた措置

(7) 消防本部の措置

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 陸上での火気使用禁止措置
- ③ 流出油等拡大防止の指示及び危険区域の設定
- ④ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- ⑤ 海上保安庁との連絡調整

⑥ その他の災害の規模に応じた措置

(8) 海上保安庁等の措置

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 海上での消火及び火気使用禁止措置
- ③ 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び警戒
- ④ 流出油等の拡大防止措置
- ⑤ タンカーの船長がとるべき措置の指示
- ⑥ 流出油等に対し、措置義務者に除去を命じる等必要な措置
- ⑦ 危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置
- ⑧ 消防本部との連絡調整
- ⑨ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- ⑩ 協議会に対する協力要請
- ⑪ 自衛隊の災害派遣要請
- ⑫ その他の災害の規模に応じた措置

(9) その他の防災関係機関

自らの所管する防災対策を講じるとともに、関係機関の応急対策に協力する。

■町が実施する対策

1 防災設備及び防災資機材等の整備

災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、必要に応じ、設備及び資機材を備蓄・整備・点検するとともに、特に次に掲げる資機材については備蓄に努める。

- ① オイルフェンス
- ② 油処理剤
- ③ 油吸着資材等

2 防災訓練への参加

災害の拡大防止方法を演習し、防災活動の迅速かつ的確な実施と相互の有機的連携を図るために、関係機関が実施する海上災害に対する防災訓練への参加に努める。

3 調査研究の実施

防災活動の円滑な実施を図るため、次の資料を整備し、その充実を図る。

- ① 災害発生状況及び災害の訓練等に関する資料の整備
- ② 災害発生の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）の整備
- ③ 港湾状況の調査（特に危険物の荷役場所等における防災対策調査）
- ④ 防災施設、資機材等の種類・分布状況の調査

4 危険物積載船舶等の対策

海上災害に対する防災意識の高揚を図るため、海上保安部が実施する指導啓発等に協力する。

5 海上防災思想の普及、海上安全防災対策にかかる人材の育成

防災活動を行うために必要な知識を身につけるため、各種機関の行う研修、訓練等に参加することにより、人材の育成に努める。

第2章 火災対策

第1節 大規模火災の対策（事故4）

【主担当課】 安全環境課、消防機関

第1項 活動方針

- 災害時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止を徹底する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 火災予防の推進

(1) 火災予防運動の実施

町民に、火災予防思想と、具体的な予防知識を浸透させるため、消防団及び関係団体等の協力のもとに春・秋及び年末に火災予防運動を実施する。

(2) 防火管理者制度の徹底

消防機関は、防火管理者を選任しなければならない防火対象物（消防法第8条第1項）については、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、その設置を徹底させる。

また、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防用設備等の維持管理、その他防火管理上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導する。

(3) 立入検査の強化

消防機関は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行う。

また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行う。

(4) 建築物の不燃化

建築物の耐火構造化及び内装材の防炎化を促進するため、次の施設の推進を図る。

- ① 高層建築物、旅館、劇場等の防火対象物において使用する防炎対象物品は、消防法第8条の3に規定する防炎物品の使用を促進する。

(5) 消防力の強化

① 公設消防力の強化

ア 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に沿って四日市市消防本部への委託による常備消防力の充実と、町消防団の組織強化及び団員の資質向上により消防力の充実を図る。

また、消防団員の教育訓練機会を拡充し資質の向上を図り、青年層等の参加を促進するなど消防団員組織の活性化を推進する。

イ 消防施設等の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。

② 自衛消防力の強化育成

建築物の高層化及び内装材への石油製品の使用等に伴い、火災における濃煙、有毒ガスの発生等の危険が高まっているので、消防機関を通じて、防火対象物の関係者に対し、防火管理者制度の徹底と結び付けて、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る。

2 防火対象物等火災予防対策

(1) 防火対象物

① 防火管理者制度の効果的な運用

消防機関は、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の多数の者が出入り、勤務、又は居住する防火対象物には、防火管理者を選任させ、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取り扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うように指導する。

② 立入検査指導の強化

消防機関は、防火対象物の用途、地域等に応じ予防査察を計画的に行い、常に所轄区域の防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

③ 防火対象物定期点検報告制度の実施

消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検及び報告が義務づけられた一定の防火対象物について、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化等を図る。

また、同制度による点検済の表示及び防火優良認定証の表示により利用者への情報提供を行う。

(2) 町有公共施設

町が管理する施設については、半年に一度、消防用設備等点検を行い、不良箇所の修繕を行う。

(3) 文化財

町内の文化財で、防火・防災施設設備を要するものの対策は、収蔵庫、消火栓等の設置・点検、防火・防災訓練の指導徹底並びに管理者の巡回により、万全を期する。

3 消防活動

町内において火災等による災害が発生した場合における消防活動は、町及び消防機関が主体となり実施する。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講じることとする。

① 町は、消防活動の主体として、町内で火災等の災害が発生した場合に、町民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、町民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

② 町は、消防機関、消防団での対応ができないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

③ 町は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

4 救助・救急活動の調整

町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合で、県や他の市町へ応援要請を行ったときは、緊密な連携を図るとともに、町内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

5 資機材の調達等

- ① 消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとするが、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備に努める。
- ② 必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。

■参考

1 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定により津地方気象台から通報される火災気象通報の実施基準は、次による。

- ① 実効湿度 60%以下で、最小湿度 30%以下となる見込みのとき。
- ② 最大風速が 13m/s 以上となる見込みのとき(降雨・降雪中は通報しないこともある。)。
- ③ 実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下・最大風速 10m/s 以上となる見込みのとき。